

第45回 八代市災害対策本部会議

日時：令和8年9月21日（月）午後4時00分

場所：八代市役所 3階 災害対策本部事務室

次 第

1 開 会

2 現在の状況等

3 各対策部報告

4 災害対策本部長訓示

5 閉 会

各部局別被害報告（速報・確定）

令和8年熊本地震による被害										令和8年9月21日（月）										八 代 市		
令和8年9月21日 15時現在																						
報告者名：各部より																						
区 分										区 分										被害		
人的被害	死 者		人	20											被害額 千円							
	うち 災害関連死者		人	-																		
	行方不明		人	-																		
	重 症		人	-																		
	中 等 症		人	-																		
	軽 症		人	-																		
住家被害（り災証明発行件数）	全 壊		件	657																		
	大規模半壊		件	73																		
	中規模半壊		件	165																		
	半 壊		件	414																		
	準半壊		件	678																		
	一部損壊		件	9,999																		
非住家等										公共建物										棟	1	
										その他										棟		
り災世帯数										世帯												
り災者数										人												
災害対策本部設置市町村																						
災害警戒本部等設置市町村																						
災害救助法適用市町村																						
消防職員出動延人数																						
消防団員出動延人数																						
備考																						
※住家被害の全壊件数は、874 棟（非住家も含んだ数値）。																						
※住家被害の欄は、り災証明書発行件数。																						

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【総務企画対策部】

令和8年9月21日（月）15：00時点

1 現在の状況等

(1) 地震情報（令和8年7月28日（火）16時27分 発生）

最大震度 **震度6強**

(2) 本市の体制・避難情報

令和8年7月28日（火）16時27分～ **非常配備体制（第3配備）**

令和8年7月28日（火）18時00分～ **避難指示（市内全域）**

令和8年8月18日（火）18時00分 避難指示解除

(3) 避難所開設情報（9月21日 15：00現在）

自主避難所・地震1避難所 合計13か所 ※【閉鎖】高田コミュニティセンター（9月19日（土））

避難者数：783名（※前回比 ▲6人）、最大避難者数：4,095名（7月31日 20：00現在）

(4) 被害情報（災害対策本部事務室受付分）

【人的被害】死亡：20名、行方不明者：調査中、重症：調査中、中等症：調査中、軽症：調査中、安否不明：調査中、
分類未確定：147名

【物的被害】住家被害（り災証明発行件数）：全壊：657件、大規模半壊：73件、中規模半壊：165件、半壊：414件、
準半壊：678件、一部損壊：9,999件

その他、現在把握している被害の詳細については、別紙「各部局別被害報告（速報）」のとおり

2 今後の対応

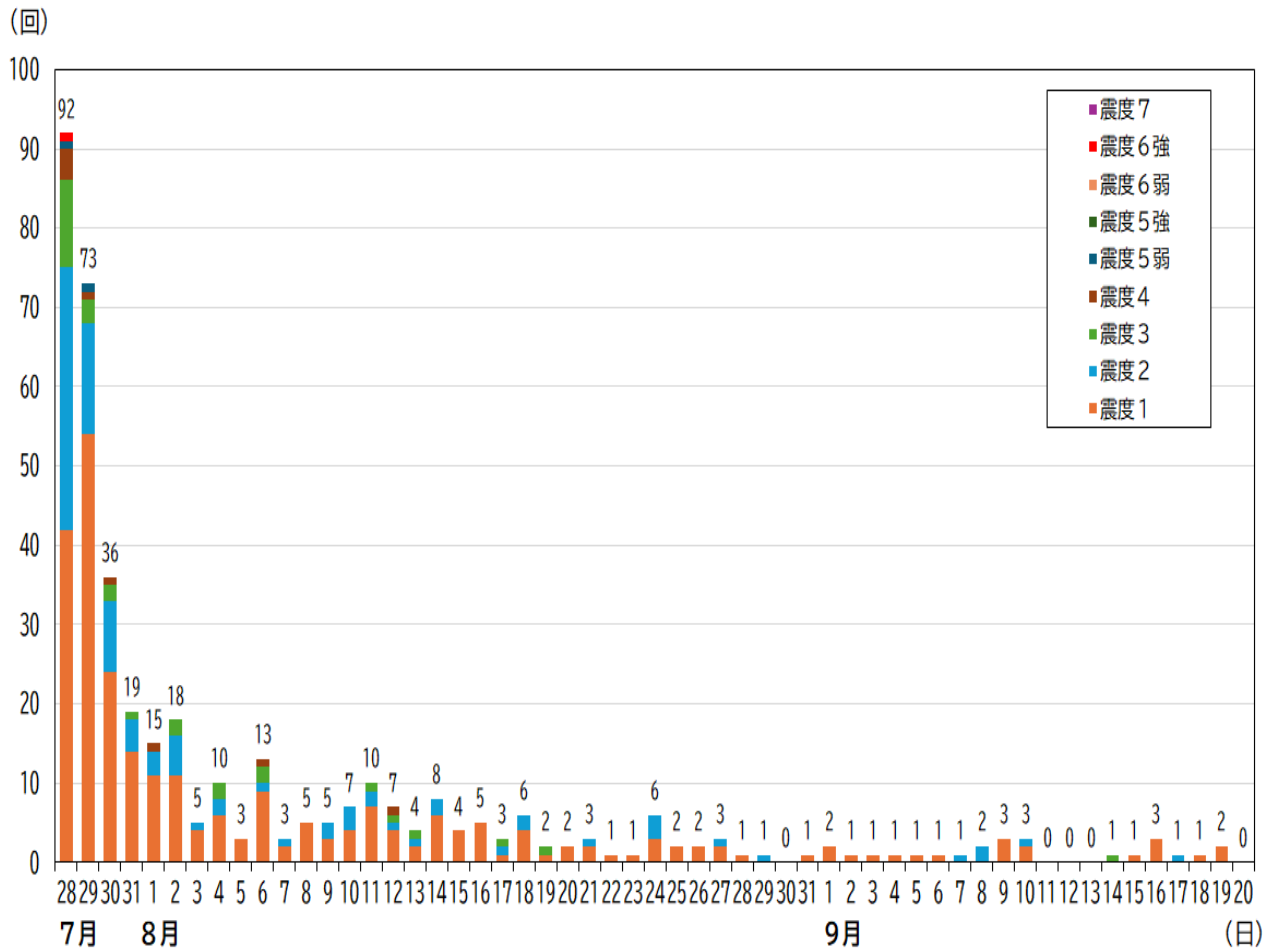
・被害状況の把握や防災情報の速やかな発信及び適切な避難所運営、環境改善等に努める

八代市における地震発生状況（7月28日～9月20日）

【震度別・期間別地震回数表】

月	日	震度別回数									
		震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7	計
7	28～31	134	60	17	6	2	0	0	1	0	220
8	1～10	58	18	6	2	0	0	0	0	0	84
	11～20	36	9	5	1	0	0	0	0	0	51
	21～31	15	6	0	0	0	0	0	0	0	21
9	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	10	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		262	98	29	9	2	0	0	1	0	401

【日別地震回数グラフ】



※熊本地方気象台の観測による集計

○ 7月28日 16時27分の地震（最大震度7）以降、震度1以上を観測した地震が 401回

（ 震度1：262回、震度2：98回、震度3：29回、震度4：9回、震度5弱：2回、震度6強：1回 ）

9月21日（月）

・避難所の集約

7月31日：63 か所 ⇒ 46 か所

8月 1日：46 か所 ⇒ 43 か所（高田小、宮地小、旧泉第一小）閉鎖

8月 2日：43 か所 ⇒ 42 か所（代陽小）閉鎖

8月 3日：42 か所 ⇒ 43 か所（鏡中学校）追加

8月 4日：43 か所 ⇒ 41 か所（昭和小学校、今泉地区公民館）閉鎖

8月 7日：41 か所 ⇒ 40 か所（鏡わかあゆ高等支援学校）閉鎖

8月 8日：40 か所 ⇒ 39 か所（七中）閉鎖

8月 9日：39 か所 ⇒ 38 か所（金剛小）閉鎖

8月26日：38 か所 ⇒ 37 か所（八代支援学校）閉鎖

8月30日：37 か所 ⇒ 39 か所（桜十字ホールやつしろ、太田郷小）

9月1日の拠点化に伴い新設

9月 1日：39 か所 ⇒ 16 か所（一中、八代コミセン、八代小、植柳コミセン、植柳小、
麦島小、松高コミセン、松高小、四中、保健センター、金
剛コミセン、六中、郡築コミセン、昭和コミセン、宮地コミセン、
宮地東コミセン、八中、龍峯コミセン、二見コミセン、坂本コミ
セン、文政小、有佐小、東陽コミセン）閉鎖

9月 5日：16 か所 ⇒ 15 か所（五中）閉鎖

9月12日：15 か所 ⇒ 14 か所（日奈久小）閉鎖

9月19日：14 か所 ⇒ 13 か所（高田コミセン）閉鎖

（別紙、**9/21 12:00 時点** 避難所開設状況一覧を参照。）

・洗濯支援

- ① 避難所等における衛生環境の確保及び生活環境の向上を図るため、避難者を対象とした洗濯支援事業を8月10日（月）から熊本県クリーニング生活衛生同業組合において実施中。（詳細については、各避難所にご案内）

② ランドリーカー

ランドリーカーの配置により、現場での洗濯・乾燥が可能。

第二中学校（8/13～）、八代トヨオカ地建アリーナ（8/20～）、鏡コミュニティーセンター（8/22～）（詳細については、各避難所にご案内）

・避難所からの移送支援

各避難所と病院やスーパー等を巡回する避難者の移送支援を9月8日から実施
10人乗りワゴン7台がそれぞれのルートを運行。1日各4～6便程度、月～土毎日実施
八代市役所は、すべてのルートに組み込み、市内循環バスとの接続も行う。
(詳細資料については、9月14日報告済)

・NHKによる避難所へのテレビ設置

(詳細資料については、8月7日報告済)

・災害サポートレンタカー無料貸し出し

期間：8月10日(月)～12月25日(金) (詳細資料については、8月8日報告済)

・都市ガス供給の復旧状況(第22報)

1.都市ガスの復旧状況(8月14日12時時点)

住所	都市ガス 供給停止件数	復旧対象件数 (A)	供給開始件数 (B)	復旧率 (B/A) %
八代市	8,892 戸	<u>8,827 戸</u>	<u>8,827 戸</u>	<u>100%</u>

(詳細については、別添「九州ガスホームページ」8/14 報告済)

・【再開のお知らせ】8月11日(火曜日)以降の「はくおうⅡ」による医療提供

(詳細資料については、8月11日報告済)

・防衛省によるフェリー「はくおうⅡ」宿泊利用

9/11～9/13で8回目を実施(予約9/9 午前9時～9/10 正午)

各避難所(代陽コミセン、桜十字ホールやつしろ、太田郷小学校)で申し込んだ場合、
避難所からはくおうⅡまで送迎。

⇒はくおうⅡの宿泊支援は、13日(日)をもって終了

・クーリングシェルター

トヨオカ地建アリーナに設置していた大型バス 2 台（男性用・女性用各 1 台）について、9 月 1 日からの路線バスの運行再開に伴い、8 月 31 日をもって終了。

※8/5～8/24 利用実績：延べ 532 人（男性 366 人、女性 166 人）

・避難所の運営

（詳細については、8 月 29 日報告済）

・令和 8 年熊本地震対応中における台風等の風水害の備え

今回の地震により、地盤の沈下・緩み、水はけが悪くなっている低地があると予想される。

また、倒壊家屋等の被害がある中で台風等の風水害は、特に危険度が増す可能性がある。

さらに、気象台が発表する気象警報等も通常基準よりも引き下げた暫定基準を設けて運用されている。

このようなことから、今後の台風襲来や秋雨前線等による豪雨の備えについて、下記のとおりとする。

1. 気象台が発表する気象解説・早期注意情報・web 会議等の情報を十分注視するとともに、気象情報が発令される警戒レベルに合わせて、本市防災計画に沿った避難情報を発令する。
2. 避難所開設にあたっては、今回の熊本地震で開設している避難所以外の避難所を開設し、住民に対し周知「情報配信（※1）」を行い、早めの避難を促す。
3. 更に危険度が増すような大きい被害が想定される場合は、本市以外への広域避難を熊本県と連携して行う。

※1 情報配信については、防災アプリ「@InfoCanal」、Yahoo! 防災速報アプリ、登録制メール、一斉架電（電話・FAX）、戸別受信機貸出し（無料）、屋外拡声器、電話応答サービスなどがある。

（詳細については、9 月 9 日報告済）

・在宅避難者の支援

現在、避難所数や避難所の避難者数は、減少傾向にあるところですが、避難所以外の自宅の軒先や車中泊、親族・知人宅等で引き続き避難生活をされている方々の状況を把握し、今後の様々な支援に繋げていくための調査を行っている。

把握方法として、各避難所やコミュニティセンターでの食料・物資配布の段階において「在宅避難者支援カード」にご記入いただき、名刺サイズのパスを配布中。

（詳細については、9月11日報告済）

・避難所利用について

地震発災以降、19日から大型連休（シルバーウィーク）に向けて被災者のご家族・親族等が片付け等のために帰省され、避難所を一時的な宿泊施設として利用できないかという問い合わせがっております。

避難所については、災害により現に被害を受け、自宅で生活ができない人が一定の期間、避難生活を送る場所と「避難所の設置 内閣府告示 第2条第1号」に規定されています。

そのため、市外・県外の家族・親族等が一時的な宿泊施設としての利用については、ご遠慮いただきますようご理解とご協力をお願いします。

避難所開設状況一覧

令和 8 年 9 月 2 1 日

1 2 時 0 0 分現在

No.	避難所名	避難所基本情報		避難者情報		水	電気	エア コン	テレビ	洗濯 支援	シャワー 等	仮設 トイレ	トイレ カー
		地区	最大※1 収容人数	避難 世帯数	避難者数								
1	代陽コミュニティセンター	代陽	200	24	27	○	○	○	○	○	○	0	0
2	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	代陽	1,250	62	83	○	○	○	○	○	○	0	0
3	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	太田郷	350	114	182	○	○	○	○	○	○	0	0
4	太田郷コミュニティセンター	太田郷	130	29	51	○	○	○	○	○	○※3	0	0
5	第二中学校	太田郷	1,400	44	78	○	○	○	○	○	○※3	0	0
6	太田郷小学校	太田郷	579	19	42	○	○	○	○	○	○	0	0
7	麦島コミュニティセンター	麦島	500	47	64	○	○	○	○	○	○	0	0
8	八千把コミュニティセンター	八千把	200	18	25	○	○	○	○	○	○※3	0	0
9	日奈久コミュニティセンター	日奈久	100	19	26	○	○	○	○	○		0	0
10	千丁コミュニティセンター	千丁	100	17	29	○	○	○	○	○	○	0	1
11	鏡コミュニティセンター	鏡	250	42	59	△※2	○	○	○	○	○	5	0
12	鏡小学校	鏡	360	27	57	○	○	○	○	○	○	0	0
13	鏡中学校	鏡	370	36	58	○	○	○	○	○	○※3	0	0
合計			5,789	498	781	12	13	13	13	13	8	5	1

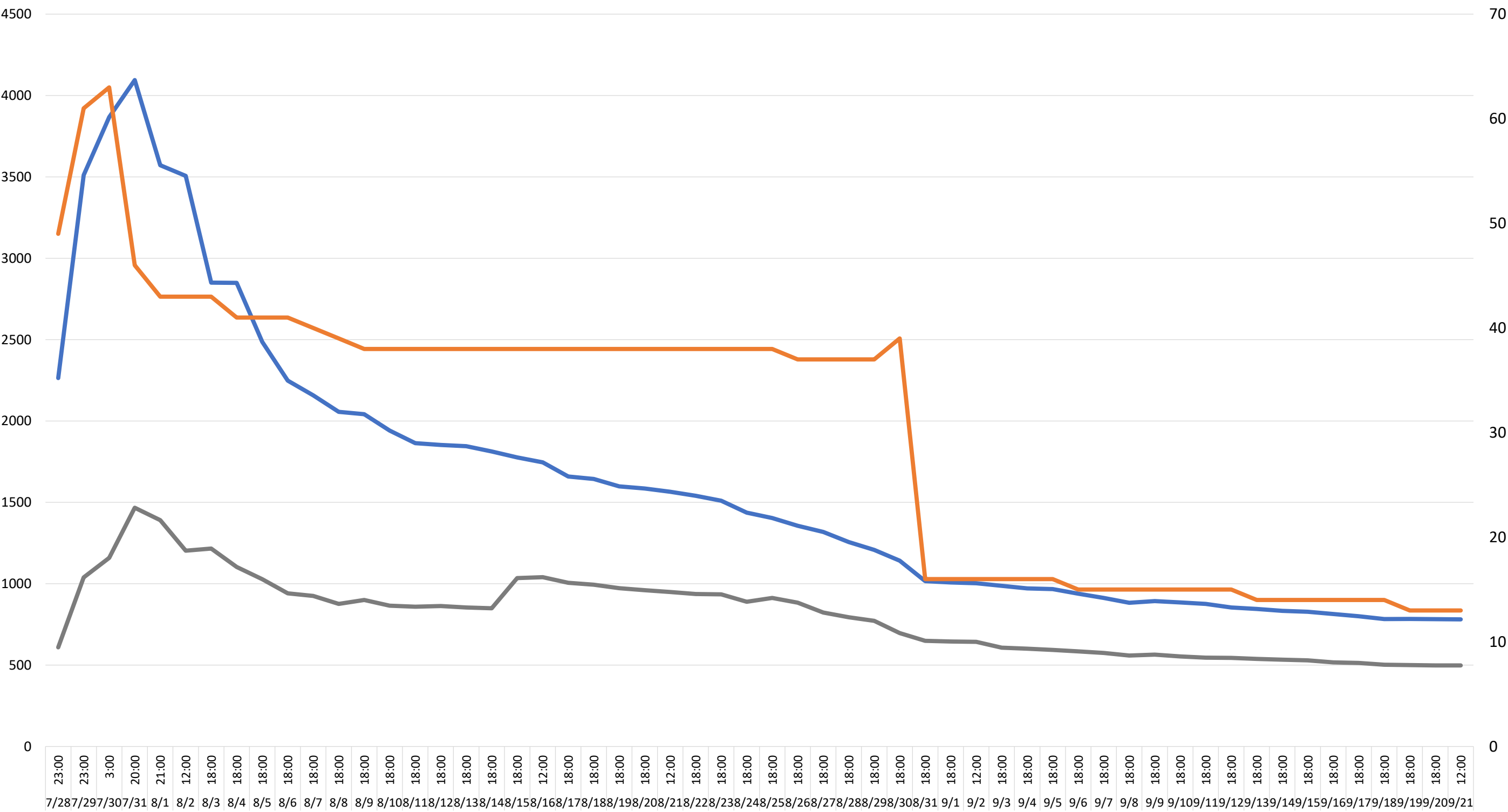
※1 最大収容人数は、実面積を1.5㎡/人で算出した値です。避難所への入所については、各避難所の実情を勘案のうえ対応しています。

※2 男子トイレ使用不可のため（女子トイレは共用の洗面所として使用中）

※3 設置完了。配管工事が完了次第、順次運用開始

八代市避難所の避難者の推移

避難世帯数 避難者数 避難所数



被災者の方に対する無料入浴支援に関するまとめ

1. 公衆浴場の入浴支援

① 日奈久温泉センター ばんぺい湯

場 所: 日奈久中町 316 TEL 38-0617

営業時間: 15:00～20:00

休館日: 毎月第3火曜日

② 坂本憩いの家 元湯

場 所: 坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週火曜日

③ 坂本温泉センター「クレオン」

場 所: 坂本町川嶽1091 TEL 45-8814

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週木曜日

④ 東陽交流センター せせらぎ

場 所: 東陽町南 1051-1 TEL 65-2112

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週水曜日

⑤ 八代温泉 さくらの湯

場 所: 川田町西 505 TEL 39-1000

営業時間: 10:00～20:00

⑥ 八代市西松江城老人憩いの家

場 所: 西松江城町2-17 TEL 32-3048

無料入浴時間: 16:00～20:00

休館日: 毎週土、日曜日、祝日

⑦ 市外の実施施設(協力施設)はこちら熊本県ホームページ ⇒



3. 本市による入浴支援

① 鏡コミュニティセンター

日 時: 8月30日(日)から当面の間

② 桜十字ホールやつしろ

日 時: 8月31日(月)から当面の間

4. 他機関による入浴支援

① 防衛省フェリー「はくおうⅡ」 8月11日(火)より再開 入浴・休憩利用

※自家用車での来場と避難所発着マイクロバス利用の場合あり

※詳細は、熊本県及び八代市【公式】HP で確認できます。

⇒ 9月13日をもって終了予定

② 海上保安庁

⇒ 8月25日をもって終了

③ 海上自衛隊

⇒ 9月3日をもって終了

④ 別府市 移動式温泉施設「幻想の湯」

日 時:8月7日(金)～27日(木) 16:00～21:00

場 所:鏡コミュニティセンター

⇒ 8月27日をもって終了

⑤ 一般社団法人ジャパンキャンパーズコネクトによるシャワーカー

日 時:8月8日(土) 9:00～20:00

場 所:文政小学校グラウンド



日時:9月7日(月)午後より 当面の間

場所:八代市鏡地域福祉センター(鏡小学校北側)

⑥ 国立高等専門学校機構が保有する練習船を活用した給水支援及びシャワー提供等
支援予定船舶及び活動期間

(1)大島丸(大島商船高専)

・ 8月 14 日～16 日 災害支援

(2)弓削丸(弓削商船高専)

・ 8月 18 日～19 日 災害支援

(3)広島丸(広島商船高専)

・ 8月 21 日～22 日 災害支援

⇒ 8月22日をもって終了

⑦ 渡辺パイプ株式会社によるシャワーカー

日 時:8月5日(水)より

場 所:第五中学校



日 時:8月27日(日)～9月10日(木)

場 所:第二中学校

⇒ 9月10日をもって終了

⑧ 滋賀県LPガス協会による入浴支援

日 時:9月7日(月)より 当面の間

場 所:太田郷小学校

5. 民間施設による支援

① 八代ゴルフ倶楽部

日 時:8月5日(水)～8月31日(火) 10:00～15:00

場 所:二見本町 2755

⇒ 8月31日をもって終了

6. その他

① 各避難所に対する仮設シャワー設置については、避難所開設状況一覧、参照。

⇒ 18か所の簡易シャワーは9月1日以降撤去



※拠点化した避難所の入浴支援が無い施設については、下記②の市内入浴施設への無料バス送迎を案内するとともに、支援団体の新たな簡易シャワー施設を設置調整中。

② 各避難所から市内入浴施設への無料バス送迎

9月1日から14避難所で送迎を開始

※9月4日から第五中学校、日奈久小学校でも送迎を開始し、全16避難所(現在13避難所)で実施
月曜～土曜運行(日曜は運休)、定員28名

トヨタカ地建アリーナ(週:6便)、その他(週3便)

※運行ダイヤについては、各避難所にてご案内

各避難所における入浴支援について

No.	避難所名	入浴設備	市内入浴施設 への送迎
1	代陽コミュニティセンター	○	○
2	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	○	○
3	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	○ (既設)	○
4	太田郷コミュニティセンター	○ (※1)	○
5	第二中学校	○ (※1)	○
6	太田郷小学校	○	○
7	麦島コミュニティセンター	○	○
8	八千把コミュニティセンター	○ (※1)	○
9	日奈久コミュニティセンター		○
10	千丁コミュニティセンター	○	○
11	鏡コミュニティセンター	○	○
12	鏡小学校	○	○
13	鏡中学校	○ (※1)	○

※1 設置完了。配管工事等が完了次第、順次運用開始
そのほか、入浴支援の詳細については、別紙「入浴支援に関するまとめ」を参照のこと

会社名	路線名	運行状況	特記事項
産交バス	市街地循環バス ※3路線	運行中 8/17～ 	(みなバス、まちバス) 通常運行 (ゆめバス) 減便運行 (10便) ※3路線とも、ゆめタウンでの乗降不可
	一般路線バス ※6路線	一部運行 9/1～ 	全6路線で減便運行
市内タクシー会社	乗合タクシー ※21路線	運行中 9/12～ 	全21路線で通常運行 ※8/5(水)から一部ダイヤ変更にて運行再開
肥薩おれんじ鉄道	肥薩おれんじ鉄道	代行バス運行 8/10～ 	八代～肥後田浦間：運休 ※10月中旬ごろ運行再開予定 肥後田浦～水俣間：9月1日(火)より運行再開 《バス代行輸送の実施》 (八代駅～水俣駅間) 8/10(月)からバス代行実施 新学期が始まる9月1日(火)より増便 平日：上り12便、下り11便、休日：上下6便 ※別途、JR九州の代行バスへ接続する便を特別運行(1便) 上り 水俣駅4:00発 ～ 停車駅省略 ～ 八代駅5:55着 ※八代市管内停車場 八代駅～短大高専前(肥後高田の代替)～日奈久温泉駅～肥後二見駅
JR九州	九州新幹線	運行中 9/18～ 	熊本駅～新水俣駅間 運行再開 ※9/18(金)から
	鹿児島本線	代行バス運行 8/26～ 新幹線 振替輸送 9/18～ 	宇土駅～八代駅間 運休 ※10月中旬ごろ運行再開予定 《新幹線による振替輸送の実施》9/18(金)～※鹿児島本線の運行再開まで 輸送区間：新八代駅～熊本駅 ⇒別紙参照 《バス代行輸送の実施》 ※9/18(金)から運行見直し (宇土駅～八代駅間) 8/26(水)～9/17(木)まで <9/18～> 運行区間：八代駅～小川駅 1日：37便 小川駅～宇土駅 1日：92便 ※有佐駅、千丁駅はバスの乗り入れができないため停車不可
神園交通	すーぱーばんべいゆ号	一部運行 8/3～ 	新八代駅を発着地として往復5便運行 ※9/18(金)から往復8便運行(一部便は運転免許センター発着) 運行経路：新八代駅～八代IC～阿蘇くまもと空港(～運転免許センター)

【7月28日 震度6強発生】状況報告

【総合対策部】

令和8年9月21日（月）15：00時点

1 受援状況

○これまでの受入延べ人数
（団体ごとの人数等は別紙参照）

期間	避難所 運営	保健師 業務	住家被害 認定調査	り災・被災 証明受付	その他	計
7/29～9/21	4,905	2,154	4,584	400	996	13,039
上記延べ人数の うち前日の人数	0	27	92	7	9	135
上記延べ人数の うち本日的人数	0	28	87	7	9	131

※業務区分「その他」は、災害ごみ仮置場 等

※本日時点で前日までの実績を修正することがあるため、これまでの
合計と合わないことがある。

○今後の受入予定

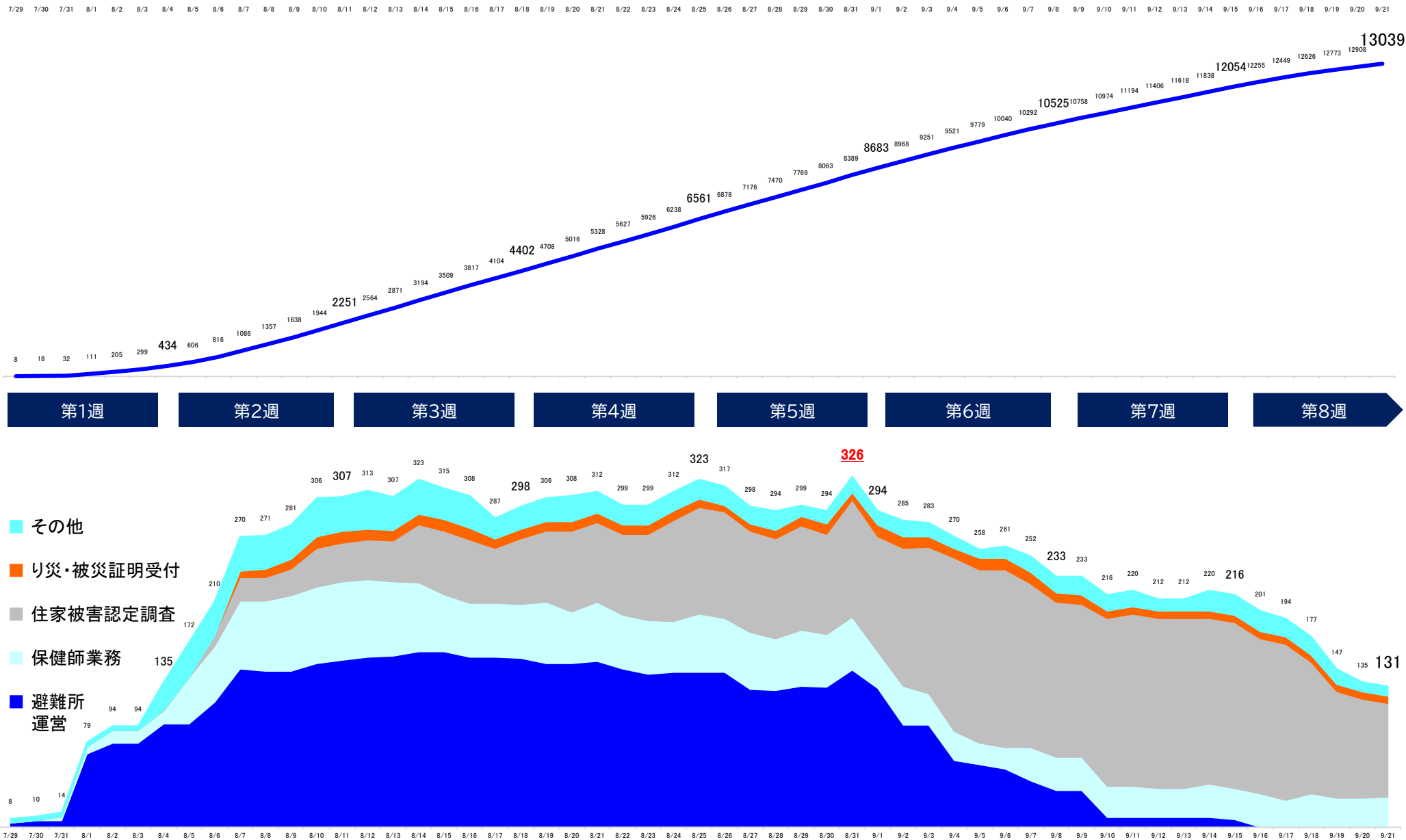
No.	自治体名	人数 (人)	始期	活動内容
1	長野県諏訪市	2	10月1日	り災証明等申請受付

※その他受入れについても調整中

○受入職員の宿泊所

坂本支所管内の2施設
（坂本支所・コミセン、さかもと青少年センター）

派遣者延べ人数と業務・日単位人数の推移



●受援状況について

(別紙)

[illegible]

●受援状況について

(別紙)

[illegible]

●受援状況について

(別紙)

[illegible]

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。

令和8年熊本地震関連

被災者応援 ガイドブック

～生活再建に向けた支援制度のご案内～

1 被災者対応



2 公的書類の発行等



3 経済・生活面の支援



4 公共料金の減免措置等



5 住まいの確保



6 事業経営・農林漁業への支援



本内容は、**令和8年9月21日**時点のもので、今後も
随時更新を行っていきます。

被災状況に応じて支援制度をご案内するサイト 『八代市被災者支援ワンストップセンター』 をご活用ください

被災状況や知りたい分野を選ぶだけで、
利用できる支援制度を簡単に探せます。

ワンストップセンターへの
アクセスはこちら



スマートフォンで二次元コードを
読み取ってください。



八代市被災者支援ワンストップセンター
やつしろ市公式サイト

支援制度

八代市の被災者支援制度をかんたん確認

あなたが利用できる支援をご案内します

罹災証明書がなくても利用できる制度があります。

あなたの状況を選んでください

● 利用できる支援制度を探す

AIに困りごとを相談

おすすめ

例：地震で家の屋根が壊れました。修理費が心配ですが、
支援制度はありますか。利用できる支援を教えてください。

例：引っ越しをしたい、受給の相談を知りたい、書類が難しい…
子育てのことで相談したい、など

個人情報の入力は、氏名・詳しい住所・電話番号・メールアドレスは入力しないでください。

困りごと
(検索内容)を
入力する

住宅の被害区分

任意



全壊



大規模半壊



中規模半壊



半壊



準半壊



一部損壊



被害程度は
不明

ご自身の
被災状況を選択する

検索したい分野

任意・複数選択可



住まいの確保



経済・生活面の支援



公共料金の減免措置等



公的書類の発行等



事業継続・農林漁業
への支援



相談窓口

検索したい分野を
選択する
(複数選択も可)

世帯の状況

任意・複数選択可



高齢者世帯



障がいのある方



子育て世帯



事業者

困りごとを入力だけでも検索できます。

検索を行う前に「特定状況など任意で、選択するとよりの確な絞り込みになります。記載がなければ「検索の原則は不明」で検索してください。

🔍 AIで検索する支援を探す →

困りごとを入力するか、いずれかの条件を選択してください。

検索ボタンを押す



選択した内容に合った支援制度の一覧が表示されます。
制度の詳細や申請方法は、一覧からご確認ください。



【パソコンからのアクセスはこちら】

https://www.numa.iis.u-tokyo.ac.jp/yatsushiro/yatsushiro_support_db/index.php

目次

被災者対応

災害相談窓口【更新】	1
災害ごみの受入れ.....	2
ホテル等への避難.....	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼	5
災害サポート・レンタカーの貸出	6
(一社)八代青年会議所による水の配達サービス	7
弁護士による無料法律相談【更新】	8
日本弁護士連合会(日弁連)による無料電話相談	8
司法書士による無料法律相談.....	9
被災者支援 特別行政相談所【新規】.....	10

税金・保険料等の減免措置等

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	11
市県民税の減免.....	12
固定資産税の減免	12
国民年金保険料の免除	12

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行【更新】	13
-----------------------	----

熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援	14
住民票等の交付手数料の免除	15
マイナンバーカードの再交付手数料の免除	16

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	17
医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除	18
被災した学用品を配付します	19
被災者生活再建支援制度	20
災害援護資金の貸付	22
生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付	24
災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金(重傷者)の支給	25

公共料金の減免措置等

水道料金の免除.....	26
下水道使用料等の減免	27
NHK受信料の免除.....	28
九州電力の電気料金等の特別処置	29
NTT西日本の電話料金等の特別措置【新規】	30

住まいの確保

建設型応急住宅(仮設住宅)【更新】	31
自宅敷地内への建設型応急住宅	32

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	33
住宅の応急修理.....	34
住家の緊急修理(ブルーシート展張等)【更新】	36
合併処理浄化槽の補助	38
建築士による電話相談窓口の開設について.....	39
水道の宅内配管工事コールセンターの開設	40
被災井戸に関する支援について.....	41
住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」(一般)	42
建物の解体・撤去について【新規】.....	44

事業経営・農林漁業への支援.....

農地災害復旧事業	45
持続的生産強化対策事業	46
営農再開ワンストップ窓口【新規】	47
農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)【令和8年熊本地震】	48
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」.....	49
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	50
緊急時短期資金保証制度	51
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)	52
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和8年熊本地震分))	53
小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)	54

雇用調整助成金(令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置)	55
八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」	56

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎1階会議室D】 住所：八代市松江城町1-25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。 なお、外国語（22言語）での相談も可能です。 あわせて、外国人市民向けに市ホームページでの情報発信を行っております。 (https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326780/index.html) □災害に関する外国人市民向け相談会 「外国からきた みなさんのための そうだん会」 日時：10月18日（日）11：00～13：00 場所：JA やつしろ西部購買センター 住所：熊本県八代市古閑浜町 3602-2
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	災害相談窓口 TEL：33-4452 外国語での相談及び外国人向け相談会（国際課） TEL：33-6846

制度の名称	災害ごみの受入れ																			
支援の種類	サービス等																			
制度の内容	令和8年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町3丁目1番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 八代市鏡支所（鏡町内田453番地1） 12月末まで ※受入休止日：毎週水曜日、土曜日 八代市北新地グラウンド（鏡町北新地1205番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週月曜日 ＜受入時間＞ 午前： 9時～11時30分 午後： 13時～16時 ＜受入品目＞ <table><tr><td>ガラス・陶磁器くず</td><td>コンクリートがら</td><td>瓦</td><td>木くず</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>家具類（※1）</td><td>たたみ</td><td>布団類</td></tr><tr><td>小型家電</td><td>家電リサイクル4品目（※2）</td><td>金属くず</td><td>石膏ボード</td></tr><tr><td>スレート</td><td>サイディング</td><td></td><td></td></tr></table> （※1）タンス等の中は空にしてください。 （※2）4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。 ※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。				ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング		
ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず																	
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類																	
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード																	
スレート	サイディング																			
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方																			
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、八代市で発生した地震に伴う災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・身分証（免許証・マイナンバー等）をご提示ください。（身分証は記録させていただきます。） ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） (1) 災害ごみ発生の世帯住所 (2) 処理を委任した人の氏名 (3) 仮置場にきた人の住所・氏名																			
お問い合わせ先	循環社会推進課（エコエイトやつしろ） TEL：34-1997																			

制度の名称	ホテル等への避難
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県では「ホテル等への避難」を実施しています。 <u>1. 避難先</u> 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 <u>2. 費用</u> ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税等は、自己負担となります。 <u>3. 移動</u> ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 <u>4. 期間</u> 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 <u>5. 申込フォーム</u> 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。 
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方はご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようにお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問い合わせ先	熊本県ホテル等避難コールセンター TEL：0120-325-327（9:30～17:30） 八代市健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援													
支援の種類	サービス等													
制度の内容	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。 ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。 ・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。 ・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。 【実施施設（協力施設）】 <table><tr><td>日奈久温泉センター ばんぺい湯</td><td>日奈久中町 316 Tel 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで</td></tr><tr><td>坂本憩いの家 元湯</td><td>坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日</td></tr><tr><td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日</td></tr><tr><td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日</td></tr><tr><td>八代温泉 さくらの湯</td><td>川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし</td></tr><tr><td>市外の実施施設 （協力施設）</td><td>熊本県ホームページを ご確認ください→</td></tr></table> ※施設の都合で臨時休館や営業時間等が変更になる場合があります。 各施設のホームページ等でご確認ください。 ※自家用車など移動手段をお持ちでない方を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、避難所に掲示しているポスターをご確認ください。（地域政策課 Tel：33-4168）		日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 Tel 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで	坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日	東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日	さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日	八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし	市外の実施施設 （協力施設）	熊本県ホームページを ご確認ください→ 
日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 Tel 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで													
坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日													
東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日													
さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日													
八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし													
市外の実施施設 （協力施設）	熊本県ホームページを ご確認ください→ 													
活用できる方	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方													
注意事項	利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。 市ホームページ→													
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） Tel：33-4003													

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っています。 活動拠点：鏡総合グラウンド（鏡町両出 1430） 災害ボランティアセンターホームページ →  【ボランティアの支援をお願いしたい方（被災された方）】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 対応できないもの：空き家、店舗（店舗兼住宅は要相談） ※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：9時～16時 《二重受付専用電話》電話番号のおかけ間違いにご注意ください 080-5065-9461 080-5065-9219 080-5066-9189 080-5068-9506 【ボランティア活動に参加したい方】 災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームからお申込みください。 《ボランティア専用電話》 080-5065-9144
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	社協 Facebook もご参考ください → 
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター 上記の専用電話におかけください

制度の名称	災害サポート・レンタカーの貸出
支援の種類	現物貸与
制度の内容	日本カーシェアリング協会では、令和8年熊本地震で被災された方、支援活動を行う団体を対象に、車の無償貸出支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。 当協会のご協力のもと、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施することとなりました。 利用いただくためには、事前の申し込みが必要です。 【実施期間】 8月10日（月曜日）から12月25日（金曜日）まで ※無料貸出 【貸出車両】 軽トラック、軽バン（合計3台） ※車両は確保でき次第追加予定です。 【貸出期間】 最長3日間（実施期間中であれば、何度でも利用可能） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡し窓口】 千丁支所（千丁町新牟田1502-1） 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 【申し込み・お問合せ】 完全予約制です。申し込みフォーム（上記二次元バーコード）または電話でお申し込みください。 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方、支援活動を行う団体 ※ 被災された方を優先します。
注意事項	長期貸出（最長14日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。 ご希望の方は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日

制度の名称	(一社) 八代青年会議所による水の配達サービス
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震にあわれた方へ、一般社団法人八代青年会議所が、連絡を受けて支援物資を配達するサービス。 電話で依頼をお受けします。 必要な方に、必要なものを、心を込めてお届けします。 【利用できる方】 水が出ないお宅に限ります。 (水が出ても濁りがある、泥水が出る場合は対象になります) ※詳しくは、下記「活用できる方」をご参照ください。 【提供できる物資(例)】 ・飲料用の水、生活用水(トイレなどに使用する水) ※食料品・生活用品などの物資配送は8月31日(月)をもって終了しました。 ※水の確保状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
活用できる方	水が出ないお宅で以下に該当する方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・お車をお持ちでない方 ・身体的な理由により、水を運ぶことが難しい方 ・市内・近所に、ご家族や支援をお願いできる方がいない方 ・その他、ご自身で水を確保・運搬することが難しい方 ※ご家族・ご親族・ご近所の方などをお願いできる場合は、まず身近な方への協力依頼をお願いいたします。
注意事項	・配達エリアは八代市・氷川町限定とさせていただきます。 ・配送には時間がかかります。当日の配送も難しい場合があります。
お問い合わせ先	(一社) 八代青年会議所 TEL: 0965-32-7063 (10:00~16:00)

制度の名称	弁護士による無料法律相談【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県弁護士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 <u>※災害関連の相談をお受けします。</u> 期日：9月3日（木曜日）から毎週木曜日（祝日を除く） ※当面の間 時間：10時～12時（相談時間は1組あたり30分） 場所：市役所本庁舎2階 市民相談室 ※受付順 市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。 市民相談室は午前9時から開きますので、それ以降に受付をお願いします。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民活動政策課（本庁舎5階） Tel：33-4482

制度の名称	日本弁護士連合会（日弁連）による無料電話相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	日本弁護士連合会（日弁連）による電話での熊本地震に関する無料法律相談が行われています。 電話相談 日弁連による電話相談を下記のとおり実施されています。 実施期間：11月30日（月）まで 電話番号：0120-254-994 受付時間：平日10時～12時／14時～16時
活用できる方	令和8年熊本地震で被災され、法律相談を希望される方
注意事項	—
お問い合わせ先	日本弁護士連合会 人権第2課 03-3580-9508

制度の名称	司法書士による無料法律相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県司法書士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 <u>※災害関連の相談をお受けします。</u> 期日：8月26日（水曜日）から毎週水曜日（祝日を除く） ※終了時期未定 時間：13時～16時（相談時間は1組あたり30分） 場所：市役所本庁舎2階 市民相談室 ※受付順 市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民活動政策課（本庁舎5階） Tel：33-4482

制度の名称	被災者支援 特別行政相談所【新規】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災された方の生活の安定・再建の一助となるよう、専門機関（12機関）が一堂に会し、ワンストップで様々なご相談に応じます。相談無料です。 期日：10月8日（木） 時間：12時～16時（受付 11：30～15：30） 相談時間：1 枠 25 分以内 場所：八代市千丁支所（千丁町新牟田 1502-1） 相談機関（予定）：熊本地方法務局、熊本国税局、住宅金融支援機構、八代市、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、熊本県行政書士会、熊本県土地家屋調査士会、熊本県宅地建物取引業協会、熊本県建築士会、行政相談委員、熊本行政評価事務所 例えば以下のような相談を承ります。 再建家屋の登記、被災した場合の所得税の雑損控除の手続、建物損壊に伴う近隣関係のトラブルなどの法律問題全般、実印や通帳の紛失、被災者支援に関する各種申請手続、被災住宅の復旧・再建等、災害復興住宅融資、被災した不動産に関する取引トラブル、被災による土地の境界に関するトラブル、八代市による支援策 相談は「予約優先」となります。相談をご希望の方は下記の予約期間内に予約先へお電話ください。 予約期間：10月5日（月）、6日（火）、7日（水）9時～16時45分 予約先：096-324-1662（熊本行政評価事務所 きくみみ熊本） ※予約は先着順で受け付けます。定員に達した場合は受付を終了する場合があります。 ※相談所開設当日に空きがある場合は、予約のない方も先着順でご案内します。 ※悪天候等の事情により、開催を中止とする場合があります。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	総務省 熊本行政評価事務所 TEL：096-324-1662（代表）

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免						
支援の種類	減免						
制度の内容	地震により被害を受け、下記の基準に該当する被保険者は、令和8年度7月分～3月分の令和8年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。 【基準】 ① 居住する住宅に損害を受けた世帯（申請は不要です） <table border="1"> <tr> <th>損害の程度</th><th>減額または免除の割合</th></tr> <tr> <td>全壊</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊、大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr> </table> ② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病等を負った世帯 ③ 主たる生計維持者などの行方が不明となった世帯 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれる世帯 ※②～④の減免額等について詳しくは市HPで確認ください。 【申請】 - 基準①に該当する世帯は、申請は不要です。り災証明書の損害の程度に基づき減免します。 - 基準②～④のいずれかに該当する世帯は、減免の申請が必要です。 ※複数の基準に該当する場合、①～④の減免額が大きいものをいずれか一つ適用します。 【受付期間】 令和8年9月14日（月）～令和9年3月31日（水） 【受付場所】 市役所本庁舎1階 国保ねんきん課、介護保険課 各支所地域振興課	損害の程度	減額または免除の割合	全壊	全部	半壊、中規模半壊、大規模半壊	2分の1
損害の程度	減額または免除の割合						
全壊	全部						
半壊、中規模半壊、大規模半壊	2分の1						
活用できる方	基準に該当する - 八代市国民健康保険の被保険者 - 熊本県後期高齢者医療制度の被保険者 - 八代市介護保険の被保険者						
注意事項	—						
お問い合わせ先	【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113 【介護保険料】 介護保険課（本庁舎1階） TEL：32-1175						

制度の名称	市県民税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、市県民税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、固定資産税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105 八代年金事務所 TEL：35-6123

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行【更新】
支援の種類	証明書
制度の内容	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 オンライン申請を受け付けていますので、ぜひご利用ください。 【オンライン申請】 令和8年8月3日（月曜日）13時～   （申請フォーム） （ホームページ記事） 【窓口申請】 ○受付開始：令和8年8月10日（月曜日） ○受付時間：閉庁日を除く9時～16時 ○開設窓口：本庁1階多目的ホール、各支所、日奈久出張所 ※土・日の開設について 9月27日（日） 9時～16時 本庁1階多目的ホール ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援
支援の種類	証明書
制度の内容	熊本県行政書士会では、令和 8 年熊本地震で被災された方を対象に、「り災証明書」の申請を無料で支援します。 【支援内容】 ○スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請について、入力方法、必要書類・写真の準備などのサポート ○高齢、病気・けが、避難等の事情によりご本人による申請が困難な場合には、個別の状況を確認したうえで、必要に応じて書類作成から提出までの代理申請 ※相談・申請サポート費用はすべて無料です。 【相談受付開始】 令和 8 年 8 月 14 日（金曜日） 【申請支援開始】 令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）から ※受付状況等により変更となる場合があります。
活用できる方	(1) 避難所に避難しており交通手段がない方 (2) 高齢等の理由で一人で役所へ出向くことが難しい方 (3) 病気やけが等で役所へ出向くことができない方 (4) ご家族による代理申請が難しい方 (5) オンライン申請や必要書類・写真等の準備に不安がある方 (6) その他、申請手続きにお困りの方
注意事項	—
お問い合わせ先	【実施団体】熊本県行政書士会 災害対策本部 【相談受付電話】096-237-7373 【相談受付時間】午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日・祝日も受付)

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1) 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2) 印鑑登録証明書の交付 (3) 住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの (3) 地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類 ※(3)の書類は、【対象となるお手続き】の(2)と(3)の場合のみ
活用できる方	(7) 令和8年7月28日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方 (8) 災害に関する手続きに使用する方
注意事項	・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きには、登録する印鑑が必要です。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	マイナンバーカードの再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおりマイナンバーカードの再交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【手続き方法】 窓口で申請される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの ・ 1 点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 2 点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など
活用できる方	令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	
支援の種類	介護保険、医療	
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 ○水俣病関係手帳 など	
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者	
注意事項	—	
お問い合わせ先	<介護サービス利用> 介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145 <医療機関受診> 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113	

制度の名称	医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除
支援の種類	医療保険診療、介護保険サービス、障害福祉サービス
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方で、以下の要件に該当する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料、障害福祉サービス等の利用料が免除されます。 ※免除できるのは、利用料のみです。食費、居住費等の自己負担分については、支払いが必要となります。 【対象となる方】 次のいずれかに該当する方 (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【適用期間】 令和 8 年 11 月利用分まで ※該当する方は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告ください。
活用できる方	医療機関等を受診される方、または、介護保険サービスや障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方のうち上記の対象となる方
注意事項	※被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。
お問い合わせ先	〈国民健康保険〉国保ねんきん課 TEL：33-4113 〈後期高齢者医療〉国保ねんきん課 TEL：33-4490 〈介護保険〉介護保険課 TEL：33-4145 〈障害福祉サービス〉障がい者支援課 TEL：35-0294

制度の名称	被災した学用品を配付します
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和8年熊本地震により被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒を対象に被災した学用品を配布します。 【対象品目】 ①文房具や通学用品（鉛筆・消しゴム・ノート・定規セット、筆箱、傘、運動靴および通学靴、体育服、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫道具セット）※柄や種類は選べません。 ②学校指定の問題集・資料集 ③制服、ランドセル（通学用バッグ） 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※り災証明書（写し）の提出が必要 ※り災証明書が取れない場合や被災状況が準半壊・一部損壊の場合は、学用品が使用できなくなったことが分かる写真等の提出が必要
活用できる方	被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒
注意事項	・見舞い制度ではないので、一律に文房具類を同数配付することはできません。 ・配付は小学校児童・中学校生徒一人につき1回限りです。
お問い合わせ先	学校教育課（本庁舎4階） TEL：33-6133

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																																																														
支援の種類	給付																																																																														
制度の内容	令和8年熊本地震により被災され、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援します。																																																																														
	＜対象となる被災世帯＞																																																																														
	八代市に居住の世帯で、令和8年熊本地震により居住する住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体する世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯																																																																														
	※被災の程度については、り災証明書の「住家の被害の程度」の判定となります																																																																														
	＜支援金の支給額＞																																																																														
	・基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金																																																																														
	・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金																																																																														
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>① 基礎支援金</th><th colspan="2">② 加算支援金</th><th>①＋②合計額</th></tr><tr><td rowspan="9">複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td rowspan="9">単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">75万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">37.5万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>187.5万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>75万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>18.75万円</td><td>18.75万円</td></tr></table>					区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借	50万円	100万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借	25万円	25万円	単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	補修	75万円	150万円	賃借	37.5万円	112.5万円	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃借	37.5万円	75万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円	補修	37.5万円	37.5万円	賃借	18.75万円	18.75万円
	区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額																																																																									
	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																									
補修				100万円	200万円																																																																										
賃借				50万円	150万円																																																																										
大規模半壊世帯		50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																										
			補修	100万円	150万円																																																																										
			賃借	50万円	100万円																																																																										
中規模半壊世帯		なし	建設・購入	100万円	100万円																																																																										
			補修	50万円	50万円																																																																										
			賃借	25万円	25万円																																																																										
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円																																																																										
			補修	75万円	150万円																																																																										
			賃借	37.5万円	112.5万円																																																																										
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																																																										
			補修	75万円	112.5万円																																																																										
			賃借	37.5万円	75万円																																																																										
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円																																																																										
			補修	37.5万円	37.5万円																																																																										
			賃借	18.75万円	18.75万円																																																																										
＜申請書類＞																																																																															
基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など																																																																															
加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など																																																																															
※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。																																																																															
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。																																																																															

	<申請から支給まで> 申請書類は市生活援護課での受付後、熊本県を經由して、本制度の委託機関である「公益財団法人 都道府県センター」に送付されます。同法人において申請書類等の内容の審査を行い、支給額を決定し指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。 ※申請受付から支給まで2～3ヵ月前後かかります。（申請書類等に不備がない場合） <申請期間> 基礎支援金：令和 9年8月27日（災害発生日から13ヵ月以内） 加算支援金：令和11年8月27日（災害発生日から37ヵ月以内） 申請書や必要書類、制度の詳細については、 公益財団法人 都道府県センターホームページをご参照ください。→ 
活用できる方	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・自己所有の住宅であっても実際に居住していない場合は対象となりません。 ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸物件に居住していた場合でも、り災判定が中規模以上（半壊は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。 ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。） ・住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。 ・その他の留意事項については、公益財団法人 都道府県センターホームページを参照ください。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	令和8年熊本地震により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。 ＜1世帯あたりの貸付限度額＞ <table><tr><th>区 分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr><tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>—</td><td>150万円</td></tr><tr><td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 (250万円) ※1</td><td>270万円 (350万円) ※1</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円 (350万円) ※1</td><td>350万円</td></tr></table> ※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合の限度額 ＜貸付条件＞ <table><tr><th>条 件</th><th>内 容</th></tr><tr><td>利率</td><td>年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年（特別な事情がある場合は5年）</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>10年（据置期間含む）</td></tr><tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr></table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※1	270万円 (350万円) ※1	住居の全壊	250万円 (350万円) ※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※1	270万円 (350万円) ※1																								
住居の全壊	250万円 (350万円) ※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	＜対象者＞ 次の（1）および（2）の要件すべてに該当する世帯 （1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯 （2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1, 270万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									

注意事項	＜申請に必要なもの＞ ・借入申込書 ※保証人を立てる場合は、保証人の記載も必要 ・り災証明書（写し）または被災証明書の（写し） ・世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、印鑑、預金通帳 ・世帯主の負傷を理由とする場合は、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書 ・住民票謄本 ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・令和８年度（令和７年分）所得課税証明書（世帯員全員分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・完納証明書又は課税がない証明書（現年度を含む３年度分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ＜申込期限＞ 令和８年１１月２日（月）
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階） Tel：33-4003

制度の名称	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付
支援の種類	貸付
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付を行います。  〈貸付対象〉 令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯 〈貸付限度額〉 1世帯につき1回限り。原則として10万円以内。 ただし、以下の場合は、20万円以内。 ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯 〈据置期間〉 貸付けの日から1年以内 〈償還期限〉 据置期間終了後2年以内 〈貸付利子〉 無利子 〈借入申込に必要なもの〉 ・ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード 等） ・ 申込者の預金通帳またはキャッシュカードなど預金口座がわかるもの 〈貸付金の交付方法〉 ・ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。 〈相談・申込み受付〉 時間：午前10時～午後4時まで（土日、祝日除く） 八代市社会福祉協議会（下記特設会場） ・ 本所（本町1-9-14） ・ 鏡支所（鏡町鏡村720 鏡地域福祉センター） ※現在避難されている所在地の市町村社会福祉協議会でも申込みできます。
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
注意事項	特設会場は令和8年9月末まで、10月以降は本所1ヵ所になります。
お問い合わせ先	八代市社会福祉協議会 TEL：0965-37-6001

制度の名称	災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給
支援の種類	給付
制度の内容	【災害弔慰金】 令和8年熊本地震により、亡くなられた方（災害関連死を含む）のご遺族に対し弔慰金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により亡くなられた方のご遺族の方 〈遺族の範囲・順位〉 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（①から⑤のいずれの方もいない場合で、かつ、亡くなった死亡当時、同居又は同一生計に限る。） 〈支給額〉 亡くなった方が ・生計維持者の場合 500万円 ・生計維持者以外の場合 250万円 【災害障がい見舞金】 令和8年熊本地震により、心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により下記の障害を受けられた方 ※医師の診断書が必要です 1. 両目が失明した方 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した方 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 5. 両上肢をひじ関節以上で失った方 6. 両上肢の用を全廃した方 7. 両下肢をひざ関節以上で失った方 8. 両下肢の用を全廃した方 9. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方 〈支給額〉 上記の障がいを負った方が ・生計維持者の場合 250万円 ・生計維持者以外の場合 125万円 【災害見舞金（重傷者）】 <u>災害による重傷者に対し見舞金を支給します。</u> <u>〈対象者〉 地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1 か月以上の入院治療を要する見込みのもの</u> <u>〈支給額〉 重傷を負った方が</u> ・世帯で1人の場合 3万円 ・同一世帯内で2人以上の場合 5万円 ※お尋ねやご不明な点は、事前にご相談ください。
活用できる方	令和8年熊本地震により、上記の対象者に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和 8 年熊本地震により発生した断水の影響を踏まえ、令和 8 年 7 月分及び 8 月分の水道料金を全額免除します。 ＜対象月＞ ・ 7 月使用分（8 月請求分） ・ 8 月使用分（9 月請求分） ＜申請方法＞ 免除に係る<u>申請は不要</u>です。
活用できる方	上水道をご利用の方
注意事項	今回の地震により水道の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。 使用中止のご連絡がない場合は、ご使用がなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。
お問い合わせ先	○ 水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎 5 階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎 2 階） TEL：32-7194 ○ 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049

制度の名称	下水道使用料等の減免
支援の種類	減免
制度の内容	令和8年熊本地震により発生した断水等の影響を踏まえ、令和8年7月分及び8月分の下水道使用料等を減免します。 〈対象月〉 ○7月使用分（8月請求分） 基本料金のみを請求（超過分は免除） ○8月使用分（9月請求分） ・上水道使用世帯⇒全額免除 ・井戸等使用世帯⇒井戸等の破損・故障により、水の使用ができなかった世帯は全額免除 ※納期限や口座振替日については延期 〈申請方法〉 減免に係る申請は不要です。
活用できる方	下水道、農業集落排水、公共浄化槽をご使用の方
注意事項	今回の地震により下水道等の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問い合わせ先	○下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎2階） TEL：62-9888

制度の名称	N H K 受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 <災害救助法が適用されている区域> 八代市全域 <免除の対象> 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 <免除期間> 令和8年7月から令和8年12月まで（6か月分） ■免除には申請が必要です <申請に必要な書類> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※申請書はNHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ <申請書類のお送り先> 〒213-8790 神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7 NHK 溝口事務センター 災害免除担当 宛 
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

制度の名称	九州電力の電気料金等の特別処置
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します。 （電気料金の支払い期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施します。） ＜特別措置の対象市町村＞ 災害救助法が適用された市町村 ＜特別措置の内容＞ 1. 電気料金の支払期日の延長 2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除 3. 工事費負担等の免除 4. 基本料金の免除 ＜特別措置の申し込み＞ この特別措置の適用を希望されるお客さま、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。
活用できる方	住居等に被害を受けられたお客さま
注意事項	お申込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体により発行される「罹災証明書」などを提出していただきます。
お問い合わせ先	お問合せ先は、九州電力ホームページを参照ください。 https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html 

制度の名称	NTT西日本の電話料金等の特別措置【新規】
支援の種類	免除等
制度の内容	令和8年熊本地震により被災及び避難されたお客さまに対する電話料金等について特別措置を行います。 ＜特別措置の内容＞ 1. 電話サービス及び電話サービス以外の電気通信サービスの基本料金等の免除 ※「避難指示」等により電話が使用できなかった場合、お客様からの申し出に基づき、その期間の基本料金等を無料とします。 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い ※フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。 3. ご利用料金の支払期限の延長 ※利用料金を「請求書」にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書に記載の日付より1ヶ月延長します。 4. 移転工事費の無料化 ※被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を、お客様からの申し出に基づき無料とします。
活用できる方	NTT 西日本の電話サービスをご利用中の方 ※電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。
注意事項	詳細な内容は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問い合わせ先	＜特別措置の問い合わせ・申し込み＞ ●熊本地震 専用受付窓口 フリーアクセス：0120-602776 受付時間：午前9時～午後5時 土日年始（12月29日～1月3日）を除く （注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、ご契約先の事業者さまへお問い合わせください。 ●その他 故障・修理に関するお問い合わせについて 携帯電話から 0120-444113 加入電話から 113 ※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話または SMS 等でご対応いたします。 令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する 電話料金等の取り扱い https://www.ntt-west.co.jp/newscms/kumamoto_info/15430/1_20260824.pdf 

住まいの確保

制度の名称	建設型応急住宅（仮設住宅）【更新】
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、建設した仮設住宅を提供する制度です。 〈相談窓口〉 場所：市役所 1 階会議室 B 一次募集は、9 月 11 日（金）をもって終了しました ※追加募集は、改めてお知らせします。
活用できる方	（１）～（５）全ての要件にあてはまる方が対象となります。 （１）令和8年7月28日時点で、八代市に居住する方 （２）１～４のいずれかを満たす方 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方 2. 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方 3. 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方 4. その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 （３）他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方 （４）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方 （５）暴力団員でない方
注意事項	・入居期間は、最長2年間です。 ・応急修理制度との併用はできません。 ・駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・この制度を利用すると、住宅の応急修理の申請できなくなります。 ・先着順ではありません。入居には一定の要件があります。
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	自宅敷地内への建設型応急住宅
支援の種類	現物給付
制度の内容	作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅に居住する必要がある方に、自宅敷地内に仮設住宅を設置できる場合があります。 <申請受付・相談窓口> 受付締切：9月25日（金）16時 Webでの申し込みもできます  https://logoform.jp/form/zis6/1759684 受付時間：9時～12時／13時～16時 ※土日祝日は、事前に住宅課までご連絡ください。
活用できる方	【主な要件】 ・住宅が「全壊」、または「半壊」以上で、やむを得ず解体を行う方 ・農業、畜産業等の生業や、その他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な方 ・自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす方（例：敷地が接している道路幅が4m以上、搬入経路が確保できる等）
注意事項	※ご相談（申込）後、改めて聞き取りと現地調査を行い、個別の事情を確認したうえで、仮設住宅の設置を判断します。 ※入居期間は、原則として2年間です。 ※設置、撤去は公費負担、光熱費等は入居者の負担です。
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 <条件> 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯 月額 5万5千円以内 2人の世帯 月額 6万5千円以内 3～4人の世帯 月額 9万5千円以内 5人以上の世帯 月額 13万円以内 <入居期間> 最長2年間 <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所1階会議室C 受付時間：平日 9時～11時30分／13時～16時30分 ※土日祝日は、事前に住宅課へご連絡ください。
活用できる方	令和8年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （1）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （2）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・ 賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・ 駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・ 応急修理制度を利用される方は、申請手順及び家賃対象時期にご注意ください。 <既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ> ・ 7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（仲介手数料、保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理								
支援の種類	現物給付								
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 屋根、外壁、基礎等の修理及び、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 <費用の限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 75万7千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 36万7千円</td></tr> <tr> <td>一部損壊</td><td>対象外</td></tr> </tbody> </table> <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所 1 階会議室 C 受付時間：9時～12時／13時～16時 ※土日祝日のご相談は事前に営繕課までご連絡ください。 <必要書類> - 市役所窓口で記入いただけるもの（市 HP にも様式を掲載） (1)(2) 修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書（様式第 1 号） (3) 資力に関する申出書（様式第 2 号） (4-1) 修理見積書（様式第 3 号） - 事前に準備いただくもの (4-2) 修理業者が作成した詳細な見積書 (5) り災証明書（写） (6) 施工前の被害状況がわかる写真 ※修理業者の口座番号などを事前にご確認ください。 <応急修理制度説明用フォーム> 応急修理制度の説明用フォームを作成しておりますので、活用ください。 	被害認定	限度額	全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円	準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円	一部損壊	対象外
被害認定	限度額								
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円								
準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円								
一部損壊	対象外								

活用できる方	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。 ※一部損壊は対象外となります。
注意事項	• 必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 • 事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援を受けられない可能性があります。 • 「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 • 借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401

制度の名称	住家の緊急修理（ブルーシート展張等）【更新】
支援の種類	助成
制度の内容	令和8年熊本地震により住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。 【支援費用】 上限56,400円を八代市から修理業者に直接お支払いします。 ※この金額には、ブルーシート、ロープ、土のう等の資材費、修理作業に係る人件費及び事務など修理に必要な一切の経費が含まれます。 【手続きの流れ】 （１）八代市への相談 以下の情報を準備してご相談ください ①被害状況が分かる写真 ※屋根、外壁、建具等の貫通等の損傷があり、降雨があれば浸水を免れないことがわかるもの、または、損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保が必要なことがわかるもの ②予定している工事内容及び修理金額（概算でも可）が分かるもの （２）修理業者への相談 本制度を利用して修理を希望される方は、ご自身で修理業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書の作成に時間がかかる場合は、工事内容と概算金額を確認してください。 （３）申込み 以下の書類をご提出ください。 ①緊急修理に関する申込書 ②被害状況報告書（被災状況の写真） ③修理業者の見積書 （４）修理の実施 制度対象と認められた場合、八代市から修理業者へ正式に依頼します。申込者の方には、修理依頼を行った旨を市からご連絡します。

	(5) 完了報告 修理が完了したら、修理業者から八代市へ「工事完了報告書」「修理前後の施工写真」「請求書」が提出されます。 (6) 完了期日 令和8年10月27日まで（完了報告の提出期限） (7) 支払い 完了報告と請求内容に基づき、八代市から直接、修理業者へ費用が支払われます。 【申請受付】 窓口①：建設政策課（本庁舎5階） 受付時間：原則平日の9時から17時 ※閉庁日（土、日、祝日等） 窓口②：1階会議室C（本庁舎1階） 受付時間 原則平日の9時から16時 ※12:00～13:00は窓口①で受付 ※土日、祝日は事前に建設政策課までご連絡ください。
活用できる方	災害発生時に居住していた住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある世帯 ※損傷を受けた住家の写真等をお持ちください。 ※倉庫、物置、駐車場は対象外です。
注意事項	・既に支払いが済んでいる修理への支援はできませんので、<u>必ず事前にご相談ください</u>。 ・修理費用が上限の56,400円を超える場合、差額は申込者（被災者）負担となります。 ・八代市から修理業者への支払は契約処理の都合上、大幅に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・原則、市内の業者への修理依頼をお願いします。 ・災害に便乗した悪質な修理業者にご注意ください。
お問い合わせ先	建設政策課（本庁舎5階）TEL：33-4116

制度の名称	合併処理浄化槽の補助										
支援の種類	助成										
制度の内容	令和8年熊本地震により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。 従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。 ＜補助内容＞ （１）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る） ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table><tr><th>人槽区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>332,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000 円</td></tr></table> ※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。 ※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。 （２）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る） 故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助 （例：ブローの交換、浄化槽本体の補修など） <table><tr><th>補助額</th></tr><tr><td>国に事前協議をして承認を得た額</td></tr></table> ※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の30日前までに申請をお願いします。 ＜申請期間＞ 令和9年1月末まで	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和8年熊本地震により合併浄化槽が損傷した方										
注意事項	・申請前に工事を開始された場合は、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。 ・事前に点検業者に 既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。										
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147										

制度の名称	建築士による電話相談窓口の開設について
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する無料電話相談窓口『令和8年熊本地震住まいサポートダイヤル』を開設いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもお案内しますので、ぜひご利用ください。 1 無料電話相談 住宅の復旧、改修等に関する電話相談を行います。 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで（土日、祝祭日を除く） ○ 受付時間 9時～12時、13時～16時 2 現地での対面相談 住宅の被害状況等に応じ、建築士等を被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修等のアドバイスを行います。ご希望の方は、「1」の無料電話相談窓口へご連絡ください。 ○ 相談時間 1件あたり30～60分程度 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで ○ 訪問日時 後日、訪問日時をご連絡いたします。 ※指定する日時にできる限りご協力ください。
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	状況により、現地の派遣をいたしかねる場合がございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
お問い合わせ先	熊本県住宅リフォーム推進協議会 （一財）熊本県建築住宅センター内 電話番号 050-8882-5924

制度の名称	水道の宅内配管工事コールセンターの開設
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災した水道の宅内配管修繕工事の需要増加を踏まえ、宅内配管修繕工事に対応可能な工事業者を紹介する「令和8年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンター」を国土交通省が開設しました。 ■電話番号 0120-275-557 ■受付時間 9時～17時（土日祝も受付） ■設置期間 12月28日（月）まで
活用できる方	八代市、宇城市、八代生活環境事務組合（八代市の一部、氷川町）の水道使用者 ※井戸の修理は対象外
注意事項	水道の新設や改造工事は、八代市指定給水装置工事事業者（指定工事事業者）でなければ施工することができませんが、令和8年熊本地震の発生にともない、当面の間、他の水道事業者（市町村長等）が指定した給水装置工事事業者についても施工を認めることとしています。
お問い合わせ先	水道の宅内配管工事コールセンター TEL：0120-275-557

制度の名称	被災井戸に関する支援について
支援の種類	サービス等
制度の内容	熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸等の修理（掘り直し等）の支援をしています。 【原因調査】…井戸内を洗浄し不具合の原因を調査します ○調査の内容 ・井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の不具合を調査します。 ・舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。 ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】…井戸等の修理を支援します ○井戸等の修理の支援内容 井戸等の復旧作業について1世帯あたり最大で75万7千円の支援があります。 ※被災者が修理業者に既に修理費用を支払い済の場合は、支援対象になりません。 ○申込に必要な書類 応急修理申込書、被害状況に関する申出書、資力に関する申出書、修理前の現況が分かる写真、修理見積書（井戸、設備など）、洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書、井戸等の応急修理申込チェックシートなど
活用できる方	【原因調査】 ・八代市在住で井戸水のみを利用されている方 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】 ① 自宅敷地内にある井戸等が損傷を受けた方 ② <u>井戸が飲用水を得る唯一の手段</u>である方 ③ 以下のいずれかに該当する方 ・ 洗浄の実施が困難。 ・ 洗浄を実施したものの機能が回復しない。 ・ 電動ポンプ等の損傷であること。 ④ 井戸等を修理することで<u>自宅での生活が可能</u>と見込まれる方 ⑤ 井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力できる方 等
注意事項	事業者および上水道を併用されている方は「対象外」となります。
お問い合わせ先	【原因調査】TEL：33-8773 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】TEL：65-7722 受付時間 8時30分～17時15分（土曜日、祝日を除く） ※9月20日（日）は開設せず、前日の19日（土）に開設します。

制度の名称	住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」（一般）												
支援の種類	貸付・融資												
制度の内容	(1) 融資限度額 <table><tr><td rowspan="2">建設</td><td>土地を取得する場合</td><td>： 5,500 万円</td></tr><tr><td>土地を取得しない場合</td><td>： 4,500 万円</td></tr><tr><td>購入</td><td colspan="2">5,500 万円</td></tr><tr><td>補修</td><td colspan="2">2,500 万円</td></tr></table> (2) 融資金利：年 1.45%～年 1.89%（2026 年 9 月 1 日現在） ※借入申込時に返済期間全ての金利が確定します。 融資金利は毎月見直します。 ※ご返済期間や団体信用生命保険の内容により異なります。 また、団体信用生命保険に加入されない方は、上記より金利が年 0.2%低くなります。 (3) 返済期間：最長 35 年 ※申込本人等の年齢により返済期間が短くなる場合があります。 (4) 返済方法：元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い (5) 担保：融資対象の建物及び土地 （融資額が 500 万円以下の場合は無担保） (6) 保証人：必要ありません。 (7) 火災保険：融資の対象となる建物に火災保険を付けていただきます。 (8) 団体信用生命保険：所定の団体信用生命保険に加入いただけます。 ※健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も融資は利用できます。 (9) 手数料：無料 (10) 申込受付期間：原則として、り災日から 2 年間です。		建設	土地を取得する場合	： 5,500 万円	土地を取得しない場合	： 4,500 万円	購入	5,500 万円		補修	2,500 万円	
建設	土地を取得する場合	： 5,500 万円											
	土地を取得しない場合	： 4,500 万円											
購入	5,500 万円												
補修	2,500 万円												
活用できる方	次の（１）から（５）までの全てにあてはまる方 (1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方 <table><tr><td>建設 購入</td><td>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。</td></tr><tr><td>補修</td><td>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」</td></tr></table> (2) ご自分が居住するための住宅を建設、購入または補修する方		建設 購入	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。	補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」							
建設 購入	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。												
補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」												

	(3) 年収に占める全てのお借り入れの年間合計返済額の割合が次表の基準を満たしている方 <table><tr><td>年 収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr><tr><td>総返済負担率基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table> (4) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 (5) お申込時点の年齢が満 79 歳未満の方	年 収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
年 収	400 万円未満	400 万円以上					
総返済負担率基準	30%以下	35%以下					
注意事項	・申込条件を満たす場合でも、審査の結果、融資をお断りする場合があります。 ・災害復興住宅融資には別途、「高齢者向け返済特例」による融資もあります。 「高齢者向け返済特例」は、毎月のお支払いが利息のみのため月々の負担を低く抑えられるなどの特徴があります。 ・詳しくは、以下のカスタマーセンターにお問合せください。						
お問い合わせ先	住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） TEL：0120-086-353（通話料無料）						

制度の名称	建物の解体・撤去について【新規】
支援の種類	費用負担
制度の内容	令和8年熊本地震により被災した損壊家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的に、公費により解体・撤去を行う制度です。公費解体と自費解体の方法があります。 ■対象となる建物 ● り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の家屋等 ● 「被災証明書」を取得した建物のうち、相談受付又は解体申請後、市の調査により「半壊」以上と判定された非住家等（空き家、倉庫、店舗等） ※対象は倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となります。それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。 ※建物の一部解体は対象外となります。 ① <u>公費解体（市が解体・撤去）</u> 家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって直接、解体撤去を行うもの ※原則、所有者等の費用負担はありません ② <u>自費解体（費用償還）</u> 所有者等が自らの費用負担で事業者に解体・撤去を依頼し、解体に要した費用を市が償還（払い戻す）もの ※所有者等と解体業者との解体の契約が令和8年7月28日（地震発生日時）～令和9年2月28日（予定）に締結されたもの ※償還額は、市の積算基準に基づく算定額との比較により決定するため、要した費用の全額が償還されない場合があります。<u>自費解体を実施する前に市へご相談ください</u> ※早急な解体をする必要がない場合は、「①公費解体」をご利用ください ■申請・相談（公費解体・自費解体とも） *事前予約が必要です* 【期間】 令和8年9月28日（月）～令和9年3月31日（水） 【場所】 循環社会推進課（エコエイトやつしろ 2階）* Web 予約：18日（金）～：市ホームページまたは右下 QR コード 電話予約：24日（木）～：0965-37-7550 自費解体を希望する方の電話相談は随時行っています。   Web 予約↑ 詳細はこちら↑
活用できる方	損壊した家屋等の所有者等
注意事項	—
お問合わせ先	予約・問合せ専用ダイヤル TEL：37-7550

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	農地災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が４０万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：５０％※注 申請者負担：５０％ ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	—
お問い合わせ先	農地整備課（本庁舎４階） TEL：33-4118 各支所産業建設課（坂本）TEL：45-2290 （鏡）TEL：52-7820 （千丁）TEL：46-1102 （東陽）TEL：65-2114 （泉）TEL：67-2112

制度の名称		持続的生産強化対策事業		
支援の種類		補助		
令和8年熊本地震により被災した農業者の営農再開に向けた生産資材の確保、残さ撤去等に対して国の支援が実施されます。				
＜支援内容及び補助率＞				
制度の内容	支援内容		補助率等	
	(1) 営農再開支援	ア 資材の調達等支援 (ア) 早期営農再開	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内
		(イ) 作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。)の購入等経費	1/2以内
		イ 栽培環境整備 (ア) 作物残渣等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作(※)又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に被害を受けたいぐさ原草及び量表を含む。)(※今年度中に植え付けを行うもの)	定額 (作物残さ:1,500円/10a以内、ガラス等:14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び量表:5,500円/人日以内)
		(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
		(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1/2以内
		ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定額 (10,000円/10a以内)
		エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要農業機械等のリース導入経費	定額 (本体価格1/2以内)
		オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 (8,000円/10a以内)
	(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援	ア 施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2以内 (補修等に必要経費に限る。)
		イ 周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要輸送経費や周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要輸送経費	定額 (7,000円/t以内)
		ウ 集出荷機能等の強化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させるために必要作業労賃費	定額 (5,600円/人日以内)
	(3) 地震被害に対する果樹農業継続特別支援	ア 病害の発生・まん延防止	被災による果実の落下に伴う病害の発生・まん延防止に必要な落下果実の処分及び追加防除に必要な作業労務費及び薬剤費	定額 (25,000円/10a以内)
		イ 樹勢回復	被災に伴う樹勢低下からの回復に必要な整枝及び追加施肥に必要な作業労務費及び肥料費	定額 (28,000円/10a以内)
	(4) 地震被害に対するいぐさ・量表生産継続特別支援	ア 周辺製織作業場の活用	被災したいぐさ生産者が製織作業を再開するために、保有するいぐさ原草や織機等の機械を周辺作業場へ輸送する際に必要輸送経費	定額 (いぐさ原草:7,000円/t以内、機械:5,500円/人日以内)
		イ 製織作業等の共同実施	被災したいぐさ生産者が保有するいぐさ原草及び織機等の機械を集約して製織作業等を共同で実施する際の製織作業場及び保管庫の借上費	1/2以内

活用できる方	令和８年熊本地震により被害を受けた農業者
注意事項	・申請の前に要望調査を行います。 ・要望調査に当たっては、被害状況を確認するため、ほ場ごとに被害箇所の写真やその他の関係資料を提出する必要があります。 ・現在、手続きの準備を行っています。申請方法、受付期間等が決定しましたら、改めて市ＨＰや農業情報配信メール等でお知らせします。
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎４階） TEL：33-8751

制度の名称	営農再開ワンストップ窓口【新規】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和８年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けた営農再開支援事業を活用し、復旧・復興に向けた取組を迅速に行うため、国、県等を構成員とした「営農再開ワンストップ相談窓口」を設置します。 ◆開設場所 八代市役所 千丁支所 第１会議室（八代市千丁町新牟田 1502-1） 【開設日時】：令和８年９月２４日（木）から開設 平日（月～金） ９：００～１６：００ ◆相談内容 ・営農再開に向けた支援事業の活用相談 ・営農技術や品目転換等の相談 ・融資相談など
活用できる方	令和８年熊本地震により被災した農業者
注意事項	—
お問い合わせ先	農林水産政策課 TEL：33-4117

制度の名称	農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）【令和8年熊本地震】
支援の種類	補助
制度の内容	令和8年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けて、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。 ＜補助率＞ 国1/2以内 ※県・市において補助率の上乗せを検討中です。決定次第お知らせします。 ※被災前と同程度（原形復旧）が対象であり、超える部分は自己負担になります。 ※業者への発注のほか、自力施工を行う場合の資材費も対象です。 ※令和8年熊本地震により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。 ＜対象となる農業用機械・施設の具体例＞ 農業用機械：トラクター、田植機、コンバイン、いぐさ織機 等 農業用施設：農作業施設、加工施設、農機具格納庫、畜舎、たい肥製造施設 かん水施設（農業専用井戸含む） 等 農業用ハウス等：農業用ハウス、附帯施設（暖房機、高設ベンチ等）等
活用できる方	令和8年熊本地震により農業用機械・施設に被害を受けた農業者
注意事項	・申請の前に要望調査を行います。 ・要望調査に当たっては、被害状況を確認するため、ほ場ごとに被害箇所の写真やその他の関係資料を提出する必要があります。 ・現在、手続きの準備を行っています。申請方法、受付期間等が決定しましたら、改めて市HPや農業情報配信メール等でお知らせします
お問い合わせ先	農林水産政策課（本庁舎4階） TEL：33-4117

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」		
支援の種類	貸付・融資		
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。		
	＜制度内容＞		
		国民事業	中小企業事業
	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）	
	金利（※3）	—	—
活用できる方	（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。		
	（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内）		
	（※3）金利については日本政策金融公庫にご相談ください。なお、令和8年8月25日付けで、以下の特別措置の取扱いを開始しました。		
	①融資後3年間、利率を0.9%引下げ		
	②利率引下げ適用の限度額 1,000万円（中小企業団体 3,000万円）		
	特別措置の適用にあたっては、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（被災証明書）を受けることが条件になります。		
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者		
注意事項	—		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 TEL：32-5195		

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 借入利率：年0.9%（令和8年7月29日現在） (3) 借入期間：借入金額 50万円～500万円 36ヵ月 505万円～1,000万円 60ヵ月 (4) 借入金の返済方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本支店 (7) 取扱期間：災害発生の日から6か月以内
活用できる方	50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.または2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※1 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。 ・小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例：共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・借入金額に応じた収入印紙 ・印鑑登録証明書（3か月以内発行の原本） ・実印 ・被災証明書または罹災証明書 ・被災証明願 ※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『被災証明書』『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方(2)の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 8 年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和8年熊本地震分））	
支援の種類	貸付・融資	
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠 8,000 万円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
活用できる方	令和 8 年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項（以下「セーフティネット」という。）第 4 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者	
注意事項	セーフティネット記事 URL （八代市 HP：下記 URL 又は二次元バーコードからご覧ください。） https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326866/index.html	
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579	

制度の名称	小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 2,000 万円 〈融資期間〉 設備 1 年以上 7 年以内 据置期間 6 か月以内 運転 1 年以上 5 年以内 据置期間 6 か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が 2,000 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業 5 人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の(1).(2)のいずれかに該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証 4 号の指定期間に限り、申し込み可。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	雇用調整助成金（令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置）										
支援の種類	補助										
制度の内容	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するものです。 【受給額】 ・休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額 ・教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額 に次の助成率を乗じた額 ※教育訓練を行った場合は、1人1日あたり以下の加算があります。 教育訓練実施率が20%以上の場合、加算額は1,800円になります。 <table><tr><th>企業規模</th><th>助成率</th><th>教育訓練加算額</th></tr><tr><td>中小企業</td><td>2／3</td><td rowspan="2">1,200円</td></tr><tr><td>大企業</td><td>1／2</td></tr></table> ※休業等の初日が令和8年7月28日～令和9年1月27日が対象です。 ※上限日数（1年間で100日）までが助成対象になります。			企業規模	助成率	教育訓練加算額	中小企業	2／3	1,200円	大企業	1／2
企業規模	助成率	教育訓練加算額									
中小企業	2／3	1,200円									
大企業	1／2										
活用できる方	令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、受給要件を満たすもの ※受給要件の詳細は、お問い合わせ先にご確認ください。										
注意事項	【今回の地震に伴う主な特例措置】 ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ・地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします。 ・残業相殺のルール（支給対象となる休業等の延べ日数から所定外労働時間を控除）を撤廃します。 ・教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します。 【事業者支援施策説明会】 日時：9／2（水）、9／14（月）、9／25（金）、9／28（月） 14：00～15：30 場所：ハローワーク八代 八代会議室（八代市清水町1－34） ※各開催日、定員は40人です。 ※事前申し込みが必要です。 右の二次元バーコードからお申込みください。 										
お問い合わせ先	熊本労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター （TEL：096-312-0086）										

制度の名称	八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被害を受けた事業者の皆さんの、事業の再建・継続を支援するため、八代商工会議所と八代市商工会では特別相談窓口を開設しています。 事業の再建や資金繰りなど、お困りの事がありましたら、お気軽にご相談ください。 相談は無料です。会員以外の方も利用できます。 ＜八代商工会議所（主に旧八代市の事業者）＞ ●日時：平日 9 時～17 時 ※土・日・祝日を除く ●場所：八代商工会議所 ＜八代市商工会（主に旧八代市以外の事業者）＞ ●日時：平日 8 時 30 分～17 時 ※土・日・祝日を除く ●場所：八代市商工会 鏡支所（本所）、千丁支所、坂本支所、東陽支所、泉支所
活用できる方	令和 8 年熊本地震により被害・影響を受けた事業者
注意事項	—
お問い合わせ先	八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会（本所） TEL：52-8111

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年8月27日（木）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

本庁舎被害状況 → 発災時と変更なし

地階：壁・天井の一部崩落、配管の破損による水漏れ、免振装置のずれ・潰れ

1階：庁舎入り口で床がめくれている

階段：壁亀裂

各階：ひずみのため、ドアの開閉が困難

(庁舎インフラ)

電気：問題なし

ガス：配管破損の可能性があるため使用不可 → 配管に異常なしを確認 → 九州ガスの復旧待ち

上水道：配管破損の可能性があるため使用不可 → 庁舎西側：8/8～全て使用可能

庁舎東側：8/10～全て使用可能

エアコン：全館空調は、ガス・水道の供給が止まっているため使用不可 → 8/24より稼働中

トイレ：東側1階のみ使用可能

東側2～6階は、使用不可 → 8/10～全て使用可能（手洗いも可能）

西側トイレは全て使用不可 → 8/8～全て使用可能（手洗いも可能）

エスカレーター：使用可能。1階ロビーの高天井の点検後再開予定（8/10～稼働予定） → 8/10から稼働中

エレベーター：東側EV→稼働中

西側EV→レールの歪み補修及び免震装置の補強が必要。→ 8/27 午後から2台とも稼働中

(庁舎内安全確認)

1・2階天井・壁：8/8（土）多目的ホール・1階ロビー天井・壁の安全点検を実施予定 → 8/8点検実施、安全確認済

北側玄関：8/5 入口のジョイントカバーを固定し転倒防止措置を実施。

南側通路：8/4 通路ひさしの基礎が一部損傷しているため、転倒防止措置を実施。

守衛室前：8/6 入口の転倒防止柵を設置。

(その他)

7/30 屋外に仮設トイレ10基を設置（北側喫煙所横） → 8/18 撤去（本庁舎西側トイレ復旧により）

7/31 市民の安全確保のため、吹き抜けの下部にあたる1階部分に通行禁止エリアを設定 → 8/10解除

8/1 本庁舎駐車場で車中泊されている方向けに、日中、市民交流エリアをクーリングシェルターとして開放→9/7閉鎖

8/6 移動式トイレカー北側玄関前に3台設置（岡山市奈義町より支援）→8/10 鏡コミセンに2台、鏡中に1台を移動

2 今後の対応

○本庁舎の方針、今後の対応について

◎地階免振装置の現地確認

7/29 午前：前田建設工業（施工業者）に現地確認

午後：久米設計（設計・施工管理業者）と前田建設工業により現地確認

7/30 午前：久米設計（本社）及び前田建設工業（熊本営業所）による現地確認

午後：国土技術政策総合研究所（国土交通省所管）による現地確認

7/31 午後：一般社団法人日本免震構造協会（元・国土交通省住宅局所管の公益法人）、国土技術政策総合研究所、東京科学大学（吉敷教授）、福岡大学（高山教授）による現地確認

※上記の専門家の意見及び調査結果を参考に、本庁舎の【市としての方針】・【今後の対応】を以下のとおり決定する。

【市としての方針】

- ・現状を踏まえ、災害対応を優先した復旧・復興を進める必要があることから、当面の間は建物の状態（損傷が進展しないこと）をモニタリングしつつ、安全性を高めるための応急補修を行いながら本庁舎を使用する。

【今後の対応】

- ・損傷箇所の応急補修を行い、建物の耐震性を高める。応急補修の期間は4から6か月程度掛かる見込み。
- ・最終的には、本復旧工事を実施することで、従前の耐震性能以上を確保する。本復旧の期間は、設計も含めると2年程度かかる見込み。

※地階について、職員の目視によるモニタリングを実施中

※応急補修工事については、工事発注に向け準備中

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【被災・り災証明の申請受付状況について】

- オンライン申請：令和8年8月3日（月）13：00より受付開始（7/31夕方HP、8/3午前インフォカナルで配信）
 - ・ **オンライン申請状況→ 14,016 件（9月20日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照**
 - ※オンライン申請方法がわからない方については、窓口にて対応。
- 窓口申請：令和8年8月10日（月）9：00～申請受付開始（8/4～HP、インフォカナルで周知）
- 申請窓口：本庁、各支所（5支所）、日奈久出張所
 - ・ **窓口申請状況→ 14,703 件（9月20日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照**
 - ※本庁会場については、1F・多目的ホールで受付。
 - ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。
（り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）

1 対応状況

【り災証明書（2次申請）について】

- 申請受付開始日：令和8年9月19日（土）9：00より受付開始
（9月18日災害対策本部会議終了後、市ホームページ、インフォカナルにて配信）
 - 申請方法：電話により申請
※受付電話番号 0965-37-7220（住家被害認定調査対策本部）
 - 申請受付時間：午前9時から午後4時まで
- ※調査日程については、調査に居住者の立ち合いが必要なため、申請いただいた後、後日、申請された方に電話をし、相談のうえ決定します。
- 申請件数：260件（R8.9.19）
94件（R8.9.20）

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月21日（月）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【り災証明発行に係る住家被害認定調査について】

- 調査実施：8/6 午前9時から他自治体の応援職員を中心に全壊建物の調査を開始（8/11まで市内全域を調査）
実績→ 874件（8月15日受付分までの集計） ※非住家含む ※詳細は別紙参照
8/12 午前9時から他自治体の応援職員を中心に申請に基づく建物の調査を開始
実績→ 8,919件（9月20日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照

調査済み建物判定状況（9月21日現在）

全壊872件、大規模半壊111件、中規模半壊244件、半壊636件、準半壊1,187件、一部損壊3,437件 合計6,489件

- 応援体制：（内閣府）罹災証明コーディネーター 1名（佐伯市職員（大分県）9/19～9/27）

他自治体からの職員派遣（9月21日）→ 大阪府10名、京都府6名、岡山県2名、長崎県4名、大分県7名、
鹿児島県3名、山口県2名、沖縄県4名、さいたま市10名、
北九州市6名、京都市6名、大阪市4名、江東区（東京都）2名、
磐田市（静岡県）1名、九州財務局 4名
計 71 名

【り災・被災証明書発行状況について】

り災証明書発行件数 11,986 件 被災証明書発行件数 13,985 件（9月20日現在） ※詳細は別紙参照

2 今後の対応

〇り災証明に係る家屋調査予定期間

調査区分	実施期間	状況
全壊家屋調査	8月6日 ～ 8月10日	完了
申請による調査（1次）	8月12日 ～9月末（見込み）	実施中
2次調査	9月中旬～11月末（見込み）	実施中

※ 1次調査にかかるり災証明書の発行は10月中旬（見込み）

り災・被災証明申請について

	り災・被災証明申請										現地調査 申請に 基づく 調査	証明書発行件数	
	オンライン 申請	窓口申請								合計		り災 証明	被災 証明
		本庁	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所	日奈久出張所	計				
計	12,082	7,066	95	1,575	1,649	90	54	511	11,040	23,122	4,253	4,722	9,315
9月1日(火)	153	226		32	32	2		14	306	459	351	374	344
9月2日(水)	138	195	1	19	28			10	253	391	434	752	696
9月3日(木)	119	181	2	39	29	1	2	4	258	377	325	305	295
9月4日(金)	96	151	1	32	26			45	255	351	245	579	347
9月5日(土)	126			窓口休み						126	501		窓口休みのため発行なし
9月6日(日)	139	157							157	296	346	31	77
9月7日(月)	114	192		32	33	5	2	5	269	383	72	624	443
9月8日(火)	95	187		19	37	5	1	13	262	357	238	618	218
9月9日(水)	91	185	1	17	33	2	1	14	253	344	183	678	538
9月10日(木)	106	169		19	26	1		6	221	327	214	359	279
9月11日(金)	90	173	3	27	19	2		7	231	321	243	534	226
9月12日(土)	79			窓口休み						79	226		窓口休みのため発行なし
9月13日(日)	102	93							93	195	244	33	37
9月14日(月)	101	205	4	20	32	3	1	5	270	371	203	357	204
9月15日(火)	70	161		8	20			10	199	269	148	516	211
9月16日(水)	78	137		19	19	1		4	180	258	143	1,188	386
9月17日(木)	68	161		24	11	6		3	205	273	198	280	268
9月18日(金)	65	125	4	24	16			6	175	240	142	36	101
9月19日(土)	44	76							76	120	117		
9月20日(日)	60			窓口休み						60	93		窓口休みのため発行なし
9月21日(月)													
9月22日(火)													
9月23日(水)													
9月24日(木)													
9月25日(金)													
9月26日(土)													
9月27日(日)													
9月28日(月)													
9月29日(火)													
9月30日(水)													
計	14,016	9,840	111	1,906	2,010	118	61	657	14,703	28,719	8,919	11,986	13,985

(参考) 全壊建物調査と申請に基づく調査件数(校区ごと)

	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見	坂本町	千丁町	鏡町	東陽町	泉町	合計	現地調査 申請に 基づく 調査
8月計	211	144	617	155	208	306	481	181	72	56	17	122	133	159	110	26	354	863	33	5	4,253	4,253
9月1日(火)	11	5	27	3			85	77	20	12	6	14	3	4	10		39	35			351	351
9月2日(水)	39		120	14	49	12		24	37			26	13	44	7			49			434	434
9月3日(木)	20	5	66	29	11		48	13			5		12	5			62	49			325	325
9月4日(金)	17	20	31		3	20	51		9	10		14	3	6	6			55			245	245
9月5日(土)	15	9	108	19	25	13	70	48	28	7	9	31	24	3	15		17	60			501	501
9月6日(日)	28	12	50	13	17	40	30	5	23	21			3	22	11		23	48			346	346
9月7日(月)	3	6	4	7	3	6	2	5	4	5		3					6	18			72	72
9月8日(火)	1	4	50	6	4			36	7			21		9	3	9	24	12	21	31	238	238
9月9日(水)			34	13	11	1	9	2	24			8	6	11			25	39			183	183
9月10日(木)	11	14	42		5	7	34	25				17	2				22	35			214	214
9月11日(金)	9	1	39	5	13	8	38	10	6	12	1	16	22	5	8		2	48			243	243
9月12日(土)	1		42	19	3	12	58			9	4	18	11		7		19	23			226	226
9月13日(日)	31	22	13	5	20	8	17	37	9			3		12	8	6	6	39	5	3	244	244
9月14日(月)	10	5	32	20	9	15	44	14	5	7	4	7	1	4	2		13	11			203	203
9月15日(火)	30	6	31	1	4	3	17	9	4	2	2	11	2	7	6		5	8			148	148
9月16日(水)	11	5	19	8	7	12	14	10	2	5	5	8	2	4	1		14	16			143	143
9月17日(木)	4	8	53	5	9	10	14	1		5	2	4					10	73			198	198
9月18日(金)	13	6	19	4	25	12	12	18				5	5	5			12	6			142	142
9月19日(土)	10		19		12	1	24	1				17	6				5	22			117	117
9月20日(日)	5	15	18		1	2	4	17		4		2		5	4		4	12			93	93
9月21日(月)																					0	
9月22日(火)																					0	
9月23日(水)																					0	
9月24日(木)																					0	
9月25日(金)																					0	
9月26日(土)																					0	
9月27日(日)																					0	
9月28日(月)																					0	
9月29日(火)																					0	
9月30日(水)																					0	
計	480	287	1434	326	439	488	1052	533	250	155	55	347	248	305	198	41	662	1521	59	39	8,919	8,919

(参考) り災・被災証明書発行数

	証明書発行数												
	り災証明									被災証明			合計
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			計	郵送分	即時発行	計	
郵送分						即時発行	計						
計	151	10	23	71	102	2,308	2,057	4,365	4,722	2,502	6,813	9,315	14,037
9月1日(火)	56	4	15	72	52	110	65	175	374	87	257	344	718
9月2日(水)	21			2	6	659	64	723	752	565	131	696	1,448
9月3日(木)	31	3	5	15	8	171	72	243	305	110	185	295	600
9月4日(金)	63	8	19	67	69	286	67	353	579	245	102	347	926
9月5日(土)			窓口休みのため発行なし										
9月6日(日)							31	31	31		77	77	108
9月7日(月)	12		3	33	51	461	64	525	624	232	211	443	1,067
9月8日(火)	34	5	25	14	75	388	77	465	618	90	128	218	836
9月9日(水)	50	11	17	39	100	406	55	461	678	429	109	538	1,216
9月10日(木)	50	6	1	2	6	248	46	294	359	169	110	279	638
9月11日(金)	63	2	4	26	38	341	60	401	534	125	101	226	760
9月12日(土)			窓口休みのため発行なし										
9月13日(日)							33	33	33		37	37	70
9月14日(月)	51		2	7	8	160	129	289	357	64	140	204	561
9月15日(火)	52	13	23	33	34	318	43	361	516	105	106	211	727
9月16日(水)	15	10	18	31	125	943	46	989	1,188	298	88	386	1,574
9月17日(木)	8	1	10	2	4	212	43	255	280	150	118	268	548
9月18日(金)							36	36	36		101	101	137
9月19日(土)													
9月20日(日)			窓口休みのため発行なし										
9月21日(月)													
9月22日(火)													
9月23日(水)													
9月24日(木)													
9月25日(金)													
9月26日(土)													
9月27日(日)													
9月28日(月)													
9月29日(火)													
9月30日(水)													
計	657	73	165	414	678	7,011	2,988	9,999	11,986	5,171	8,814	13,985	25,971

(参考) 寄附について

	入金件数 (件)	入金額 (円)
8月計	524	106,008,326
9月1日(火)	13	2,700,020
9月2日(水)	2	2,030,000
9月3日(木)	5	10,289,210
9月4日(金)	7	1,252,800
9月5日(土)	2	12,000
9月6日(日)	1	10,000
9月7日(月)	6	1,067,907
9月8日(火)	8	2,280,562
9月9日(水)	4	3,267,530
9月10日(木)	6	4,280,000
9月11日(金)	6	1,493,000
9月12日(土)		
9月13日(日)		
9月14日(月)	4	3,096,259
9月15日(火)		
9月16日(水)	5	3,824,000
9月17日(木)	2	314,811
9月18日(金)	1	1,000,000
9月19日(土)		
9月20日(日)		
9月21日(月)		
9月22日(火)		
9月23日(水)		
9月24日(木)		
9月25日(金)		
9月26日(土)		
9月27日(日)		
9月28日(月)		
9月29日(火)		
9月30日(水)		
計	596	142,926,425

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【市民環境対策部】

令和8年9月21日（月）14:00時点

1 被害状況

【八代市斎場】

火葬棟、待合棟・・・断水により一部使用制限あり

【八代市環境センター】

焼却施設、資源化施設・・・断水等により運転停止
管理棟、緑地広場、駐車場・・・一部使用制限あり

【し尿処理施設】

浄化槽汚泥処理施設（建設部所管）・・・使用制限なし

【最終処分場跡地】

水島多目的運動公園、平和町運動公園、
郡築公園・・・使用制限なし

【樹木剪定くず処理施設】

八代ソイル・・・使用制限なし

【旧施設】

清掃センター、衛生処理センター：使用制限なし（一般利用なし）

【コミセン】修繕必要14コミセン（他コミセン軽微修繕あり・確認中）

【市営墓地】上片墓園・・・一部地盤の亀裂等

2 今後の対応

○八代市斎場

井戸水の飲用制限中
復旧工事を予定（年内）

○八代市環境センター

構内道路、緑地広場等の段差・亀裂
処理施設：応急処置を施し搬入再開
緑地広場：使用制限中
復旧工事を予定
（仮復旧：年度内、本復旧：R9年度）

焼却施設：焼却炉(2基のうち2基)運転中

○コミュニティセンター

13のコミセンで34か所復旧工事を予定※
既決予算での対応済み：4か所
補正予算計上(予定含む)
：21か所(うち緊急施工・専決済み：9か所)
※別途、積算中・追加工事予定あり。

○仮設トイレ

設置箇所を暫時移設・撤去実施中

○上片墓園

墓園内通路における亀裂補修
隣接する農業用水路の修繕工事完了後、着手予定（R9年度）

第45回 災害対策本部報告

1. 所管施設の被害状況について【市民活動政策課、環境施設課、環境課】

- (1) コミセン：別紙のとおり
- (2) 環境施設： 〃

2. ごみ収集、処理について【循環社会推進課、環境施設課】

- (1) ごみの収集：一般・資源ごみともに通常どおり実施
 - ・ 8/4(火)収集増強のため、全国都市清掃会議に依頼。
 - ・ 8/12(水)全都清の北九州市よりパッカー車、ダンプ等による避難所可燃収集開始。
 - ・ 8/17(月)全都清の大牟田市、佐伯市、佐世保市より集積所収集・搬出開始。
 - ・ 8/18(火)全都清の佐賀市より収集開始。
 - ・ 8/19(水)全都清の長崎市より可燃収集開始。
 - ・ 8/19(水)佐世保市により避難所資源物回収及び事業者ヤードへの搬送開始。
 - ・ 8/24(月)佐伯市の可燃集積所収集延長 (8/26→ 9/16 まで)。
 - ・ 8/25(火)大牟田市の資源集積所収集延長 (8/31→9/11 まで)。
 - ・ 8/27(木)北九州市の避難所可燃収集延長 (8/29→9/12 まで)。
 - ・ 8/27(木)長崎市の可燃集積所収集延長 (8/31→9/16 まで)。
 - ・ 8/28(金)佐世保市：パッカー1 台増 (計 3 台) (8/31～9/5 まで)。
車両 1 台延長(9/5→9/30)。
 - ・ 8/31(月)佐賀市の収集応援終了。
 - ・ 9/3(木)有料指定袋の大袋について、一時的な使用量増による在庫減のため、R7 の仕様で追加発注。9 月中旬に納品。旧デザインの袋も通常通り使用可能な旨、市 HP により広報。
 - ・ 9/11(金) 大牟田市の収集応援終了。(応援期間：8/17～9/11)
 - ・ 9/12(土) 北九州市の避難所可燃収集応援終了。(応援期間：8/12～9/12)
 - ・ 9/16(水) 大分県佐伯市の可燃集積所収集応援終了。(応援期間：8/18～9/16)
- (2) ごみの搬入 (持ち込みごみ)
 - ・ 許可業者可。
 - ・ 8/3 (月)から一般受入の再開。市ホームページ等で周知済。
- (3) 緑地広場
 - ・ 7/29(水)から利用を停止中。市ホームページ等で周知済。
- (4) ごみの焼却
 - ・ 7/29(水)から断水等により稼働停止。
 - ・ 8/ 6(木)から焼却炉 2 基のうち 1 基の運転を再開。
 - ・ 8/ 9(日)から焼却炉 2 基目の運転を再開。
 - ・ 8/31(月)から市外の施設に処理委託 (広域処理) 開始。
(①8/31(月)～鹿児島県霧島市、②9/1(火)～宮崎県都城市)

3. 災害廃棄物の仮置場について【循環社会推進課】

- (1) 水処理センター西側
 - ・ 8/3 (月)から開設。
 - ・ 7/31(金)に市ホームページ等で広報済。
 - ・ 8/26(水)：渋滞状況確認カメラを設置。8/27(木)稼働開始。
- (2) 鏡支所西側
 - ・ 8/10(月)から開設。
 - ・ 8/6 (木)に市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/9(日)水処理セとともにごみの仮置場への出し方について、市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/25(火)熊本県立大学竹田教授のご協力を得て渋滞状況確認カメラを設置。
8/24(月)に市 HP に URL を掲載。

- (3) 北新地グラウンド
 - ・ 8/29(土)から開設予定。
 - ・ 8/18(火)に市ホームページ等で広報済。
 - ・ 8/26(水)渋滞状況確認カメラを設置。開設日の 8/29(土)から稼働開始。
- ※ 仮置き場（3 か所）の平日までの累計は巻末に掲載
- (4) 市球技場（水処理センター南側）
 - ・ 9/15(火)公費解体専用仮置場として開設。
 - ・ シルバーウィーク（9/19(土)～23(水)）においてボランティア車両の搬入を受入。

4. 仮設トイレについて【環境課、環境施設課】

- (1) 避難所等への設置を協定事業者へ依頼、国土交通省・経済産業省より支援
 - (2) し尿汲み取りについて協定事業者と協議済
 - (3) 7/29(水)から設置開始
 - (4) 8/1 (土) 200 基中 140 基設置済（別紙）。追加含む 60 基は手配済。
 - (5) 8/2 (日)追加分 60 基手配済（合計 260 基設置予定）。
 - (6) 8/6(木) 260 基中すべて設置済。
 - (7) 8/13(木)から仮設トイレの一部移設・撤去（一部、トイレカー再配置）開始。
- ※別添：仮設トイレ等の配置状況

5. 井戸水について【環境課】

- (1) 井戸水の水質検査や井戸の修繕に関する問い合わせ。
- (2) 水質検査は市内事業者、修繕は市管工事組合、九州さく井協会を案内。
- (3) 8/8(土)から災証明の申請に併せた飲料水の状況調査を開始。
- (4) 8/11(火)井戸水の状況について該当校区の市政協力員へ緊急実態調査を依頼。
8/14(金)市政協力員による調査終了。
上水道の計画区域外（麦島、植柳、高田、金剛、二見）の被害約 2,000 世帯（約 2 割）
上水道の計画区域内の被害約 2,400 世帯（約 1 割）
- (5) 8/19(水)井戸水対応チームによる被災井戸の不具合の原因調査（洗浄等）を開始。
- (6) 8/20(木)井戸水対応チーム事務所開設。
- (7) 8/26(水)被災井戸の不具合原因調査（洗浄等）の申込を市内全域に拡大。
- (8) 8/28(金)環境課内に地下水緊急対応タスクフォース配置。
- (9) 9/ 15(火)現在、被災井戸の原因調査受付 3,517 件。
調査・踏査件数 1,374 件（うち洗浄で改善 61 件、洗浄不要 244 件）。

6. 公費解体について【循環社会推進課、環境施設課】

- (1) 公費解体について環境省と協議し、準備中。
- (2) 種類は緊急解体、自費解体、公費解体の 3 種。
- (3) 原則として災証明が必要となる。
- (4) 8/19(水)都城市から職員（2 名）による受援開始。
- (5) 8/17(月)公費解体の緊急解体を開始。
- (6) 8/28(金)循環社会推進課内に公費解体対応チーム配置。
- (7) 9/3(木) 市 HP に公費解体制度の概要を掲載。自費解体の電話による事前相談開始。
- (8) 9/18(金)市 HP に公費解体・自費解体の申請案内を掲載

9. 18(金)現在(※毎週末更新)	
緊急解体調査対象(現地確認済):331 棟	
緊急解体対象:115 棟	
事前協議済:58 棟	
契約済:51 棟	
解体済:6 棟	

7. 要給水支援者リストについて【市民活動政策課】

- (1) 健康福祉部の支援者リストを基に市政協力員に依頼し、8/3（月）から確認中。
- (2) 8/14(金)市政協力員調査終了。8/16（日）要支援者リストを健康福祉部へ提出。

8. 総合窓口について【市民活動政策課】

- (1) 7/29(水)から臨時窓口設置。
- (2) 8/4(火)から本庁舎 1 階会議室 C へ移動
8/14(金)から本庁舎 1 階会議室 D へ移動
- (3) 8/10(月)から平日の 9 時～17 時で本格稼働開始（現在 5 人体制）。
- (4) 1 階の災害関係窓口の地図や案内を掲示済。

※前日までの累計は巻末に掲載

9. 市民課窓口業務について(戸籍、証明書、異動、マイナカード)【市民課】

- (1) 戸籍(BCP)以外も受付。窓口を縮小して対応。
- (2) 7/29(水)から被災者に対する手数料減免開始
対象：住民票・印鑑証明書交付手数料(コンビニ除く)、マイナンバーカード等再交付手数料
- (3) 9/7(月)から窓口縮小を解除し、証明書発行窓口を再開。

10. イベント・行事について【環境課】

- (1) 8/23(日)川と海づくりデー(清掃活動)について中止。市ホームページ等で周知済。

11. ペット関係について【環境課】

- (1) 全避難所で同行避難が当初から可能。
- (2) 8/12(水)から金剛コミセンを同伴避難できる避難所として開設。8/31(月)に閉鎖。

12. 災害時の人権擁護活動について【人権政策課】

- (1) 8/5(水)避難所における性暴力の防止に関する周知ポスター掲示。
- (2) 8/27(木)から、県による避難所等における性暴力被害防止に向けた巡回・周知啓発を実施(～10/29(木)・全18カ所 実施者：公益社団法人熊本被害者支援センター)。
- (3) 8/27(木)～9/13(日)人権セミナーやつしろ第1回オンデマンド配信 演題「災害と人権」。
※市ホームページ等で周知。YouTubeで視聴可能。
- (4) 9/1(火)災害に伴う人権相談について市ホームページで周知。
- (5) 9/8(火)災害時における人権への配慮について、各避難所に周知ポスターを掲示並びに市ホームページで周知。

13. 自治公民館について【市民活動政策課】

- (1) 9/15(火)被害件数79件(調査継続中)。
- (2) 自主避難者数は市政協力員へ確認中。

災害廃棄物仮置場来場台数

災害総合窓口
受付状況

年月日	曜日	水処理 センター	鏡支所	北新地	本庁舎1F 会議室
R8.7.29	(水)	—	—	—	34
R8.7.30	(木)	—	—	—	99
R8.7.31	(金)	—	—	—	79
R8.8.1	(土)	—	—	—	—
R8.8.2	(日)	—	—	—	—
R8.8.3	(月)	393	—	—	188
R8.8.4	(火)	314	—	—	117
R8.8.5	(水)	348	—	—	88
R8.8.6	(木)	—	—	—	88
R8.8.7	(金)	396	—	—	121
R8.8.8	(土)	473	—	—	—
R8.8.9	(日)	538	—	—	—
R8.8.10	(月)	514	481	—	211
R8.8.11	(火)	552	449	—	—
R8.8.12	(水)	567	—	—	143
R8.8.13	(木)	—	450	—	104
R8.8.14	(金)	569	410	—	105
R8.8.15	(土)	606	—	—	—
R8.8.16	(日)	580	459	—	—
R8.8.17	(月)	487	451	—	121
R8.8.18	(火)	552	494	—	115
R8.8.19	(水)	597	—	—	106
R8.8.20	(木)	—	477	—	91
R8.8.21	(金)	541	431	—	88
R8.8.22	(土)	593	—	—	—
R8.8.23	(日)	560	509	—	—
R8.8.24	(月)	484	456	—	115
R8.8.25	(火)	516	464	—	84
R8.8.26	(水)	597	—	—	80
R8.8.27	(木)	—	599	—	86
R8.8.28	(金)	500	460	—	79
R8.8.29	(土)	607	—	329	—
R8.8.30	(日)	680	468	342	—
R8.8.31	(月)	446	401	—	82
R8.9.1	(火)	476	392	95	68
R8.9.2	(水)	505	—	306	61
R8.9.3	(木)	—	400	128	71
R8.9.4 ※	(金)	59	71	22	48
R8.9.5	(土)	557	—	351	—
R8.9.6	(日)	535	492	236	—
R8.9.7	(月)	531	468	—	89
R8.9.8	(火)	455	369	117	68
R8.9.9	(水)	526	—	294	72
R8.9.10	(木)	—	461	175	65
R8.9.11	(金)	525	382	114	61
R8.9.12	(土)	619	—	396	—
R8.9.13	(日)	609	525	225	—
R8.9.14	(月)	464	414	—	76
R8.9.15	(火)	428	336	107	66
R8.9.16	(水)	491	—	250	40
R8.9.17	(木)	—	454	155	50
R8.9.18	(金)	345	213	60	43
R8.9.19	(土)	541	—	328	—
R8.9.20	(日)	651	488	235	—
計		21,327	12,924	4,265	合計
合計			38,516		3,302

※:午後受け入れ休止

(単位:台) (単位:件)

■仮設トイレ設置状況

地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数
代陽	第一中学校	0基	太田郷	ハーモニーホール	0基	鏡	鏡小学校	0基
代陽	代陽コミセン	0基	植柳	植柳小学校	0基	鏡	鏡中	0基
代様	西中洲児童公園	0基	八千把	第四中学校	0基	鏡	鏡コミセン	5基
八代	八代小学校	0基	八千把	八千把コミセン	0基	鏡	文政小学校	0基
八代	八代コミセン	0基	八千把	海士江団地	0基	鏡	有佐小学校	0基
八代	築添団地	0基	八千把	会地公園	0基	鏡	郷開団地	0基
松高	松高小学校	0基	高田	流藻川団地	0基	鏡	楠団地	0基
松高	八代支援学校	0基	金剛	金剛コミセン	0基	鏡	下有佐児童公園	0基
松高	松高コミセン	0基	金剛	第六中学校	0基	鏡	有佐児童公園	0基
松高	松崎公園	0基	郡築	第七中学校	0基	鏡	外出児童公園	0基
松高	高島団地	0基	宮地	第八中学校	0基	鏡	北出児童公園	0基
松高	八代斎場	0基	宮地	宮地コミセン	0基	鏡	大環児童公園	0基
太田郷	トヨタカ地建アリーナ	0基	宮地	西宮団地	0基	鏡	貝洲児童公園	0基
太田郷	太田郷コミセン	0基	日奈久	日奈久小学校	0基	鏡	塩浜児童公園	0基
太田郷	第二中学校	0基	日奈久	日奈久コミセン	0基	鏡	内田児童公園	0基
太田郷	西片町団地	0基	二見	二見コミセン	0基	鏡	芝口農村公園	0基
太田郷	新八代駅がめさん公園	0基	千丁	千丁支所	0基	東陽	東陽コミセン(スポセン)	0基
太田郷	東中洲児童公園	0基	千丁	千丁コミセン	0基		八代港	0基
太田郷	井上児童公園	0基	鏡	鏡支所	0基		計	5基

■トイレカー等設置状況

地区	配置箇所	台数	配置内容	地区	配置箇所	台数	配置内容
代陽	代陽コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡支所	2台	コンテナトイレ
代陽	第一中学校	0台	トイレカー	鏡	鏡支所	0台	トイレカー
代陽	がらっぱ広場	0台	トレーラートイレ	鏡	鏡コミセン	0台	トイレカー
太田郷	太田郷コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡体育館	2台	トイレカー
太田郷	第二中学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	0台	トイレカー
植柳	植柳小学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	0台	トレーラートイレ
松高	松高コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡中学校	0台	トイレカー
八千把	第四中学校	0台	トレーラートイレ	鏡	文政小学校	0台	トイレカー
金剛	金剛コミセン	0台	トイレカー	鏡	有佐小学校	0台	トイレカー
昭和	昭和コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡ヶ池公園	0台	トイレカー
宮地	宮地小学校	0台	コンテナトイレ		エコエイト	0台	トイレカー
日奈久	日奈久小学校	0台	コンテナトイレ	麦島	麦島コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁支所	1台	コンテナトイレ	宮地	宮地コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	0台	トイレカー	龍峯	龍峯コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	1台	コンテナトイレ		計	6台	

1 被害状況

福祉施設・医療機関等の被害状況、実施状況

	被害状況	主な被害内容・実施状況
高齢者施設等	被害あり 174事業所中 人的被害 68事業所 物的被害 161事業所(重大52、軽微109)	・断水、壁や床のひび割れ、キャビネット等物品の倒壊など多数 ・重大な被害のあった施設 7施設(外壁ひび割れ、ひずみ、傾き、水漏れ、敷地内の液状化現象、地割れ)
障がい者福祉施設等	被害あり 34事業所中 人的被害 12事業所 物的被害 19事業所(物的軽微) 80万円以下 物的被害 6事業所(物的重大な被害) 80万円超	・断水、壁や床のひび割れ、器具・機器等の破損あり ・重大な被害のあった施設 6施設(建物基礎の割れ、事務室、居宅棟の床の歪み、ひび割れ)
児童福祉施設等	公立保育園(6園) 被害あり 6園 私立保育園(43園) 被害あり 32園 認定こども園(5園) 被害あり 5園 放課後児童クラブ(37クラブ) 被害あり 14クラブ 子育て支援センター(6カ所) 被害あり 1カ所 こどもプラザ(2カ所) 被害あり 1カ所 病児・病後児保育施設(3カ所) 被害あり 0カ所	・保育園各園に、外壁、室内の壁等へ亀裂、冷蔵庫等の機器の破損、備品の倒壊などあり ・保育施設 全園(54園)実施 ・放課後児童クラブ 全クラブ(37クラブ)実施 ・子育て支援センター 全施設(6施設)実施 ・こどもプラザ 1施設実施 (1施設再開未定) ・病児・病後児保育施設 全施設(3施設)実施
医療機関等	医療機関等の診療状況 【八代市医師会】 77医療機関 すべて診療中 【八代郡市医師会】 23医療機関 すべて診療中	【八代歯科医師会】 歯科医療機関 55機関 すべて診療中 【八代薬剤師会】 薬局 68機関 すべて実施中

2 対応状況

福祉施設・事業所(高齢者施設・障がい者福祉施設・保育施設等)への対応状況

物資供給	・水・食料・消耗品等を随時供給 ・自衛隊の協力により8月5日より介護・障がい・保育等施設へ飲料水を配送
給水等支援	・給水対策部からの給水支援 ・民間事業所の協力による給水支援 6事業所（8月17日で終了） ・ウォーターサーバー設置：1事業所（23施設へ配付）
入浴・専門等支援	・危機管理教育研究所：福祉施設への入浴支援 ・歯科医療法人徳真会：各施設を巡回し口腔ケアを実施 ・入浴・洗濯等支援：（一社）能登乃國百年之計

《今後の対応》

- ・施設、事業所のライフライン等の状況を随時確認し、状況に応じた支援を実施
- ・人的支援については介護職員等派遣(県)にて対応
- ・物的被害については社会福祉施設等災害復旧補助金活用にて対応予定

【在宅被災者等への健康支援の状況と今後の対応】

- ・健康相談、要支援世帯等の連絡への対応 保健師や医療・福祉支援チームが随時、訪問支援
- ・訪問支援（健康状態・生活環境等の確認）

対象		確認調査数	実施機関・団体	状況・対応
高齢者	85歳以上の高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯 （介護サービスなし）	2,268人	・保健師（他自治体等から応援協力） 【※1】 ・地域包括支援センター ・熊本県被災高齢者等把握事業（日本介護支援専門員協会）	訪問調査済 今後、1巡目訪問における要支援者や体調不良者への継続支援、不在者への訪問支援を行う
	75～84歳の高齢者単身世帯 （介護サービスなし）	3,674人		
	65歳以上の高齢者 ※地域包括支援センター等対応	1,308人		地域包括支援センター対応継続
	高齢者の見守り活動	—	・セブンイレブン、ユウベル(株)、 (株)西田、生活協同組合くまもと、 郵便局(包括連携)	お届けサービス等を通じた高齢者の見守り、異変確認時の連絡等
障がい者	重度心身障がい児・者 医療的ケア児	101人	・熊本県被災障がい者把握事業（熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会）	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	在宅の障がい者・児（相談支援、物資支援等）	—	・基幹相談支援センターアクロス ・相談支援事業所 ・熊本地震被災地障害者センター（活動拠点：とら太の会）	支援継続

対象		調査数	実施機関・団体	状況・対応
避難行動 要支援者	60～64歳の単身世帯 (福祉サービスなし)	79人	・熊本県被災障がい者把握事業(熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会)	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	65～84歳の高齢者単身世帯 74歳以下の高齢者世帯、その他の世帯 (福祉サービスなし)	343人	・DWAT(災害派遣福祉チーム)	訪問調査済
	20～84歳の単身世帯(福祉サービスなし)	約700人	・市政協力員・民生委員による 安否確認のみ	確認済
車中泊 避難者	車中泊可能な公園(33か所)、ゆめタウン八代、 県営八代運動公園、二中避難所の計36か所	2か所 4世帯9人	・保健師による巡回確認(8月4日)	健康状態確認、エコノミークラス症 候群、熱中症対策の注意喚起
	夜間巡回により車中泊避難者に対し声かけ、エ コノミークラス症候群、熱中症対策などをまと めたチラシを配布	—	・警察による巡回	支援継続
	住宅課からの情報提供(8/21時点)による車中 泊避難継続中の世帯確認	9世帯	・日赤による訪問支援(8月24日)	健康状態確認、エコノミークラス症 候群、熱中症対策の注意喚起
市 民	スマートフォン等による健康状態の調査を実施	回答数 1,854世帯	・市【※2】	健康状態に心配がある方に電話や 訪問により対応

【※1】保健師等による高齢者世帯等への訪問支援実績

《1巡目》8月5日～30日(26日間)

※訪問人数には、高齢者世帯と同居の家族(高齢者以外)の人数も含まれます。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在(ポスティング)	要支援者
75歳以上の高齢者単身世帯 85歳以上の高齢者のみ世帯	5,428人	3,721人	1,500人	146人

《2巡目》8月27日～9月16日(21日間) ※対象世帯への1巡目の訪問が完了したことから、8月27日より1巡目における要支援者、慢性疾患や不眠、食欲不振を訴えられた方、不在者を中心に訪問を開始。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在(ポスティング)	要支援者
1巡目の要支援者(146人)	146人	146人	0人	51人(支援継続)
1巡目の不在者(1,500人)	1,500人	786人	714人	60人

《避難所退所者》9月16～17日 避難所の集約に合わせて退所された75歳以上の高齢者66人を訪問し、健康状態等の確認(完了)

【※2】市民に対する健康支援

- ・全市民に対し、健康状態等の把握を8月17日から実施
- ・避難所避難者、在宅避難者(訪問支援時)に配付 ・市ホームページ、SNS等で周知

健康調査回答 (9月21日12時現在) 1,854件

うち世帯員に健康状態の気になる方がおり、相談を希望する世帯 340件(18.3%)

健康状態が気になる方には電話や訪問にて対応 311件

【保健師の活動】

- 在宅高齢者世帯の訪問により、要支援者、慢性疾患や不眠、食欲不振を訴えられた方への支援を継続。
- また、不在のためポスティングをした世帯は、避難所への避難者との突合を行うとともに、再訪問を実施。
- アプリによる市民に対する健康支援において、世帯員に健康状態が気になる方がいると回答した世帯へ電話や訪問により支援を実施。
- 避難所については、保健師が巡回し、避難者の健康状態を確認。
- 以上の活動や民生委員等の情報提供により、必要に応じ、福祉避難所、医療機関等へつなぐ。



【避難所における支援】

(1)健康・医療・衛生支援

健康状態の確認	・医療・保健・福祉支援チームによる巡回支援活動を継続 ・八代市医師会、八代郡市医師会の医師・看護師による避難所巡回支援活動（健康相談、アドバイス等を行う） ・保健師（他自治体等から応援協力）による巡回支援
感染対策	・災害時感染制御支援チーム(DICT)による感染対策支援
医療、口腔ケア	・トヨタオカ地建アリーナにて薬が不足している被災者への投薬支援 ・熊本県歯科医師会、福岡歯科大学等の協力による口腔ケアの実施 ・九州大学(医学研究院)の協力によるエコノミークラス症候群防止のため、エコー等機器により血栓がないか確認 ・JDAT、熊本県歯科衛生士会の歯科チームによる巡回支援・口腔体操を実施 ・栄養改善対策 栄養支援チーム(JDA-DAT)による巡回支援（食環境整備、要配慮者への個別対応） （9/14現在:延べ241回実施）

(2)福祉避難所の要配慮避難者の受入れ

受入施設： 保寿寮、康和苑、キャッスル麦島、すずらの里、熊本めぐみの園

現在の状況： 9名（要配慮者7人、介助者2人）

【医療、救護等の活動】

医療・保健・福祉支援チームの活動 活動拠点(市庁舎2階(201・202会議室))

医療・保健・福祉の支援チームの体制を調整、避難所や在宅、医療機関、施設等の被災者支援を実施

船舶活用医療 PFI船舶「はくおうⅡ」の一部にて8月5日から医療提供・救護活動を実施

【被災者支援制度・事業】

〈被災者の生活支援〉

(1) こどもの居場所の設置（学校再開により8月27日終了）

セーブ・ザ・チルドレンの協力により、こどもの居場所を設置

実施期間： 8月12日から8月27日まで12日間（夏休み期間中、平日のみ） 9時～16時

場所： 昭和小学校体育館 送迎バス運行（トヨタカ地建アリーナ⇄昭和小学校）

利用児童： 4歳～小学生6年生 のべ239人

(2) 公衆浴場の無料入浴支援（県事業）

市内施設： 5施設 日奈久温泉センター ばんぺい湯、坂本憩いの家 元湯、東陽交流センター せせらぎ、
さかもと温泉センター クレオン、八代温泉 さくらの湯

市外施設： 熊本市内 25施設、ほか市町村 31施設（9月16日8時現在）

(3) ホテル等避難（県事業）

8月3日より、被災しホテル等への避難を希望する方が対象（県申込フォームより申請）、コールセンター開設

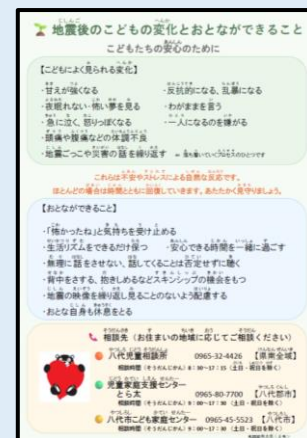
実績： 341世帯 700人（うち利用中：183世帯 349人）（八代市分 9月17日現在）

八代市内のホテル等利用中 82世帯 148人

ホテル等避難者の健康状態は、8月17日から県コールセンターで確認し、市へ情報提供後、対応
今後の生活再建、支援情報の提供については、市から電話確認

(4) 災害時における子どもたちの心のケアに関するチラシの配布

- ・子どもたちが安心して生活を送るため「地震後のこどもの変化におとなができること」の
チラシにより、子どもの心のケアと相談窓口を案内
- ・幼稚園、保育所、小・中・支援学校を通して、児童、生徒のいる家庭に対し配付



〈支援金の給付・貸付〉

(5) 災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金(重傷者)の支給

【災害弔慰金】

令和8年熊本地震により亡くなられた方(災害関連死を含む)の遺族に対し弔慰金を支給

対象者	支給額
死亡者が世帯の生計維持者の場合	500万円
その他の場合	250万円

【災害障がい見舞金】

令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給

対象者	支給額
障がいを負った方が世帯の生計維持者の場合	250万円
その他の場合	125万円

【災害見舞金(重傷者)】

地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1か月以上の入院治療を要する方に支給

対象者	支給額
世帯で1人の場合	3万円
同一世帯内で2人以上の場合	5万円

(6) 被災者生活再建支援金の支給

申請件数(9月18日現在): 基礎支援金:186件【全壊:180件 (複数世帯:124件 単数世帯:56件)】

【大規模半壊:6件 (複数世帯:5件 単数世帯:1件)】

加算支援金: 4件【全壊:3件 大規模半壊:1件】

- ・被災され居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対して、支援金を支給し生活の再建を支援
- ・本市で受付・確認後、(公財)都道府県センターへ送付、センターにおいて審査後、支給

【対象世帯】

- ① 住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯)
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯、敷地被害解体世帯)
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

【支援金の内容】

- ・基礎支援金: 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金: 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【支給額】

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
単数世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

(7) 災害援護資金の貸付 申請件数：14件（9月18日現在）

災害により、負傷または住居・家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金を貸付

※世帯人員ごとの前年の総所得金額が、一定の範囲内ある世帯が対象

【貸付限度額】

区 分	世帯主に負傷が ない場合	世帯主に1か月以上の療養が 必要な負傷がある場合
家財や住居に損害がない	—	150万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)※1	270万円 (350万円)※1
住居の全壊	250万円 (350万円)※1	350万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別の事情がある場合は（ ）内の額

【利率】 年1%（保証人ある場合及び据置期間中は無利子）

【据置期間】 3年（特別の場合5年）

【償還期間】 10年（据置期間を含む）

【償還方法】 元利均等償還

〈医療・福祉サービス〉

(8) 医療機関等への受診 ※当面、令和8年11月末まで実施予定

- ・マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証、介護保険証がなくても、医療機関等の受診や介護サービスの利用が可能（氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、住所等を申出）
- ・公費負担医療(指定難病、自立支援医療など)： 緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診可能
- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、医療保険の窓口負担や介護サービスの利用料の支払いが不要（該当者は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口で申告）

(9) 障害福祉サービス等の利用料の免除など

- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、利用料が免除
障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、短期入所 等)、障害児通所支援(放課後等デイサービス、児童発達支援 等)
- ・利用している障害福祉サービス等事業所へ申告

(10) 障害児通所支援の取扱い

- ・定員を超過して被災障がい者等を受け入れた場合も、定員超過利用減算を適用しない取り扱いが可能
- ・受給者証の支給量の範囲内であれば、利用日や利用回数は保護者との十分な協議の上、事業所の判断で柔軟に調整

〈その他〉

(11) 災害義援金

受付開始：7月31日、市HP等で広報

実績（9月18日12時現在）個人 2,297件 法人・団体 384件 合計 455,142,603円

(12) ボランティアの無料入浴

9月14日より、八代市内においてボランティア活動行う個人・団体に対し、公衆浴場を無料開放

実施場所： 東陽交流センター せせらぎ、さかもと温泉センター クレオン、坂本憩いの家 元湯

無料入浴券の配布場所： 八代市災害ボランティアセンター、市健康福祉政策課(本庁舎2階)

1 被害状況

（１）公共施設

【勤労者向け施設（４施設）】被災無：0施設 被災有：４施設

安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

【観光施設（24施設）】被災無：7施設 被災有：17施設（被害額 7施設：77,428千円[9月8日現在]）

安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

【文化施設（2施設）】被災無：0施設 被災有：２施設

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

【スポーツ施設（24施設）】被災無：4施設 被災有：18施設 調査中：2施設（被害額 9施設：261,576千円[8月19日現在]）

安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

（２）文化財施設 被害件数：61件 被害総額：30,682,000千円[8月28日現在]

【八代城跡】（被害額 15,000,000千円） 【松浜軒】（被害額 7,000,000千円）

【妙見宮】（被害額 3,000,000千円） 【その他】（被害額 5,682,000千円）

（３）商工業事業者 被害事業者数：2,019事業者 被害総額：29,819,010千円[9月16日現在]

【八代商工会議所】（被害額 1,554事業者：22,443,350千円）

【八代商工会】（被害額 465事業者：7,375,660千円）

2 今後の対応

（１）公共施設

- 被害状況の把握：専門業者及び職員により、順次施設の安全点検を実施いたします。
- 利用の再開：点検の結果、安全が確保された施設につきましては、準備が整い次第、順次利用を再開いたします。
- 被害施設の復旧：復旧が必要と判断された施設につきましては、安全が確保されるまで、引き続き利用を停止いたします。
- 施設の再開：各施設の利用再開については、決まり次第、本市ホームページ及びSNS等にて随時周知いたします。

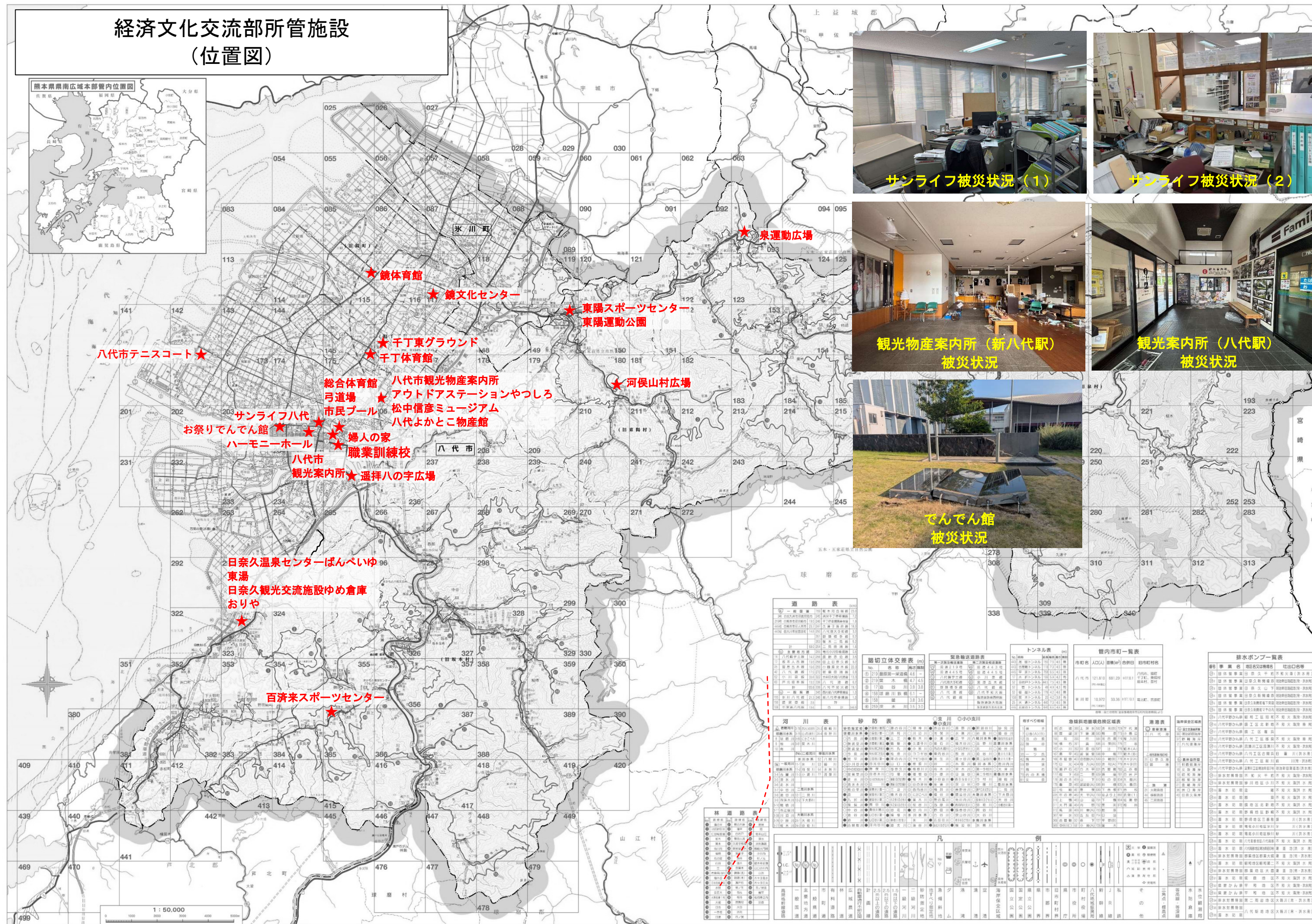
（２）文化財施設

- 被害状況の把握：指定文化財の被害状況調査完了（指定文化財[260件] 被災なし：199件 被災あり：61件）

（３）商工業事業者

- 被害状況の把握：八代商工会議所 被害状況調査完了（対象事業者数[1,810事業者] 被災なし：256事業者 被災あり：1,554事業者）
八代商工会 被害状況調査完了（対象事業者数[612事業者] 被災なし：147事業者 被災あり：465事業者）

經濟文化交流部所管施設
(位置図)



サンライフ被災状況（１）

サンライフ被災状況（2）

観光物産案内所（新八代駅） 被災状況

**観光案内所（八代駅）
被災状況**

でんでん館
被災状況

[illegible]

No.	名 称	高さ	規制
① 219	豊原第一架道橋	4.6	—
② 219	紫 木 橋	4.7	4.5
③ 17	池 谷 川	3.9	3.8
④ 158	塚原川鉄橋	5.1	—
⑤ 158	鉢	3.8	3.6
⑥ 259	深 水 川	3.5	3.0

急輸送道路	第2次緊急輸送道路
219号	⑭ 国道443号
445号	⑭ 国道445号
宇字工路	⑭ 小川東 路
忠大町路	⑭ 宮 田 木 道
赤巻寺路	⑭ 八 代 新 路
代 道 路	⑭ 八代平尾火道
代 道 路	臨海路・東西洋新
	臨海路・大池新
	臨海路・江田新

No.	名称	延長
443	尾 園トンネル	150
443	吉野龍トンネル	118
145	平 家トンネル	768
67	木 折トンネル	106
52	白戸トンネル	44.5
52	雪 トンネル	49
52	笹 越トンネル	179
158	栗 本トンネル	25
25	大 通トンネル	440
444	坂東山トンネル	84

町名	人口(人)	面積(km ²)	合併日	旧市町村名
代市	121,810 (平成28年度)	681.29	H17.5.1	八代市、藤田町、千代町、美郷町、最本村、奈村
川町	10,972 (平成28年度)	33.36	H17.10.1	堀北町、栗原町

番号	事業名	地区名又は標榜地名	吐出口名等
①	緑休舎事業	日 京 久 平 沢	不 燃 火 災 (引 水 用)
②	緑休舎事業	日 京 久 新 堀 邊	汚 染 排 出 施設 汚 泥、汚 水 用
③	緑休舎事業	日 京 久 山 下	汚 染 排 出 施設 汚 泥、汚 水 用
④	緑休舎事業	日 京 久 新 堀 邊	汚 染 排 出 施設 汚 泥、汚 水 用
⑤	緑休舎事業	日 京 久 和 親 町 下 栗 呂	汚 染 排 出 施設 汚 泥、汚 水 用

[illegible][illegible]

ぬすめり地蔵	
川	1 横 手
川	7 豆 湯 (A) (B)
山	12 池 の 奥
系	22 旗 谷
川	32 鶴
山	38 一 ツ 岩
系	42 熊 井
山	59 野 添
川	71 池 の 心
系	79 内 の 木 道
系	81 交 点
川	
山	
系	

種別	位置	面積	崩落
155	豊田	350	下駄
156	横石	361	真
157	小川	382	新築
158	渡平	402	新築
159	本屋敷	435	合築・入
160	小川	424	合築・入
161	藤戸石	437	合築・入
177	野田	458	二
178	野田	459	山
179	豊田	460	合築・入
221	豊田	481	合築・入
225	野田	464	大平
316	豊田	463	山
317	大門	464	内
372	豊田	469	五
373	早水	500	豊田
366	吉田	501	合
368	豊田	518	合

582	漢	和	03	728	下	代
583	漢	平	04	723	小	縣
584	漢	南	05	734	大	縣
585	漢	東	06	715	二	縣
586	漢	北	07	727	韓	縣
587	漢	南	08	777	韓	縣
588	漢	小	09	718	東	縣
589	漢	東	10	719	東	縣
590	漢	東	11	719	東	縣
591	漢	東	12	780	上	縣
592	漢	東	13	781	上	縣
593	漢	東	14	782	上	縣
594	漢	東	15	783	上	縣
595	漢	東	16	784	上	縣
596	漢	東	17	785	上	縣
597	漢	東	18	786	上	縣
598	漢	東	19	787	上	縣
599	漢	東	20	788	上	縣
600	漢	東	21	789	上	縣
601	漢	東	22	790	上	縣
602	漢	東	23	791	上	縣
603	漢	東	24	792	上	縣
604	漢	東	25	793	上	縣
605	漢	東	26	794	上	縣
606	漢	東	27	795	上	縣
607	漢	東	28	796	上	縣
608	漢	東	29	797	上	縣
609	漢	東	30	798	上	縣
610	漢	東	31	799	上	縣
611	漢	東	32	800	上	縣
612	漢	東	33	801	上	縣
613	漢	東	34	802	上	縣
614	漢	東	35	803	上	縣
615	漢	東	36	804	上	縣
616	漢	東	37	805	上	縣
617	漢	東	38	806	上	縣
618	漢	東	39	807	上	縣
619	漢	東	40	808	上	縣
620	漢	東	41	809	上	縣
621	漢	東	42	810	上	縣
622	漢	東	43	811	上	縣
623	漢	東	44	812	上	縣
624	漢	東	45	813	上	縣
625	漢	東	46	814	上	縣
626	漢	東	47	815	上	縣
627	漢	東	48	816	上	縣
628	漢	東	49	817	上	縣
629	漢	東	50	818	上	縣
630	漢	東	51	819	上	縣
631	漢	東	52	820	上	縣
632	漢	東	53	821	上	縣
633	漢	東	54	822	上	縣
634	漢	東	55	823	上	縣
635	漢	東	56	824	上	縣
636	漢	東	57	825	上	縣
637	漢	東	58	826	上	縣
638	漢	東	59	827	上	縣
639	漢	東	60	828	上	縣
640	漢	東	61	829	上	縣
641	漢	東	62	830	上	縣
642	漢	東	63	831	上	縣
643	漢	東	64	832	上	縣
644	漢	東	65	833	上	縣
645	漢	東	66	834	上	縣
646	漢	東	67	835	上	縣
647	漢	東	68	836	上	縣
648	漢	東	69	837	上	縣

	港	港	表
①	重要	酒	酒
2	凡	代	港
②	情	形	酒
21	日	幸	久
53	第		港
③	酒		酒
21	大	港	酒
64	綠	港	酒
45	二	港	酒

海岸保全区域表	②3
① 国土交通省発表 明治村海面	②76
② 新潟県 新潟海面	②1
③ 新潟県 八代湾海面	②12
	②73
	②14
④ 農林省所管 利根川海面	②15
	②16
⑤ 文部省 利根川海面	②17
⑥ 新潟県 新潟海面	②18
⑦ 新潟県 佐和田海面	②19
⑧ 新潟県 日置川海面	②20
	②21
	②22
	②23
	②24

[illegible]

 1.5C 1.5C	高規格幹線道路
 1.5C 1.5C	一般国道
 1.5C 1.5C	主要地方道
 1.5C 1.5C	一般県道
 1.5C 1.5C	市道

[illegible]

例									
国立公園	国立公園	国立公園	市界	市界	旧町村界	県庁	市役所	町村役場	庁舎

			  
新	幹	總	私 幹 總

[illegible]

																																																																																																																																																
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

水 泥 路	小北川地区砂卵石	砂	川 (黄水)
水 泥 路	八里滩地区砂卵石	砂	不 知、海 (水)
水 泥 路	内湾滩地区砂卵石	砂	不 知、海 (水)
水 泥 路 特 别	草塘地区卵石大	卵石	道 (泥、黄水)
水 泥 路 特 别	顺河地区卵石大	卵石	不 知、海 (水)
水 泥 路 特 别	藤条地区卵石大	卵石	道 (泥、黄水)
水 泥 路	草塘地区卵石大	卵石	不 知、海 (水)
黄 力 土 路	草塘地区卵石大	卵石	不 知、海 (水)
黄 力 土 路	草塘地区卵石大	卵石	不 知、海 (水)
水 泥 路 特 别	第二周出地区	大卵石	川 (黄水)
水 泥 路 特 别	八代新地区	大卵石	川 (黄水)
水 泥 路			

経済文化交流対策部 報告資料

1 支援物資取り扱い

- ・食料・水・生活必需品・その他避難所運営に必要とされる資機材
→ HP による募集を中止
- ・避難所における必要物資の電子申請化（ゲンサイクロスの活用）
- ・物資対応職員の設置
- ・物資受け入れ拠点
→ 熊本交通運輸(株)鏡町倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
→ (株)MATSUKI 郡築倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
→ (株)MATSUKI 郡築倉庫の運用に伴いトヨオカ地建アリーナ（大アリーナ）の配送拠点は廃止
- ・物資配送業務の委託
→ 支援物資の配送を包括連携協定事業者に委託。

2 イベントについて

- ・第 5 9 回八代くま川祭り（7/31・8/1）
→ イベント中止
 - ・第 3 9 回やつしろ全国花火競技大会（10/17）
→ 大会中止
 - ・西日本大学ソフトボール選手権大会（8/10～8/13）
→ 大会中止
 - ・八代市文化祭（9/8～11/1）
→ イベント中止
 - ・第 8 1 回熊本県民スポーツ大会（9/5～11/22 の間での延べ 14 日間）
→ 参加辞退
 - ・第 2 1 回八代市民体育大会
→ 大会中止
 - ・第 3 6 回みなと八代フェスティバル 2026（10/4）
→ イベント中止
 - ・令和 8 年妙見祭及び関連行事
→ 中止とする行事
 - 1) 神幸行列（11/22 お下り・11/23 お上り）
 - 2) 御夜（前夜祭）
 - 3) ちびっこ妙見祭
 - 4) ユネスコ無形文化遺産登録 10 周年記念事業
- ※神事の一部及び代替行事の実施については、今後の復旧状況を見極めながら慎重に検討を進めていく。

3 経済文化交流部所管施設の再開について

（観光施設）

- 1) 日奈久温泉センター「ばんぺい湯」（8/4 再開済）
- 2) 八代よかところ物産館（8/3 再開済）
- 3) 八代市観光物産案内所（9/18 再開）

（勤労者施設）

- 1) 八代高等職業訓練校（8/31 再開済）

（スポーツ施設）

- 1) 河俣山村広場（9/7 再開済）

2) 泉運動広場 (9/7 再開済)

<休止施設>

- ・勤労者施設 (桜十字ホールやつしろ他 2 施設)
- ・観光施設 (八代市観光案内所他 7 施設)
- ・文化施設 (鏡文化センター他 1 施設)
- ・スポーツ施設 (トヨオカ地建アリーナ他 2 1 施設)

4 八代港の状況について

- ・熊本県第 10 回災害対策本部会議資料より

被害状況

コンテナターミナルにおいて、ガントリークレーン損傷、レールの曲がり、ヤードの液状化が発生。くまモンポートなど外港地区全体において、岸壁エプロンの亀裂、ふ頭用地沈下等が発生。その他大島地区臨港道路の液状化、内港地区の岸壁亀裂等が発生。

支援船の受け入れについて、九州地方整備局 (リエゾン 2 名) と連携し、7/29 から海上保安庁・海上自衛隊・国土交通省の巡視船等を順次受け入れの上、飲料水や救援物資の提供を開始。

- ・八代港外港地区において、穀物運搬船の利用再開 (8/12 現在) 及び貨物船の利用再開 (8/17 現在)
- ・八代港国際コンテナ定期航路運航状況 (報道情報をもとに整理[8/13 15:00 現在])
 - 台湾航路：大分港を八代港の代替港として運用 (愛媛オーシャンライン)
 - 韓国航路：当面の間、サービス休止 (シノコー成本)
 - 韓国航路：博多港を八代港の代替港として運用 (高麗海運)
 - 神戸航路：当面の間、サービス休止 (井本商運)

5 ふるさと納税の状況について

(9/21 13:00 現在)

	単位	今回寄附額	前回寄附額	累計額
1) 災害支援				
ふるさと納税 災害支援サイト	13 サイト	0 円	390,375,109 円	390,375,109 円
寄附代理受付 自治体	103 自治体	0 円	227,679,943 円	227,679,943 円
企業版ふるさと 納税支援サイト	181 企業	0 円	393,023,000 円	393,023,000 円
2) 企業支援				
日本製紙八代工場 支援 C F	—	0 円	47,713,500 円	47,713,500 円
市内事業者支援	—	0 円	743,239,927 円	743,239,927 円
3) 文化財支援				
文化財復興プロジ ェクト C F	—	0 円	8,414,500 円	8,414,500 円

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【農林水産対策部】

令和8年9月21日（月）12：00 時点

1 被害状況

【農業振興課】

被害件数：947件（8月5日より調査を開始。なお、報告件数は今後の調査進捗により変動）実線囲み：報告対象 / 点線囲み：参考値（報告対象外）
被害額：84.7億円（共同利用施設：19.1億円、非共同利用施設：65.6億円）

共同 利用 施設	・集出荷施設・・・・・・・・22件 ・処理加工施設・・・・・・・・1件	・機械器具・・・・・・・・9件	小計：32件	1,904,565千円
非共同 利用 施設	（園芸施設） ・ハウスの傾き・・・・・・・・13件 ・ハウスの基礎割れ・・・・149件 ・ハウスの歪み・・・・・・・・23件 ・ハウスガラス割れ・・・・2件 ・液状化・・・・・・・・26件 ・地盤沈下・・・・・・・・11件 （園芸施設付帯設備） ・オイルタンク損壊・・・・13件 ・育苗ベンチ転倒・・・・2件 小計：239件 4,451,800千円	（小屋、納屋） ・倒壊・・・・・・・・79件 ・半壊相当・・・・94件 ・一部損壊・・・・176件 ※いぐさ生産者の小屋の倒壊が多数 小計：349件 1,338,160千円 （鶏舎） ・一部損壊・・・・2件 （牛舎） ・一部損壊・・・・1件 小計：3件 8,000千円	（農業用機械） ・全損・・・・・・・・77件 ・半壊・・・・・・・・90件 ・一部損壊・・・・149件 ・転倒・・・・・・・・8件 小計：324件 759,690千円	（その他） ・イチゴ苗枯れ・・・・3件 小計：3件 （参考） ・油漏れ事案・・・・11件 （植柳、高田、昭和、千丁、鏡）

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【農林水産対策部】

令和8年9月21日（月）12：00 時点

1 被害状況

【農地整備課】

農地の地割れや畦畔の転倒及び雑石積崩壊

・農地 1,501か所 被害額 1,483,165千円

ため池・頭首工の損傷

・頭首工 5か所 被害額 80,000千円

用排水路の側壁転倒

・用水路 1,707か所 被害額 13,711,400千円

・排水路 1,415か所 被害額 5,638,950千円

農道の路面亀裂

・農道（橋梁含） 352か所 被害額 646,977千円

樋門の開閉不能などの損傷

・農地保全施設 10か所 被害額 50,000千円

海岸施設のひび割れや段差

・海岸保全施設 505か所 被害額 12,222,000千円

排水機場内舗装、樋管の破損やポンプ不具合

・排水機場 25機場 71箇所 被害額 15,112,000千円

生活環境施設

・農村運動広場 2箇所 被害額 10,000千円

【水産林務課】

○林業関係

・林道施設（落石、崩土等） 73件 21,000千円

・林産施設（施設内作業場 液状化） 18件 1,779,930千円

・作業道施設（崩土） 2件 500千円

○水産業関係

・漁港施設（沈下、ひび割れ） 3件 671,000千円

・共同利用施設（沈下、ひび割れ） 2件 200,000千円

・養殖施設（施設損壊、養殖魚へい死） 2件 120,000千円

【農林水産政策課】

（支所管内）

・市有施設（建物）

八代市定住センター 屋根瓦、天井破損・落下 1件 20,665千円

・市有施設（農村公園）

新牟田一農村公園 グラウンド亀裂等 1件 300千円

【農林水産対策部】

2 今後の対応

【農林水産政策課・農業振興課】

8月27日に示された国の補助事業の実施準備

9月24日から「営農再開ワンストップ相談窓口」を設置

【農地整備課】

・農地 農家の意向を確認し、災害査定（補助申請）を行う。

・用水路

【現状】大きく被災した不知火幹線は、漏水箇所の応急手当てを実施し水量を抑えながらではあるが通水開始

【今後】幹線水路では、国による直轄災害復旧事業にて着手予定。幹線水路以外については、年内に災害査定（補助申請）、年明けから工事着手予定

・排水路

【現状】水路壁（ブロック積等）倒壊が拡大する恐れがある箇所については大型土のう等による応急手当を実施

【今後】年内に災害査定（補助申請）、年明けから復旧工事に着手予定

・海岸保全施設

【現状】県が管理する昭和及び郡築海岸の復旧については現在、直轄海岸保全事業が実施されていることから国（農政局）が応急対策（空洞充填）を実施。8月21日完了

【今後】国が直轄海岸保全事業の進捗を図りながら、復旧を行う。

・排水機場

【現状】北新地排水機場、昭和同仁排水機場、昭和第二排水機場、八代中央排水機場、三番割排水機場の5機場の復旧は、熊本県が実施

【対応状況】北新地排水機場、昭和第二排水機場、三番割排水機場 国・県において、大雨に備えた仮設ポンプを設置済

【水産林務課】

○林業関係

- ・林道施設
- ・林産施設

修繕にて対応（業者に依頼中）
民間施設につき自己復旧（補助にて対応）

・作業道施設

修繕にて対応（業者に依頼中）

○水産業関係

- ・漁港施設

大鞘漁港、二見漁港の2漁港は災害査定の準備中（コンサルタントに委託済）
植柳漁港については修繕にて対応

・共同利用施設

（荷さばき施設）応急修繕にて対応
被災度区分判定後に大規模改修、改築等を検討する。
（増殖センター）漁協にて修繕実施。国の1/2補助のほかに県と市で1/10の上乗せ補助を行う。
自己復旧

・養殖施設

【農林水産政策課】

（支所管内）

- ・市有施設（八代市定住センター） 屋根の応急対策を実施
- ・市有施設（農村公園） 修繕にて対応

農林水産部所管 被害状況

区分	9/18現在（前回報告）		9/21現在	
	件数	被害額（千円）	件数	被害額（千円）
集出荷貯蔵施設	22	1,904,565	22	1,904,565
処理加工施設	1		1	
機械器具（共同）	9		9	
ハウス（非共同）	239	4,451,800	239	4,451,800
機械器具（非共同）	324	759,690	324	759,690
農舎	349	1,338,160	349	1,338,160
畜舎	3	8,000	3	8,000
市有施設（建物）	1	20,665	1	20,665
市有施設（農村公園）	3	10,300	3	10,300
農地（田）	1,462	1,413,065	1,462	1,413,065
農地（畑）	39	70,100	39	70,100
農道	352	646,977	352	646,977
用水路	1,707	13,711,400	1,707	13,711,400
頭首工	5	80,000	5	80,000
排水路	1,415	5,638,950	1,415	5,638,950
排水機場	71	15,112,000	71	15,112,000
海岸（排水樋門含む）	515	12,272,000	515	12,272,000
林道	73	21,000	73	21,000
林産施設（原木流通施設）	1	32,500	1	32,500
林産施設（木材加工施設）	17	1,747,430	17	1,747,430
作業道	2	500	2	500
漁港	3	671,000	3	671,000
漁業協同利用施設	2	200,000	2	200,000
養殖施設	2	120,000	2	120,000
計	6,617	60,230,102	6,617	60,230,102

避難所集約後の食料提供対応

農林水産対策部

市から要請し、夕食に炊き出しによる食料の提供を実施

提供食料

朝食・昼食 : 避難所集約前の食料（パックご飯、アルファ米、缶詰、カップ麺などの保存食）
グリーンコープ様からの支援食料
夕食 : 炊き出し

○食料提供対象者の見直し

見直しの理由

避難所の集約に伴い、炊き出しを市が災害救助法を適用して実施すること及びプッシュ型支援の終了に伴い、パックご飯等の保存食の調達を市が実施するにあたり、対象者を災害救助法第2条に規定する救助の対象者である「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者」とするため、一定の基準を設けるもの。

・提供対象者

- 1 避難所の避難者
- 2 八代市に住民登録のある在宅等避難者
 - ① 断水等により食料を調達しても調理することができない人
 - ② 道路・交通事情等により小売店等へ行くことができない人
 - ③ 自宅・避難場所周辺の小売店等が被災し利用できない。
 - ④ 高齢・障がい・けが等により自分で食料を購入できない人
 - ⑤ 乳幼児の養育等により、食料の購入に行くことが困難な人
 - ⑥ 車両、公共交通機関等が使用できず、食料を購入することが困難な人
 - ⑦ その他、災害の影響により自力で食料を確保することが困難な人

・適用開始日・提供方法

令和8年9月4日（金）～

左記対象者を掲示・周知し、対象者のみ提供
9月11日（金）～

- ◆ 「在宅避難者支援カード PASS」を提示された方に提供
- ◆ PASS は左記の対象者要件を満たし、在宅避難者支援カードを記入された世帯に交付



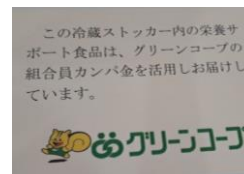
・対象食料

- 1 炊き出し
- 2 配布物資（食料）→1日分/1回を限度

※ 市政協力員、ボランティア団体等からの相談があった場合は、左記を原則としつつ可能な限り柔軟に対応する。

○グリーンコープ様からの支援

- ・ 一社 CON (コネクトプロジェクト) 様から支援されるストッカーを各避難所に設置
- ・ 食料はグリーンコープ様が支援 (納豆、切り干し大根、ヨーグルト、牛乳等)
- ・ 実施期間： ストッカー設置：9月1日(火)～3日(木)
食料支援(初回)：9月15日、17日、18日、21日
以降週1回程度補充



○炊き出しの実施

- ・ 要請先：(一社) 地域活性化プロジェクト縁 GIN
- ・ 提供内容：栄養価に偏りがないよう、野菜を含めた食事を提供。全避難所同メニュー。
- ・ 実施時期：9月 4日(金)～(半分程度の避難所にグループ分けし交互に実施)
11日(金)～(全ての避難所(一部避難所を除く))
- ・ 提供対象者：前ページ提供対象者
- ・ 炊き出しを配布できない人
 - ① 上記対象者の条件に該当しない人 (救助を必要としないと認められる人)
 - ② 持ち帰りを希望する人 (保健所の指導)
 - ③ アレルギー等食事に特別な配慮を必要とする人
 - ④ 提供予定数量に達した後に来所した人

※ ②～④の人には食料物資を配布



9/4 代陽コミセン



9/5 麦島コミセン



9/8 第二中学校

9/4、9/5
提供食事



9/6、9/7
提供食事



9/8
提供食事



【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年9月21（月）16：00時点

1 被害状況

●被害状況

基本情報（令和8年9月21日9時現在）※ 詳細 P.4

被害状況件数（件） 総数~~3,305~~件（主な施設 河川75件、海岸7件、道路~~2,428~~件、橋梁62件、下水道・集落排水365件 ほか）

被災額 ~~7,292,820~~（千円）

道路全面通行止め情報 市道~~99~~件、国・県道0件（県HP防災情報くまもと）

●対応状況

【下水道建設課】 ・一次調査・・・・・・・・・・8月23日現在で363か所の被害 8月2日～6日で約190kmの詳細調査が終了

・二次調査・・・・・・・・・・8月6日から8月28日にかけて約33kmの管内カメラ調査が終了

【建築指導課】 ・応急危険度判定結果速報値（危険（赤）479棟、要注意（黄）355棟、調査済（緑）1,380棟 計2,214棟）

熊本県による実施区域（鏡校区の一部、太田郷校区の一部）8月12日をもって終了。他の地域については市で随時実施。

【住宅課】

・建設型応急仮設住宅

建設数・・・・・・・・・・市内8カ所、建設戸数242戸 ※随時設置個所・戸数を増やす予定（調整中）

建設内訳・・・・・・・・（仮称）がめさん公園内仮設団地（44戸）、（仮称）古城町仮設団地（29戸）

（仮称）沖町仮設団地（31戸）、（仮称）毘舎丸仮設団地（18戸）、（仮称）鏡町仮設団地（17戸）

（仮称）植柳上仮設団地（34戸）、（仮称）海士江仮設団地（35戸）、（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34戸）

申請件数・・・・・・・・9月11日現在213件 ※申込期間：R8.8.28（金）～9.11日（金） ※詳細 P.5、6

・自宅敷地内への建設型応急住宅（9月1日～9月25日まで） 9月~~19~~日現在 申請件数~~92~~件 ※詳細 P.7

・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

申請件数・・・・・・・・9月~~19~~日現在~~147~~件 ※詳細 P.8

・住まいの意向調査

アンケート結果・・・・8月28日現在2,504世帯回答（8月7日からの継続調査）

主な内訳・・・・・・・・建設型災害仮設住宅希望157世帯、みなし仮設住宅希望516世帯、住まいの再建方針も未定703世帯＞

【営繕課】

・住宅の応急修理制度

相談・受付・・・・・・・・9月~~19~~日現在 相談件数~~1,010~~件、申請受付~~32~~件）※詳細 P.9

【建設政策課】

・被災者へのブルーシート配布開始（各支所、各コミセン21カ所） 8月31日で配布終了

・屋根等へのブルーシートの展張の緊急修理制度の運用状況（事業完了期限の延長 8月27日→10月27日）

申請・設置・・・・・・・・9月~~19~~日現在 申請件数~~1,352~~件、設置済件数~~1,052~~件

2 今後の取組み

【土木課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

- ・道路、水路復旧等

被害数 2,134箇所 対応済み 372箇所

被害が全域に及んでおり、八代地区土木災害協力会との災害協定の基、旧八代市区間を9つにエリア分けして、応急対応を実施中。

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・339件

○9～12月災害査定予定

○災害査定後、随時工事発注予定

3. 懸案事項等

○新八千把橋（古閑下町、水無川に架かる橋梁）については、橋梁下部工損傷により、全面通行止めをおこなっている。

災害査定後、橋梁及び取付道路を復旧する必要がある、長期間に及ぶ可能性あり。

○家屋や塀の倒壊による通行規制箇所が多く存在しているため、所有者での撤去や、公費解体での撤去等によるいち早い作業が望まれる。

【下水道建設課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

- ・マンホールや管渠の異状等約24.5kmの被災が判明。下水道の利用には支障なし。

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・105件

○9月以降から査定資料作成、10月～12月災害査定予定

○災害査定後、随時工事発注予定

3. 懸案事項等

○8月21日に発生 of 県道八代港大手町線 ゆめタウン前の雨水管の破損に起因する道路陥没は、8月31日までに応急復旧を完了し、同日19時から交通規制解除。

2 今後の取組み

【住宅課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

○市営住宅被害状況（8月26日現在）

- ・流藻川団地・・・3階建 5号棟・8号棟 井戸水の断水（仮復旧済） 準平 便槽破損10か所
- ・麦島団地・・・1号棟、4号棟、5号棟、7号棟 井戸水の断水（仮復旧済）
- ・郷開団地・・・埋設ガス管破損（全棟）（仮復旧済）
A棟・B棟傾き（建物の壁を下げ振り・床を水平器により測定、壁は最大1/63（1.6/100、約0.91度）の傾きあり）
- ・日奈久団地・・・建物傾斜（1・4号棟）
- ・麦島団地・・・液状化に伴う敷地破損
- ・湊之本団地・下岳上団地・屋根瓦破損

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

○住まいに関する相談窓口

- ・8月17日～ 開始（本庁1階会議室C、住宅課）
- ・8月24日の週～ 避難所等巡回相談開始

○みなし仮設住宅

- ・申請受付（本庁1階会議室C、住宅課）

○建設型応急住宅

- ・申込み受付期間・・・8月28日～9月11日 本庁1階会議室B、住宅課で受付（紙・Web）
- ・入居者選定（県選定基準による）・・・9月11日～
- ・入居・管理開始・・・10月中旬～

○自宅敷地内への建設型応急住宅の受付開始 9月1日～9月25日まで（本庁1階会議室B、住宅課で受付（紙・Web））

○市営住宅（緊急入居対応）

- ・空き部屋修繕（緊急入居用）29戸予定（植柳上町第一団地 他9団地）

3. 懸案事項等

- 市営住宅・・・麦島団地、流藻川団地の井戸水が安定して供給できない状況
- みなし仮設住宅・・・市内の賃貸住宅の提供可能戸数の減少
- 建設型応急住宅・・・整備戸数の上限が現在未定（市営団地やマンションの被害が多数あるため）
整備可能な公有地について追加調査必要（公園用地を含め複数箇所調査）
入居開始後の見守り支援体制等

第45回 災害対策本部会議資料

令和8年熊本地震公共施設被災報告【建設部・各支所産業建設課】

R8.9.21 9:00

前回 R8.9.18 9:00

部署別集計

担当課	件数		被災額(千円)		発注済		完了	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
土木課	2155	2159	5,318,590	5,326,200	63	63	185	185
都市整備課	43	43	271,600	271,600	12	12	2	2
下水道建設課	316	316	554,100	554,100	0	0	4	4
建設政策課	0	0	0	0	0	0	0	0
千丁支所	82	85	327,600	336,799	14	14	7	7
鏡支所	450	454	582,760	594,560	74	74	15	15
坂本支所	13	13	7,200	7,200	0	0	0	0
東陽支所	12	12	30,400	30,400	0	0	0	0
泉支所	61	61	159,300	159,300	0	0	0	0
住宅課	1	1	0	0	0	0	0	0
水道局	1	1	0	0	0	0	0	0
国・県・不明	160	160	12,661	12,661				
合計	3294	3,305	7,264,211	7,292,820	163	163	213	213

施設別集計

施設	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
河川	75	75	110,891	110,891
海岸	7	7	0	0
道路	2419	2428	5,330,338	5,358,337
橋りょう	62	62	490,900	490,900
港湾	6	6	112,000	112,000
都市下水路	202	204	240,583	241,193
下水道・集落排水	365	365	606,550	606,550
公園等	38	38	316,500	316,500
民地堆積土砂	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0
行政施設その他	32	32	12,099	12,099
水道(水道局)	1	1	0	0
公営企業施設	42	42	42,550	42,550
不明	45	45	1,800	1,800
合計	3294	3,305	7,264,211	7,292,820

被災状況別集計

被災状況	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
崩土・倒木	23	23	3,860	3,860
土砂堆積	7	7	4,400	4,400
亀裂	1161	1165	3,251,207	3,257,416
路肩崩壊	89	90	279,550	281,550
構造物破損	993	996	2,334,676	2,336,476
護岸崩壊	69	69	119,549	119,549
浮上・沈下	772	775	834,584	853,184
浸水	4	4	20,100	20,100
側溝等閉塞	8	8	8,300	8,300
建築物破損	37	37	38,450	38,450
電気設備故障	6	6	1,600	1,600
水道関係	0	0	0	0
その他	125	125	367,935	367,935
合計	3294	3,305	7,264,211	7,292,820

※被災状況は複数ある場合主な状況のみ

交通規制

規制状況	件数	
	前回	今回
全面通行止め	101	99

建設型応急仮設住宅_入居相談・申請状況

R8.9.11

日付	相談			申請計	備考
		窓口申請	Web申請		
8月28日	58	4	25	29	相談窓口：本庁1階会議室B、鏡支所 2 階
8月29日	15	3	11	14	相談窓口：本庁1階会議室B
8月30日	8	0	8	8	相談窓口：本庁1階会議室B、鏡支所 2 階
8月31日	26	4	4	8	相談窓口：本庁1階会議室B
9月1日	19	6	5	11	相談窓口：本庁1階会議室B
9月2日	22	4	2	6	相談窓口：本庁1階会議室B
9月3日	28	9	0	9	相談窓口：本庁1階会議室B
9月4日	25	6	1	7	相談窓口：本庁1階会議室B
9月5日	0	0	9	9	相談窓口：休日
9月6日	27	11	6	17	相談窓口：本庁1階会議室B
9月7日	51	17	3	20	相談窓口：本庁1階会議室B
9月8日	47	15	6	21	相談窓口：本庁1階会議室B
9月9日	26	14	4	18	相談窓口：本庁1階会議室B
9月10日	38	11	6	17	相談窓口：本庁1階会議室B
9月11日	32	16	7	23	相談窓口：本庁2階会議室B
合計	422	120	97	217	

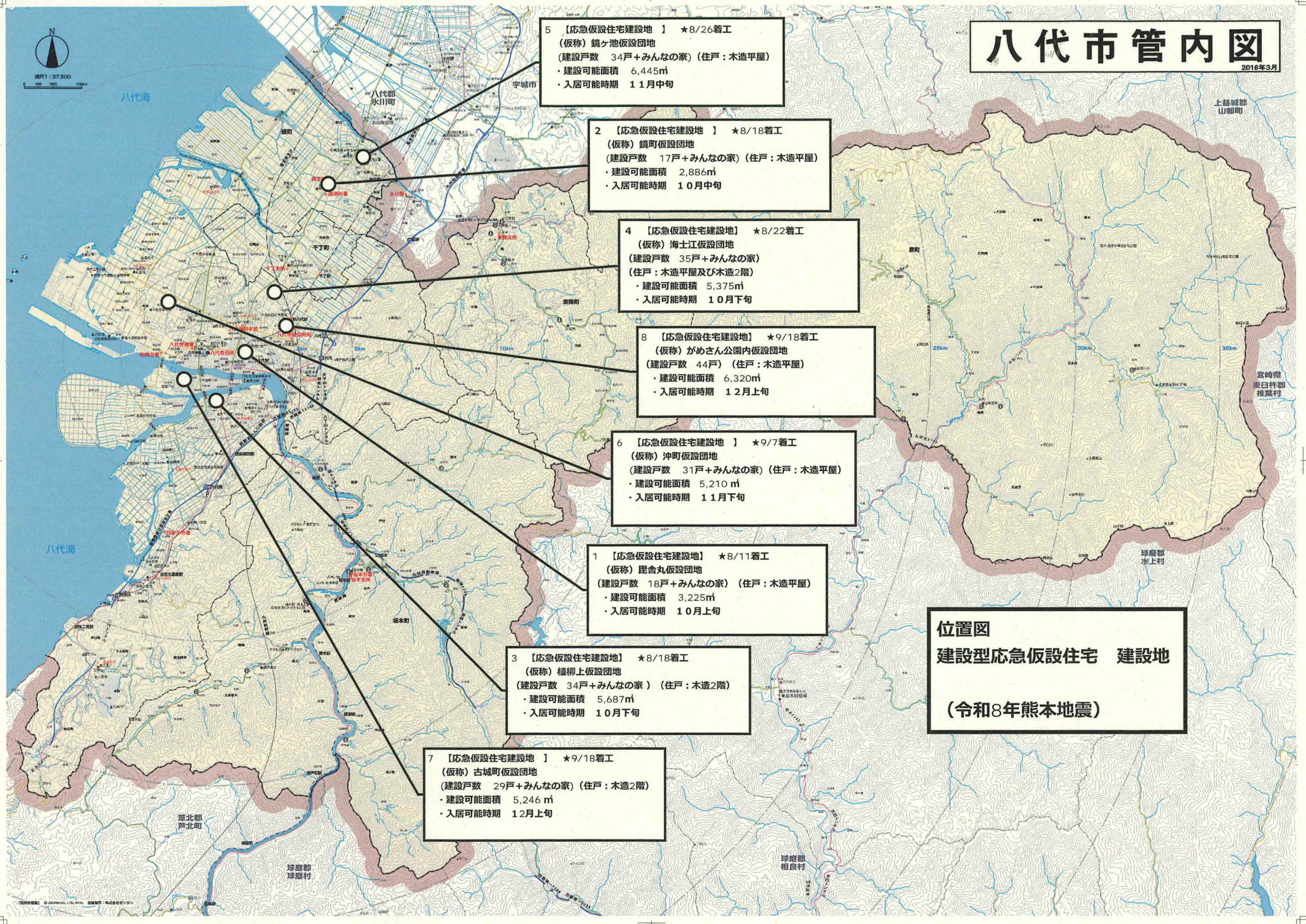
申請状況 R8.9.11

	毘舎丸	鏡町	植柳上	海士江	鏡ヶ池	合計
整備戸数	18	17	34	35	34	138
希望数	32	52	11	58	60	213
残数	-14	-35	23	-23	-26	-75
8月28日	8	8	2	5	5	28
8月29日	1	1	1	7	2	12
8月30日	1	4	0	1	2	8
8月31日	1	2	1	3	0	7
9月1日	0	5	0	1	5	11
9月2日	3	0	0	1	2	6
9月3日	0	3	1	2	3	9
9月4日	1	3	0	2	1	7
9月5日	1	2	1	2	3	9
9月6日	3	1	0	8	5	17
9月7日	3	2	2	7	6	20
9月8日	4	8	1	2	6	21
9月9日	1	3	2	6	6	18
9月10日	2	3	0	4	8	17
9月11日	3	7	0	7	6	23

※以下の世帯については優先して選定することとします。

※入居は先着順ではありません。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の方がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・3歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2)の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1), 2), 3)の次に優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者がいる世帯



八代市管内図

2016年3月

5 【応急仮設住宅建設地】 ★8/26着工
(仮称) 鏡ヶ池仮設団地
(建設戸数 34戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 6,445㎡
・入居可能時期 11月中旬

2 【応急仮設住宅建設地】 ★8/18着工
(仮称) 鏡町仮設団地
(建設戸数 17戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 2,886㎡
・入居可能時期 10月中旬

4 【応急仮設住宅建設地】 ★8/22着工
(仮称) 海士江仮設団地
(建設戸数 35戸+みんなの家)
(住戸: 木造平屋及び木造2階)
・建設可能面積 5,375㎡
・入居可能時期 10月下旬

8 【応急仮設住宅建設地】 ★9/18着工
(仮称) がめさん公園内仮設団地
(建設戸数 44戸) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 6,320㎡
・入居可能時期 12月上旬

6 【応急仮設住宅建設地】 ★9/7着工
(仮称) 沖町仮設団地
(建設戸数 31戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 5,210㎡
・入居可能時期 11月下旬

1 【応急仮設住宅建設地】 ★8/11着工
(仮称) 毘舎丸仮設団地
(建設戸数 18戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 3,225㎡
・入居可能時期 10月上旬

3 【応急仮設住宅建設地】 ★8/18着工
(仮称) 植柳上仮設団地
(建設戸数 34戸+みんなの家) (住戸: 木造2階)
・建設可能面積 5,687㎡
・入居可能時期 10月下旬

7 【応急仮設住宅建設地】 ★9/18着工
(仮称) 古城町仮設団地
(建設戸数 29戸+みんなの家) (住戸: 木造2階)
・建設可能面積 5,246㎡
・入居可能時期 12月上旬

位置図
建設型応急仮設住宅 建設地
(令和8年熊本地震)

敷地内建設型応急仮設住宅_相談・ニーズ調査状況

R8.9.19

日付	申請計		備考
	窓口申請	Web申請	
9月1日	2	2	4 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月2日	5	9	14 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月3日	5	6	11 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月4日	2	4	6 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月5日	0	3	3 相談窓口：休日
9月6日	3	0	3 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月7日	3	8	11 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月8日	4	2	6 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月9日	4	0	4 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月10日	0	1	1 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月11日	3	1	4 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月12日	0	0	0 相談窓口：休日
9月13日	4	3	7 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月14日	2	3	5 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月15日	2	1	3 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月16日	2	0	2 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月17日	2	2	4 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月18日	2	0	2 相談窓口：本庁2階会議室B、住宅課
9月19日	0	2	2 相談窓口：本庁3階会議室B
9月20日			0
9月21日			0
9月22日			0
9月23日			0
9月24日			0
9月25日			0
合計	45	47	92

避難場所	件数
知人・親せき宅	20
被災した自宅	30
被災した敷地内（倉庫・車中泊等）	15
避難所	11
その他	16
計 92	

自宅敷地内に居住する必要性	件数
作物等	42
その他の事情	48
未回答	2
計 92	

校区別	件数
宮地	6
鏡	43
松高	2
千丁	13
太田郷	15
八千把	3
日奈久	2
二見	1
高田	4
代陽	1
八代	1
龍峯	1
計 92	

賃貸型応急仮設住宅_入居相談・申請状況

R8.9.19

日付	相談	申請計		備考
		申請受理		
8月14日	47	1	1	
8月15日	48	0	0	
8月16日	44	0	0	
8月17日	47	1	1	
8月18日	43	2	2	
8月19日	44	1	1	
8月20日	44	1	1	
8月21日	46	0	0	
8月22日	35	0	0	
8月23日	37	0	0	
8月24日	40	1	1	
8月25日	41	1	1	
8月26日	39	0	0	
8月27日	43	1	1	
8月28日	46	2	2	
8月29日	33	0	0	
8月30日	31	0	0	
8月31日	46	0	0	
9月1日	36	2	2	
9月2日	34	0	0	
9月3日	32	5	5	
9月4日	30	3	3	
9月5日	0	0	0	窓口休み
9月6日	0	4	4	
9月7日	34	10	10	
9月8日	33	11	11	
9月9日	27	7	7	
9月10日	35	6	6	
9月11日	39	10	10	
9月12日	0	0	0	窓口休み
9月13日	21	6	6	
9月14日	47	17	17	
9月15日	61	12	12	
9月16日	45	7	7	
9月17日	59	17	17	
9月18日	51	15	15	
9月19日	15	4	4	
9月20日				
9月21日				窓口休み
9月22日				窓口休み
9月23日				窓口休み
合計	1353	147	147	

住宅応急修理制度 事前相談・受付件数

R8.9.19

	電話	来課	申請	計
8月3日	1			1
8月4日	1			1
8月5日	3	12		15
8月6日	17	18		35
8月7日	5	6		11
8月8日	4	5		9
8月9日	4	3		7
8月10日	17	21		38
8月11日	3	10		13
8月12日	23	13		36
8月13日	8	9		17
8月14日	5	15		20
8月15日	8	10		18
8月16日		3		3
8月17日	24	15		39
8月18日	12	19		31
8月19日	11	21		32
8月20日	11	17		28
8月21日	10	12		22
8月22日	4	8		12
8月23日	1	6		7
8月24日	7	18		25
8月25日	4	12		16
8月26日	15	13		28
8月27日	11	13		24
8月28日	4	13		17
8月29日	2	2		4
8月30日		8		8
8月31日	5	14		19
9月1日	12	14		26
9月2日	13	17		30
9月3日	14	19		33
9月4日	7	18	1	26
9月5日	3			3
9月6日	2	18		20
9月7日	6	16		22
9月8日	10	22	2	34
9月9日	12	20	1	33
9月10日	3	21	1	25
9月11日	13	18	1	32
9月12日				
9月13日	1	11		12
9月14日	14	23	4	41
9月15日	9	16	3	28
9月16日	10	27	8	45
9月17日	11	25	6	42
9月18日	11	20	4	35
9月19日	3	15	1	19
9月20日				
9月21日				
	374	636	32	1042

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【給水対策部】

令和8年9月21日（月）14：00時点

○断水解消の状況

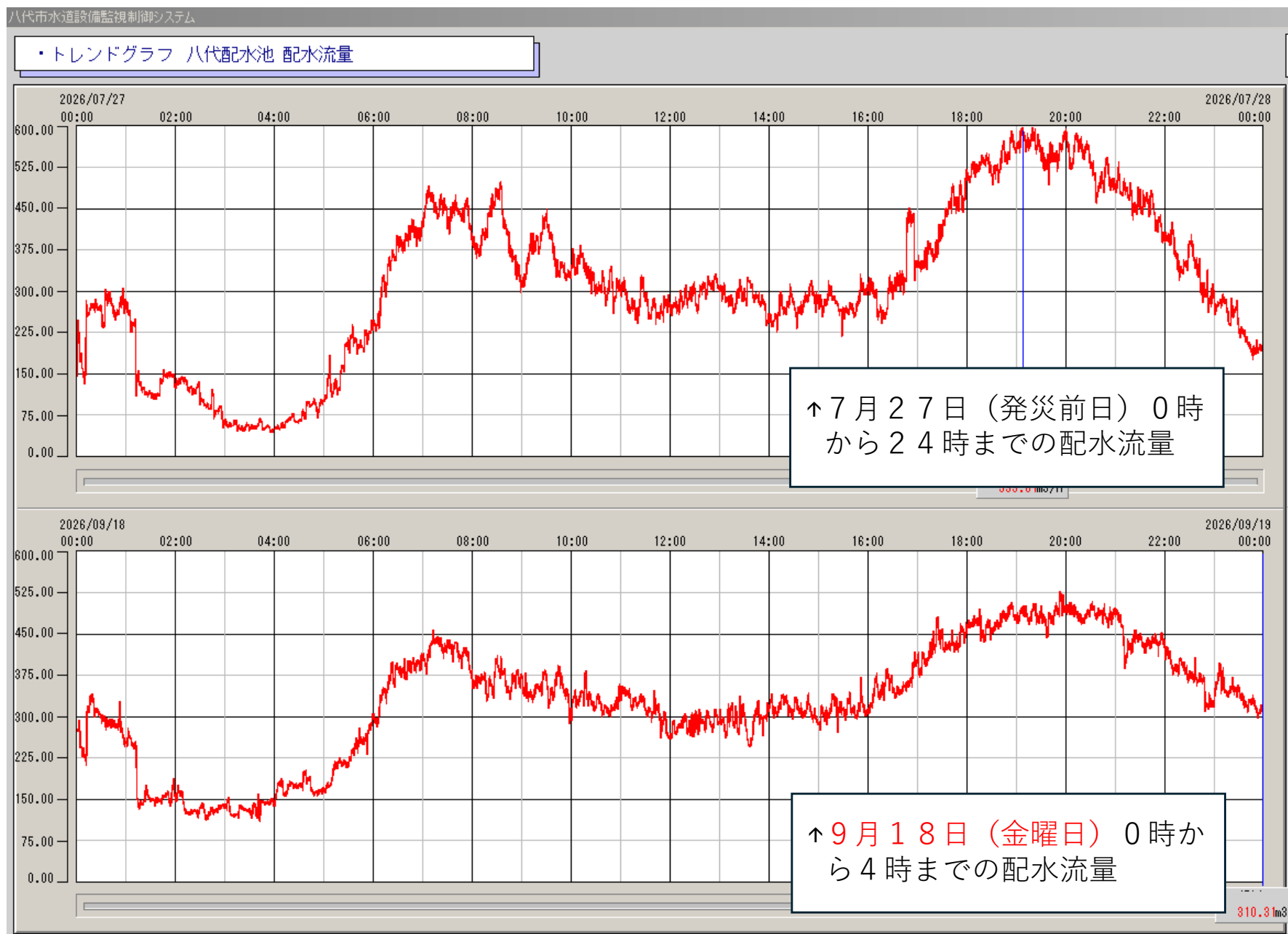
区 分	発災後断水状態となった人口（戸数）	断水解消済みの人口（戸数）
八代市上水道 ① （旧八代市）	40,413人（17,867戸）	40,413人（17,867戸）
うち八代水系	38,523人（16,799戸）	38,523人（16,799戸）
うち日奈久水系	1,890人（1,068戸）	1,890人（1,068戸）
生活環境事務組合上水道 ② （千丁町、鏡町、東陽町、泉町）	16,248人（7,269戸）	16,248人（7,269戸）
上水道 ①+②	56,661人（25,136戸）	56,661人（25,136戸）

（注）表中の人口（戸数）は令和7年度末の給水人口（戸数）を記載。

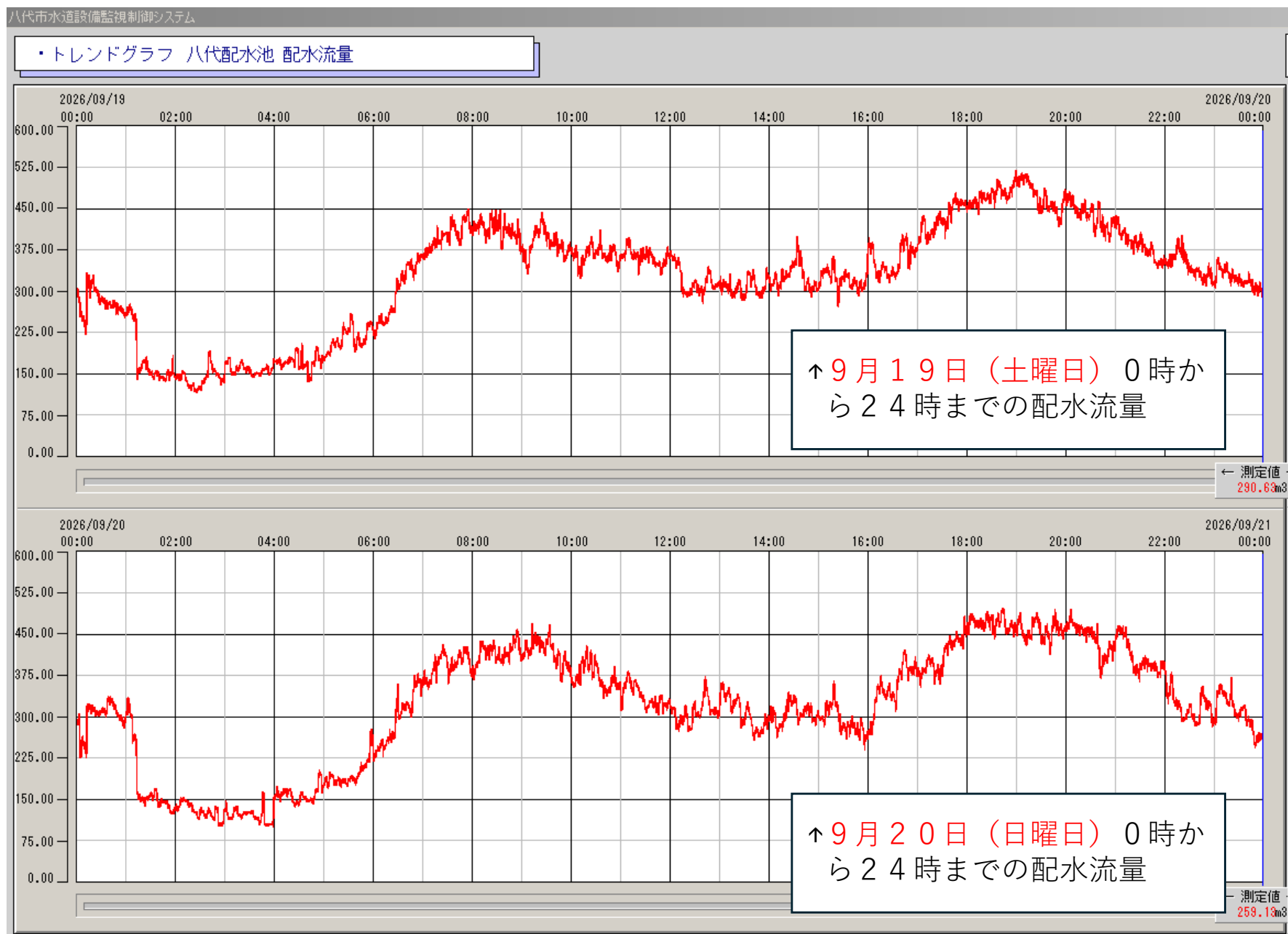
○今後の対応

- ・八代水系において、発災前に比べて八代配水池からの夜間配水流量が多いことから、漏水箇所がなお存在するものと思われる。
- ・発見済みの漏水箇所の修繕を行うとともに、巡回等により漏水疑い箇所を洗い出し、発見した漏水箇所について逐次修繕を実施する。

○八代配水池の配水流量の状況①



○八代配水池の配水流量の状況②



○校区ごとの修繕の状況（完了件数）

月 日	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
7月31日（金）										2	2
7月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
8月1日（土）										1	1
8月2日（日）	1										1
8月3日（月）											0
8月4日（火）	3					1	2	2	1		9
8月5日（水）	3			1		2	2	1	1	3	13
8月6日（木）		2				2	1		1	3	9
8月7日（金）		2		3	1	1				2	9
8月8日（土）		2			2	3				2	9
8月9日（日）	3	2	1								6
8月10日（月）		1	1	1	1	1		3	2		10
8月11日（火）		2	2			1		1	9		15
8月12日（水）		1	4	1			3	1	3		13
8月13日（木）	1		3	1	1		1		1		8
8月14日（金）			2		1	1	2	1	1		8
8月15日（土）		3	2						2		7
8月16日（日）		2	2			1					5
8月17日（月）		1	4					2	2		9
8月18日（火）	2	1	3	1	1		1	1			10
8月19日（水）	1	2	9			1			1	1	15
8月20日（木）		3	5			1				1	10
8月21日（金）		1	2		2	3	1			1	10
8月22日（土）	2	3	2	2	2	1				1	13
8月23日（日）			2		3	1					6
8月24日（月）		2	3			1					6
8月25日（火）		1	1			1					3
8月26日（水）		1	1			1					3
8月27日（木）					4		1				5
8月28日（金）		2	6		1		2				11
8月29日（土）			7		1						8
8月30日（日）		2			1		1				4
8月31日（月）											0
8月計	16	36	62	10	21	23	17	12	24	15	236

（次頁に続く）

(前頁から続き)

月 日	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
9月1日(火)											0
9月2日(水)											0
9月3日(木)			1					2			3
9月4日(金)						1					1
9月5日(土)											0
9月6日(日)											0
9月7日(月)					1		1				2
9月8日(火)					1	1		2			4
9月9日(水)	1	1									2
9月10日(木)		1									1
9月11日(金)			1								1
9月12日(土)											0
9月13日(日)											0
9月14日(月)		1									1
9月15日(火)											0
9月16日(水)											0
9月17日(木)											0
9月18日(金)		1									1
9月19日(土)	2										2
9月20日(日)											0
9月計	3	4	2	0	2	2	1	4	0	0	18
合 計	19	40	64	10	23	25	18	16	24	17	256

○給水車による給水の実施状況

9月18日：38.3 t（11台） 9月19日：34.8 t（11台）
9月20日：31.1 t（11台）

- ・ 上水道の断水解消に伴い、給水区域内においては仮設タンクを用いた給水を縮小し、応急給水栓を用いた給水へ移行している。
- ・ 一方、上水道が整備されていない前川以南（日奈久校区を除く）の地域では、ほとんどの世帯が井戸を使用しているが、被災して使用できない井戸が多いことから、引き続き水の確保が大きな課題となっている。



- ・ 9月1日から前川以南（日奈久校区を除く）に給水場所を増設し、23か所に仮設タンクを設置。大型給水車を3か所に配置して給水車の中間補水場所とし、よりきめ細かな給水を実施中。



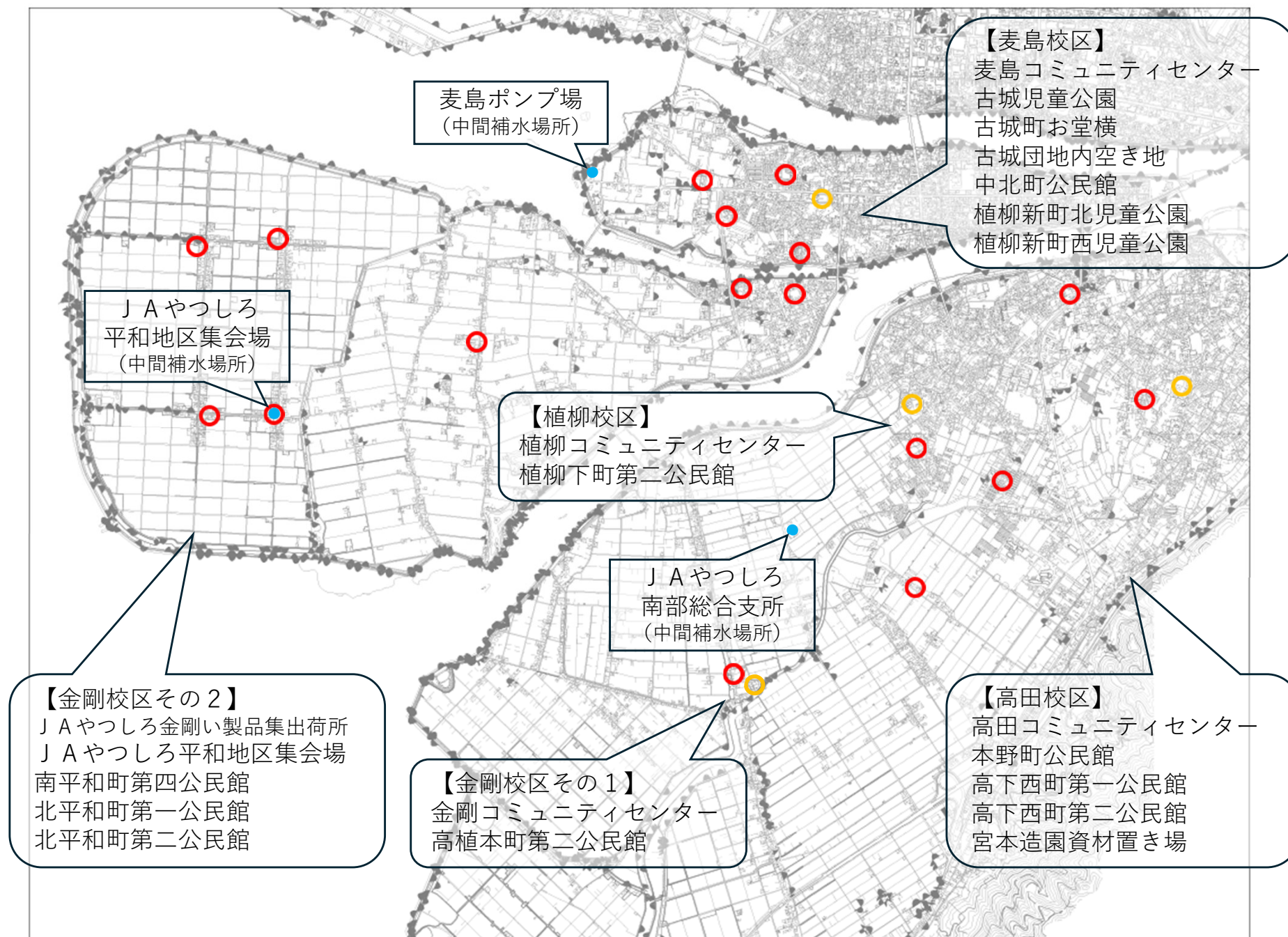
↑仮設タンク

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所ごとの給水の実施状況

（単位：t）

月 日	植柳校区		麦島校区							高田校区					金剛校区							二見校区	
	植柳コミュニティセンター	植柳下町第二公民館	麦島コミュニティセンター	古城児童公園	古城町お堂横	古城団地内空き地	中北町公民館	植柳新町北児童公園	植柳新町西児童公園	高田コミュニティセンター	本野町公民館	高下西町第一公民館	高下西町第二公民館	宮本造園資材置き場	金剛コミュニティセンター	高植本町第二公民館	J Aやつしろ金剛い製品集出荷所	J Aやつしろ平和地区集会場	南平和町第四公民館	北平和町第一公民館	北平和町第二公民館	二見コミュニティセンター	二見野田崎町内野四つ角
9月1日（火）	1.0	2.0	5.2	0.5	0.5	0.6	1.0	1.6	1.3	1.0	1.0	1.0	1.1	0.5	3.7	2.0	0.5	0.7	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5
9月2日（水）	1.0	2.0	5.1	1.7	0.3	0.0	0.4	1.6	1.6	1.0	1.0	1.0	1.0	0.2	5.4	3.5	0.5	1.0	0.5	0.6	0.3	1.0	0.5
9月3日（木）	1.0	1.7	5.0	0.2	0.2	0.4	0.4	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	0.0	0.2	4.0	1.0	1.7	0.0	0.2	0.1	0.0	1.0	0.5
9月4日（金）	1.0	0.7	6.3	0.3	0.0	0.3	0.5	0.5	0.1	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	2.7	2.0	1.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.4
9月5日（土）	1.0	1.4	5.1	0.4	0.5	0.5	0.1	0.6	0.9	1.0	1.0	1.0	2.0	0.0	4.0	0.0	1.3	1.0	0.3	0.6	0.3	1.2	0.6
9月6日（日）	1.0	0.5	4.9	0.4	0.0	0.4	0.0	0.1	1.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.9	1.0	1.5	0.4	0.8	0.4	0.5	1.0	0.5
9月7日（月）	1.0	2.1	4.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.5	1.0	1.0	1.0	1.1	0.1	4.0	3.0	1.2	0.9	0.2	0.7	0.3	1.0	0.5
9月8日（火）	1.0	1.1	4.1	0.5	0.2	0.6	0.3	1.7	0.5	1.0	1.0	1.0	0.0	0.5	3.8	1.7	1.2	0.4	0.5	0.7	0.2	1.0	0.5
9月9日（水）	1.0	1.1	4.8	0.0	0.0	0.3	0.3	0.5	0.7	1.0	1.0	1.0	1.1	0.5	3.5	2.2	1.3	1.4	0.1	0.2	0.2	1.0	0.5
9月10日（木）	1.0	1.0	4.0	0.0	0.4	0.0	1.0	1.8	1.6	1.0	1.0	1.0	0.2	0.3	4.7	3.7	1.7	0.6	0.3	0.3	0.4	1.0	0.5
9月11日（金）	0.6	2.3	4.8	1.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	0.1	0.0	0.0	1.2	0.7	3.7	3.8	1.4	0.4	0.2	0.4	0.2	1.0	0.5
9月12日（土）	0.8	0.7	4.9	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	1.6	0.2	0.3	0.7	1.1	0.8	3.3	3.8	1.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.2	0.2
9月13日（日）	0.6	0.0	5.2	0.3	0.0	0.2	0.5	0.8	1.1	0.0	0.8	0.9	1.0	0.0	3.0	2.4	1.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3
9月14日（月）	0.7	0.7	4.9	0.5	0.0	0.3	0.3	1.0	1.0	0.5	1.0	0.0	0.3	0.2	3.7	1.6	1.0	0.3	0.4	0.4	0.3	0.1	0.5
9月15日（火）	0.7	0.6	5.6	0.8	0.0	0.6	0.1	0.5	0.8	0.3	0.0	0.0	1.5	0.4	3.6	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.0
9月16日（水）	0.4	0.7	5.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.6	1.4	0.3	0.3	0.7	0.0	0.5	3.0	2.1	1.4	0.4	0.7	0.9	0.3	0.1	0.3
9月17日（木）	0.4	0.7	4.9	0.0	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.5	3.1	2.7	1.4	0.3	0.0	1.0	0.2	0.2	0.0
9月18日（金）	0.4	0.7	4.7	0.6	0.0	0.0	0.4	0.0	0.8	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	2.9	2.0	1.1	0.7	0.1	0.4	0.2	0.3	0.3
9月19日（土）	0.2	0.6	4.4	0.3	0.0	0.4	0.3	0.4	0.6	0.0	0.1	0.6	0.7	0.0	1.1	2.7	0.4	0.4	0.6	0.2	0.4	0.4	0.2
9月20日（日）	0.3	0.3	5.3	0.0	0.0	0.4	0.0	0.5	1.2	0.2	0.3	0.0	0.9	1.0	2.9	2.5	1.0	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2
9月21日（月）																							
9月22日（火）																							
9月23日（水）																							
9月24日（木）																							
9月25日（金）																							

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所①



○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所②



○井戸の応急修理に係る相談・問合せ、支援事業の申請等の状況

月 日	コールセンター（０９６５－６５－７７２２）		応急修理申請受付窓口（本庁舎１階会議室Ａ）	
	洗浄受付	相談・問合せ	相談・問合せ	申請受付
９月１１日（金）	43件	69件	40件	0件
９月１２日（土）	－	－	－	－
９月１３日（日）	11件	73件	70件	1件
９月１４日（月）	35件	175件	100件	3件
９月１５日（火）	42件	148件	107件	7件
９月１６日（水）	37件	211件	96件	11件
９月１７日（木）	27件	174件	92件	10件
９月１８日（金）	13件	162件	100件	13件
９月１９日（土）	2件	91件	61件	8件
９月２０日（日）	－	－	－	－
９月２１日（月）	－	－	－	－
９月２２日（火）	－	－	－	－
９月２３日（水）	－	－	－	－
９月２４日（木）				
９月２５日（金）				
９月２６日（土）	－	－	－	－
９月２７日（日）				
９月２８日（月）				
９月２９日（火）				
９月３０日（水）				
９月計	210件	1103件	666件	53件
合 計	210件	1103件	666件	53件

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月21日（月）16：00時点

【教育対策部】

1 被害状況

【人的被害】		
小学生(3人)	公園の休憩所屋根の下敷きで救急搬送(1人)	背中火傷(1人) 足の裏を5か所切るけが(1人)
中学生(5人)	ガラスを踏み右足首3針縫うけが(1人)	弓道練習中(目のけが1人、足痛め1人、腰強打1人) 足を18針縫うけが(1人)
教職員(1人)	校内で転倒し足痛め(剥離骨折)	
施設利用者(4人)	市公民館ホールステージ上にて高校生が転倒しすり傷(4人)	
【施設被害】		
小学校(24校)	被災あり 24校	龍峯小(半壊以上) 代陽小営繕員作業場半壊(隣接地へ影響あり) ※8/21解体完了
中学校(15校)	被災あり 15校	壁面、モルタル亀裂、教室床のたわみ、校舎と渡り廊下のエキスパン損傷、校庭一部液状化など多数
支援学校(1校)	被災あり 1校	玄関前ピロティ、ベランダ等外部にクラック
幼稚園(2園)	被災あり 2園	にじいろ幼稚園(遊戯室の天井が数か所落下、使用不可。ピアノ転倒、各保育室の床傾斜) あおぞら幼稚園(埋設管損傷)
給食センター(6センター)	被災あり 6センター	中部セ(配管外れ・破損、タンク水漏) 東陽セ(壁に亀裂)
公民館(1館)	被災あり 1館	ホール(照明、ステージ吊りものの破損)
赤星公園(1館)	被災あり 1館	水竹居(半壊、灯籠倒壊)
図書館(3館)	被災あり 3館	移動図書館車両破損、書棚の破損、外壁クラック
西宮集会所(1館)	被災あり 1館	1階外壁クラック10か所
博物館(1館)	被災あり 1館	展示ケース破損多数、断水、駐車場マンホール沈下、液状化の痕跡
【被害額】		
概算1,598,176千円	学校園施設 : 1,124,855千円(42校園) 社会教育施設 : 445,567千円(図書館3館243,180千円、八竜山自然公園506千円、博物館201,881千円) 給食施設 : 27,754千円(6センター、4単独調理校) ※他施設確認中	

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月21日（月）16：00時点

【教育対策部】

2 対応状況

- 社会教育施設は、施設内復旧まで当面休館 ※復旧については別添資料による
 - ・9/1図書館せんちょう分館、図書館かがみ分館再開（開架のみ） 10/1図書館本館再開予定（開架のみ）
 - ・10月からの博物館再開館特別展は中止
- 文部科学省「文教施設応急危険度判定士」 8/5被害が大きい25施設を6班体制で調査実施。8/6被害が小さい17施設を3班体制で調査実施。
8/13構造判定で危険1校（龍峯小）。落下物判定で危険9校、千丁給食センター →緊急復旧工事で対応。
被災した児童生徒のケアや教職員への助言ほか学校再開に伴う様々な活動
熊本県：8/10～9/11情報連絡員
岡山県：8/4先遣隊3名 8/10第1陣5名（龍峯小・鏡小） 8/17第2陣5名（龍峯小） 8/24第3陣5名（第三中・他） 8/31第4陣6名（鏡小）
9/7～11第5陣5名（鏡小・八千把小・二中・三中）
大阪府：8/17先遣第1陣3名 8/31第2陣3名（太田郷小） 9/7第3陣3名（太田郷小） 9/14～18第4陣3名（太田郷小）
北九州：8/31第1陣3名（鏡小・他） 9/7第2陣3名（二中・五中） 9/14～18第3陣3名（八千把小）
岩手県：9/7第1陣3名（二見小・松高小） 9/14～17第2陣3名（八千把小）
被災地域の児童生徒の登校時（一部下校含）の安全確保のため学校等が行う登校安全指導の支援を行う。
8/28～9/11龍峯小（バス乗降時見守り）・太田郷小（立番指導） 9/14～18学校支援チーム、市教委（太田郷小・鏡小・三中）
龍峯小の再開場所・通学手段・空調等 →8/1保護者説明会実施済（被害状況等） 8/10保護者説明会実施済（宮地小にて再開等）
全校・園の水やトイレ等 →給水支援（3校）、仮設トイレ設置（3校）
給食施設の給食提供等 →応急給食（パンまたは御飯、牛乳、常温保存喫食が可能なおかず、ゼリー等栄養補助食品）26校園
- 文部科学省「学校支援チーム」支援活動
- 熊本県教育委員会登校支援活動
- 2学期の授業開始（8/28金）に向けた対応
- 学用品支援について：被災により学用品を喪失・損傷した児童生徒に対して学用品を支給し、就学の便を図る。23校70人申請あり（8/28現在） →随時支給中
- 各施設の給水状況（9月16日現在）
 - 【学校・園】
 - 上水道利用可能施設：31施設中31施設 →緊急復旧工事完了
 - 井戸水利用可能施設：11施設中8施設（残りの3施設は井戸給水設備故障） →給水支援中
 - 【給食センター】
 - 上水道利用可能施設：4施設中4施設 →配管・設備等故障箇所対応中
 - 井戸水利用可能施設：2施設中1施設（残りの1施設は井戸給水設備故障） →井戸給水設備新設工事中（南部給食センター）
- 学校施設遊具等の安全確認：全校・園の点検状況を確認済
- 学校体育施設（体育館・運動場等）の貸出状況
 - 一般貸出：当面停止（避難所開設および2学期の教育環境・部活動等の確保を最優先とするため）
 - 再開予定：9/14～ 八代っ子クラブ / 10/1～ 一般利用（夜間等）
 - ※避難所の開設状況等により、再開日程は変更となる場合あり。

市内小・中・支援学校・幼稚園の施設状況一覧（R8.9.21現在）

2学期スタート
8月28日（金）

「本格復旧」という新たなステージへ確実に前進しています。

8月28日(金)より2学期が始まりました。児童生徒の安全最優先のもと、施設点検やライフライン確保、給食体制の構築等を実施しています。現在は本格復旧に向けた取り組みを進めています。

【表の見方】 ○：確保・確認済（使用可能） △：対応・調整中 確認中：確認中 -：該当なし ※掲載内容は9/21現在の状況です。今後の対応により更新していきます。

1 各学校の対応状況

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
1	代陽小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
2	太田郷小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修、配管部品の改修済み	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
3	植柳小	○	○	○		○	○	井戸設備の改修、高架水槽の改修、ペットボトル水搬入 8/29教室棟の井戸出水障害解消、水質試験（飲用可）	△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
4	松高小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
5	金剛小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
6	金剛小弥次分校	○	○	○		△	△	井戸設備の改修 仮設トイレ設置・給水車対応、 ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
7	高田小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
8	八千把小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
9	郡築小	○	○	○		○	○	9/20 上水道濁り解消	△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
10	八代小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
11	宮地小	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
12	日奈久小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	3

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
13	昭和小	○	○	○		○	○	9/21 上水道濁り解消	△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	(前項からの続き)
14	二見小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
15	龍峯小	－	－	－	応急危険度判定により、危険となったため立入禁止措置	－	－	－	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	宮地小学校にて2学期再開
16	麦島小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
17	八竜小	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
18	千丁小	○	○	○		○	○		○	千丁給食セ	配管設備等故障箇所対応済み、9/9通常給食	
19	鏡小	△	△	○	校舎地盤沈下に伴い1階のみ使用制限 体育館：内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		○	鏡小給食室	配管設備等故障箇所対応済み、9/14通常給食	
20	有佐小	○	○	○		○	○		○	有佐小給食室	配管設備等故障箇所対応済み、9/1通常給食	
21	文政小	○	○	○		○	○		○	文政小給食室	配管設備等故障箇所対応済み、9/7通常給食	
22	東陽小	○	○	○		○	○		○	東陽給食セ	配管設備等故障箇所対応済み、8/31通常給食	
23	泉小	△	○	○	4階塔屋：梁部分の破損に伴う使用制限	○	○		○	東陽給食セ	配管設備等故障箇所対応済み、8/31通常給食	
24	泉第八小	○	○	○	校舎及び外部ひび割れ、隙間発生等	○	○		○	泉第八小給食室	被害なし。通常給食	
1	第一中	○	△	○	弓道場：建物傾きに伴う使用制限 部室棟：屋根瓦落下改修済	○	○	水槽清掃、水質検査済(飲料可)	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
2	第二中	△	○	○	屋外階段：建物傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
3	第三中	○	○	○	グラウンド：液状化・地割れ対応済み	△	△	漏水、ポンプ不具合対応中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考 (前項からの続き)
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
4	第四中	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
5	第五中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
6	第六中	○	○	○		△	△	井戸および漏水の調査中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
7	第七中	○	○	○		○	○	9/20 上水道濁り解消	△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
8	第八中	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
9	日奈久中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
10	二見中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
11	坂本中	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
12	千丁中	○	○	○		○	○	給水管改修済	○	千丁給食セ	配管設備等故障箇所対応済み、9/9通常給食	
13	鏡中	○	△	○	体育館:内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		○	鏡中給食室	配管設備等故障箇所対応済み、9/8通常給食	
14	東陽中	○	○	○		○	○		○	東陽給食セ	配管設備等故障箇所対応済み、8/31通常給食	
15	泉中(泉小で記載)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	泉小で記載
1	支援学校	○	○	○	擁壁:コンクリート擁壁一部破損復旧中	○	○	9/21 上水道濁り解消	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
1	にじいろ幼	○	△	○	遊戯室:天井ボード落下に伴う使用制限 倉庫:屋根の傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
2	あおぞら幼	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	

3 給食の対応状況

被災設備の応急修繕を進めるとともに、通水が確認された施設から順次、配管・調理設備・ボイラー等の安全衛生点検を実施中。安全性が確認され次第、食材等の発注を行い、通常給食の再開を目指します。なお、通常給食の再開までは応急給食にて対応します。

(1) 調理場の現状

Nº	調理場	配送校	食数	水	現状 (R8.9.21現在)	通常給食 開始見込
1	泉第八小給食室		5	○	被害なし	8月28日
2	坂本中給食室	2 八竜小、坂本中	61	○	被害なし	
3	東陽給食センター	4 東陽小、東陽中、泉小、泉中	174	○	配管・設備等 故障個所対応完了	8月31日
4	有佐小給食室		96	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月1日
5	文政小給食室		276	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月7日
6	鏡中給食室		425	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月8日
7	千丁給食センター	2 千丁小、千丁中 計9,541食	720	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月9日
8	鏡小給食室		392	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月14日
9	麦島給食センター	4 植柳小、麦島小、三中、支援学校	1,059	○	配管・設備等 確認中	9月24日
10	西部給食センター	8 松高小、八代小、八千把小、郡築小、昭和 四 中、七中、あおぞら幼	2,525	○	上水道配水施設不具合対応済み。配管・設備等 確認中	
11	中部給食センター	8 太田郷小、宮地小、龍峯小、代陽小、一中 二 中、八中、にじいろ幼	2,674	○	配管・設備等 確認中	
12	南部給食センター	9 金剛小、弥次分校、高田小、日奈久小 二 見小、五中、六中、日奈久中、二見中	1,134	井戸破損	井戸掘削中 9/24～ 弁当配送(民間委託)	10月5日 他給食センターより配送

(2) 応急給食

○主食（パンまたはご飯）、牛乳

○常温保存・喫食が可能な食品（カレー、ハンバーグ、親子丼 等）+栄養補助食品（ゼリー、栄養バー 等）追加（9/7～）

社会教育施設の復旧状況一覧(災害対策本部用)

R8.9.21現在

【ステータスの凡例】

- :利用再開済(施設の利用を通常通り再開している。)
- △:一部利用可(一部の利用を制限している。)
- :復旧作業中(復旧工事・点検等を実施中)
- ×:未着手(現地確認・復旧作業に着手していない。)

【全体状況】対象施設数: 15施設

- 利用再開済: 8施設(53%) / 一部利用可: 4施設(27%)
- 復旧作業中: 3施設(20%) / 未着手: 0施設(0%)

No.	施設名	ステータス	主な被害状況	復旧状況・対応内容	利用再開の見込み	備考
1	八代市公民館	△	・音響反射板の損傷 ・各種機材の横転 ・連絡通路沈下 ・外構天井ボード破損 ・建物周りの地面剥離等	・舞台・照明・音響設備の点検手配中 ・各種機材および備品の復旧対応中	一般貸館再開未定	・和室:コミセン避難者受入中 ・会議室:被害家屋調査拠点受入予定
2	赤星公園	■	・水竹居の館の倒壊危険 ・工房クラック ・資料館内部散乱 ・六角堂屋根の欠損 ・石灯籠の倒壊	・屋外・建造物:撤去または修繕・再設置調整中 ・屋内・工房:資料館(片付け・点検中)	未定	
3	さかもと青少年センター	△	・玄関屋根瓦の落下 ・給食室食器の散乱 ・室内道具のずれ(分館)	・復旧済み	一般貸館再開未定	・応援職員等の拠点として利用中
4	八竜山自然公園	○	・事務所内、天文台ロビーが散乱 ・8/8夜より九州電力管理電線の故障に伴う停電	・8/19停電解消 ・事務所内、天文台ロビーの整理を行い、施設進入道路の安全を確認済	9/3	
5	二見自然の森	○	・被害なし		○	
6	西宮・上日置集会所	○	・室内の散乱 ・建物に複数のクラック	・8/18室内の整理完了	8/18	・応急危険度判定調査により利用可能を確認済
7	深水社会教育センター	○	・被害なし		○	
8	鮎俣社会教育センター	○	・被害なし		○	
9	田上社会教育センター	○	・被害なし		○	
10	久多良木社会教育センター	○	・被害なし		○	
11	仁田尾社会教育センター	○	・被害なし		○	
12	八代市立図書館	■	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・自動ドアの損傷 ・排煙窓ガラス及び書棚・移動棚等の破損	・空調テスト完了 ・8/18返却ポスト再開済 ・一部貸出再開協議中 ・10/1開架部分の貸出再開予定	10/1一部再開予定	開架:一般利用者が立ち入れる書架
13	八代市立図書館 せんちょう分館	△	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済 9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架:一般利用者が立ち入れる書架
14	八代市立図書館 かがみ分館	△	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済 9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架:一般利用者が立ち入れる書架
15	八代市立博物館未来の森ミュージアム	■	・室内設備・内装の損傷(タイル・壁・床等)、緑の丘の亀裂 ・給水配管断裂による漏水(空調・消火設備へ影響) ・博物館資料・備品の破損(展示・収蔵資料の一部破損[詳細調査中]、可動展示ケース多数破損、書棚等転倒・破損、4階収蔵庫棚の横ずれ)	・8/19漏水箇所の止水完了、8/31給水配管修繕工事発注済 ・9/7博物館資料の安全対策概ね終了引き続き詳細調査中 ・9/7転倒棚・破損ケースの撤去概ね終了 ・室内設備・内装、展示ケース、書棚等の復旧工事準備中	未定	・駐車場を警察車両・応援職員用として利用中 ・国県の「文化財レスキュー事業」に協力(松井文庫所蔵品救出のべ26名、寺社調査のべ26名協力)

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部（坂本支所）】

令和8年9月21日(月)15:00時点

1 被害状況

- (1) 道路の落石等（市道）※すべて通行可
①早水・日光線：落石複数 ②中津道・鎌瀬線：一部陥没 ③木々子・板ノ平線：落石 ④上深水・九折線：落石 ⑤深水・走水線：落石
- (2) 住家等の損壊
①瓦ずれ、脱落：18戸 ②建物損壊：小屋屋根崩落1件、小屋傾き1件 ③石垣崩落：3件 ④土地の亀裂：1件
- (3) 支所敷地の地盤沈下
正面玄関前及び診療所玄関前歩道の地盤沈下（最大4cm）により段差及び剥離が生じた。
- (4) 温泉センター施設の損壊
棟瓦脱落：約5m（応急補修済み）
- (5) 水道水の混濁
①西部地区簡水 76世帯196人 ②藤本地区簡水 22世帯56人 ③大門地区簡水 11世帯27人
④生名子地区飲供 3世帯4人 ⑤古田地区飲供 11世帯23人
- (6) 百済来川護岸崩壊 約4m
- (7) 公共施設の損壊
①合志野団地石垣崩落 ②坂本中学校敷地ブロック積亀裂
- (8) 河川への落石等
①下深水川護岸 直径約2m

※前回の報告から、新たな情報や変更などはなし

2 今後の対応

- (1) 応急復旧：落石除去、埋め戻し（概算額3,000千円）※補正額6,600千円
- (2) 個人対応（当事者による復旧）
- (3) 修繕：地盤均し（概算額2,000千円）※補正額1,078千円
- (4) 施設管理者（市）による修繕（概算額5,000千円）※補正額902千円
- (5) 備蓄飲料水配布（2Lペットボトル）
①210本送致 ②108本配布 ③30本配布 ④12本配布 ⑤36本配布
- (6) 修繕：河川管理者（県）または個人半額負担（概算額2,000千円）
- (7) ①建設部へ情報共有 ②教育部へ情報共有
- (8) 応急復旧：落石除去（概算額600千円）※補正額600千円

◎その他

- (ア) 給水車による給水活動
7/30、7/31、8/2（藤本地区→西部地区→古田地区）
- (イ) 生活困難者への対応
7/31買い物困難者、移動困難者向け（備蓄食料2,700食分配布）
- (ウ) 温泉センターの営業再開
・8月3日(月)営業再開 8/8(土)レストラン再開 8/11(火)入浴支援開始
- (エ) 坂本診療所の診療再開 8/4(火)再開
- (オ) 備蓄食料の融通 二見コミセンへ（アルファ米500食ほか）
- (カ) 派遣応援職員用物資の搬入 簡易ベッド+簡易テント：200セット

第 45 回災害対策本部 千丁支所関係

千丁町：人口 7,207 名、3,066 世帯

9 月 2 1 日 1 2 時時点

千丁支所：雑用水用の井戸は使用停止中（復旧時期未定）

トイレの設置数

支所及びコミセンへの設置数は、前日から変更なし。

罹災証明書の受付窓口は開設せず。

千丁支所 1 階会議室に農林水産政策課が「営農再開ワンストップ相談窓口」を 2 4 日（木）より開設予定。

支所対策部 鏡支所 対応状況 報告資料(第45回)

1. 鏡支所庁舎の状況

発災時～:停電、断水 ※非常用電源により業務対応

・停電からの復旧:7/31・10時頃

・仮設トイレ:7/31・12時頃2基設置、午後13時頃

8/4・16時半頃2基設置(ウォシュレット機能)

※8/11・バイオトイレカー1台(2基設置) 計19基設置(トイレカー4台)

9/4時点:トイレカー3台(7基) ※仮設トイレ10基は不使用

・インスタントハウス(展示用)1棟設置 旧鏡保健センター南側

・災害ゴミ仮置場(支所西側駐車場):8/10から開始

・8/11:上水道試験通水開始 ※現時点において支所内の水道の通水は問題なし

・8/14:断水解消に伴い通水したが、一部配管より漏水が確認され、水道・トイレで使
できない箇所あり。 ※その他、庁舎破損箇所についても再確認中

2. 避難所の状況

①鏡コミュニティセンター(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:仮設電源設置(ホールのエアコン使用可)・仮設トイレ(5基)設置

※仮設トイレ5基→増設合計11基→15基 8/2シャワー設備設置(8/4開始)

8/11現在:トイレカー3台(5基) ※8/10:トイレカー2台(4基)→3台

避難者	7/29:夜	9/15:夜	9/16:夜	9/17:夜	9/18:夜	9/19:夜	9/20:夜
世帯	39	42	41	40	41	42	42
人数	88	59	58	57	58	59	59

・移動ランドリカー(洗濯機4台) ※鏡コミセン駐車場 8/22～実施

	8/22	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20
計	15	12	12	16	※次回会議にて報告		

※1日16組の利用を想定 8/27洗濯機1台が故障にて修理中 →9/1修理完了

・シャワー施設 ※鏡コミセン駐車場 8/30～実施

	8/30	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20
男性	6 (1)	7(0)	6(0)	9(0)			
女性	9 (1)	17 (1)	22(0)	19(1)	※次回会議にて報告		
計	15	24	28	28			

◆移動式温泉施設「幻想の湯」 ※8/7:18時～開始 【8/27終了】

②鏡小学校(開設時:電気無・水有・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:電気なし(発電機・ポタ電:ランタン・投光器)・水有・トイレ可

※7/31・AM:エアコンのある教室に移動 夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 6 基

8/2・PM:シャワー設備(2カ所)・室内仮設トイレ設置、体育館エアコン設置

室内ラップポントイレ 3 基(不使用)

8/8・9時～避難スペースを教室等から体育館へ移行(8/7 夜・説明会開催)

8/9・トイレカー(1 基)設置済み 8/12・多機能のトイレカー(1台で 4 基)設置予定

9/1・トイレカー2台→9/15・トイレカー撤去

避難者	7/29:夜	9/15:夜	9/16:夜	9/17:夜	9/18:夜	9/19:夜	9/20:夜
世帯	39	27	27	27	27	27	27
人数	88	57	57	57	57	57	57

③鏡中学校(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消しエアコン使用可

7/28・PM:23 時、避難者おらず一旦使用保留 →8/3 以降 再開予定

※8/2・15 時:仮設トイレ 5 基→増設合計 7 基 8/3・13時 避難所再開

室内ラップポントイレ 2 基

避難者	7/29:夜	9/15:夜	9/16:夜	9/17:夜	9/18:夜	9/19:夜	9/20:夜
世帯	39	36	35	35	36	36	36
人数	88	58	57	57	58	58	58

●閉鎖避難所の状況

・文政小学校【8/31 閉鎖 ※鏡コミセンに集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	10	5	5	5	4	4
人数	25	12	12	12	4	4

・有佐小学校【8/31 閉鎖 ※鏡中に集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	4	7	4	2	2	1
人数	5	14	8	4	4	3

3. 管内の被害状況

施設種別 毎件数	7/30	9/1	9/3	9/7	9/9	9/11	9/14	9/16	9/18	9/21
道路	199	280	291	291	296	296	296	300	306	306
橋梁	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17
河川	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7
都市下水路	7	24	25	25	25	25	25	25	25	25
海岸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道・集落排水	33	55	55	55	55	55	55	55	55	55
公園	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
民地堆積土砂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政施設その他	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他公営企業施設	1	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	273	427	439	439	444	444	444	448	454	454

合計被害額	401,790 千円	→	585,160 千円
	7/30		9/21
			鏡産業建設課

◆応急対応 9/21 時点 48 件:市道(道路段差擦り付け、陥没埋戻など)※依頼中も含む

◆建物倒壊被害 9/21 時点 21 棟:市道へ倒れた影響で通行止めになっている箇所

※道路・水路・公園等の被害の状況については、継続し調査、集計等を実施

◆横江大橋北側 野崎江北樋門 ゲート一部不調 8/29 満潮時の水位上昇 ※対応完了

●罹災証明の受付状況 ※8/10～ 8/15(土)・16(日)は窓口開設

8/10:早朝より多くの住民の方が来られ午前中は混雑したが、午後からは混雑も大分解消。昼までに 100 名ほどの申請を受付

※10 日:約 160 件 11 日:鏡支所での受付業務は開設せず。 12 日:約 140 件

13 日:約 100 件 14 日:約 70 件 15 日:約 50 件 16 日:約 30 件

17 日:約 80 件 18 日:約 60 件 19 日:約 60 件 20 日:約 60 件

21 日:約 40 件 22・23 日(土・日):受付業務なし。 24 日:50 件

25 日:27 件 26 日:42 件 27 日:35 件 28 日:28 件

29・30 日(土・日):受付業務なし。 31 日:49 件 9/1 日:25 件

2 日:23 件 3 日:22 件 4 日:19 件 5・6 日(土・日):受付業務なし。

7 日:28 件 8 日:31 件 9 日:25 件 10 日:19 件 11 日:16 件

12・13 日(土・日):受付業務なし。 14 日:22 件 15 日:18 件

16 日:15 件 17 日:11 件 18 日:約 10 件

SW 期間(19～23 日):受付業務なし。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月21日（月）16：00時点

【支所対策部】東陽支所

1 被害状況

【1】インフラの被害

断 水：上水道設置地区全域（河俣・小浦以外）解消8/5～

【2】道路等の被害

県 道：氷川八代線倒木（処理済）

市 道：路面沈下・亀裂、落石

8路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

林 道：落石

2路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

農道等：路面亀裂他 4路線 通行可

農業施設等：排水路破損、灌水配管破損他

【3】施設の被害

九電関係：県道への倒木による電線切断（応急処理済）

定住センター：瓦のずれ・落下、天井板落下（屋根仮復旧完了8/12）

市営住宅：瓦のずれ、落下 4件（仮復旧完了）

せせらぎ：エレベーター復旧、2階自動ドア不動、他（一部営業再開）

戦没者慰霊塔のひび割れ、傾斜

【4】家屋被害（個人対応）

屋根瓦のずれ、落下 概ね100件 ブロック塀倒壊 7件

【その他】

落石による車両破損1件（車庫内：個人対応）

東陽支所空調機故障：8/11

避難所：東陽スポセン 避難所集約により閉鎖：8/31

※前回の会議から新たな被害情報など特になし

2 対応状況

【1】避難所（東陽スポセン）に簡易トイレ5基設置 7/31 18:00

生活環境事務組合による応急給水：8/3～

避難所（東陽スポセン）前に仮設シャワー室の設置：8/5

【2】各部署において倒木、落石除去実施（一部残有）

【3】定住センター屋根および市営住宅屋根の応急復旧に着工8/4～

【その他】8月6日よりせせらぎ温泉の営業再開：被災者無料（10:00～17:00） 8/10～（10:00～20:00）

8月6日せせらぎ自家製パンの販売開始（9:00～17:00） 8月7日よりレストランの営業開始（11:00～15:00）

・今後も新たな被害状況・復旧状況の把握に努め継続して調査を行う。

1 被害状況

【1】人的被害・・・なし

【2】家屋被害・・・なし

【3】施設等被害

①観光施設（平家の里、緒方家、左座家など6カ所）

8/3(月)から営業再開

②道の駅秘境の郷いずみ

8/5(水)通水によりトイレのみ利用再開

8/6(木)物産館営業再開（AM9：00～PM5：00）

8/8(土)レストラン営業再開（AM11：00～PM5：00）

※前回の会議から新たな情報や変更点など特になし

【4】国道・県道被害・・・県土木維持管理課より情報提供なし

【5】市道・林道等被害

①市道・里道61カ所が落石や路肩崩壊、舗装亀裂等の報告

・作業完了	・・・	31カ所	・作業対応中	・・・	19カ所
・災害査定	・・・	11カ所			

②林道15カ所が落石や倒木、崩土、路面沈下等の報告

・作業完了	・・・	10カ所	・作業対応中	・・・	5カ所
-------	-----	------	--------	-----	-----

【6】避難所対応

7/31(金)泉地区の避難所開設4カ所中、3カ所（泉コミセン、泉第八小学校、板木・保口集会所）を閉鎖

8/ 1(土)残り1カ所（旧泉第一小学校）を閉鎖

【7】その他

下岳地区住民に対し、泉小中学校寮のシャワー・洗濯機を8/5(水)から開放（AM9：00～PM4：00） ← 8/27(木)終了

2 今後の対応

・今後も新たな被害状況把握・復旧状況の確認など継続して調査を行っていく